



認証評価に関する調査研究

第 12 号

令和 6 年 6 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻頭言

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、平成 16（2004）年 11 月に私立大学等に対して第三者評価を実施する財団法人として発足し、これまで、大学及び短期大学の機関別認証評価機関として、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価機関として、認証評価事業を実施してきました。令和 6（2024）年度は、認証評価制度第 3 期の最終年度であり、評価機構にとって設立 20 周年を迎える節目の年度でもあります。令和 7（2025）年度からは第 4 期の認証評価を開始します。

評価機構は令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度にかけて、国外の国際機関、評価機関及び教育機関を対象として調査・研究を行いました。

令和 3（2021）年度から令和 4（2022）年度にかけて実施した「インドネシア、タイ、マレーシアの職業教育訓練機関の質保証に関する調査研究」では、東南アジアの高等教育段階の職業教育訓練機関の質保証の実態を把握するため、3 か国の質保証機関及び教育機関を対象として調査を実施しました。

令和 4（2022）年度から令和 5（2023）年度にかけて実施した「欧州における高等教育の質保証へのステークホルダー（特に学生）参画に関する調査研究」では、近年その重要性が指摘されている学生参画の実態を把握するため、英国とベルギーの国際機関、質保証機関及び教育機関に対してインタビュー調査を実施するとともに、参画する学生を対象としたアンケート調査を実施しました。

このたび、評価機構は、これらの調査結果を本報告書としてとりまとめ、今後の評価システムの改善に資することとしています。各大学におかれましては、より積極的な自己点検・評価の実施や、それに伴う改革・改善の実施に向けた資料として、ご活用いただければ幸いです。

最後に、この調査研究にご協力いただきました関係者の方々に、衷心より御礼申し上げます。

令和 6（2024）年 6 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 石井 正彦

目 次

認証評価に関する調査研究 第 12 号

調査研究Ⅰ インドネシア、タイ、マレーシアの職業教育訓練機関の質保証に関する調査研究

I はじめに	7
II 調査研究対象 3 国の職業教育訓練の現状	11
III インタビュー調査	18
1. インドネシアの評価機関と教育機関	18
①国立高等教育アクレディテーション機構 (BAN-PT)	18
②サマリダ・ステイト・ポリテクニク (POLNES)	21
2. タイの評価機関と教育機関	27
①全国教育水準・質評価局 (ONESQA)	27
②ラジャマンガラ工科大学タンヤブリ (RMUTT)	32
3. マレーシアの評価機関と教育機関	37
①マレーシア資格機構 (MQA)	37
②セギカレッジ サラワク	39
IV 調査研究のまとめ	43

調査研究Ⅱ 欧州における高等教育の質保証へのステークホルダー（特に学生）参画に関する調査研究

I はじめに	47
II 欧州の質保証の仕組みとステークホルダー（特に学生）参画	49
III 質保証関連組織へのインタビュー調査	52
①欧州高等教育質保証協会 (ENQA)	52
②欧州学生連合 (ESU)	59
③英国高等教育質保証機構 (QAA)	64
IV 英国の大学へのインタビュー調査	68
1. 調査対象 4 大学の概要	68
2. インタビュー結果のまとめ	72

3. 各大学のインタビュー調査の結果	
①ノッティンガム大学	74
②バーミンガム・シティ大学	78
③セントアンドリュース大学	82
④ハイランズアンドアイランズ大学	88
V 欧州の質保証における学生参画に関するアンケート	
—ESU's QA Student Experts Pool メンバーを対象として—	94
1. アンケート調査概要	94
2. 集計結果と分析	95
3. アンケート調査票	108
VI 調査研究のまとめ	115

調査研究 1

インドネシア、タイ、マレーシアの職業教育訓練機関の 質保証に関する調査研究

I はじめに

II 調査研究対象 3 国の職業教育訓練の現状

III インタビュー調査

IV 調査研究のまとめ

調査研究 1 インドネシア、タイ、マレーシアの職業教育訓練機関の質保証に関する調査研究

I はじめに

1. 目的と意義

本調査研究の目的は、東南アジア、特にインドネシア、タイ、マレーシアにおける高等教育段階の職業教育訓練 Vocational Education Training (VET) 機関の質保証制度について明らかにすることである。日本では、新しい大学制度として令和元(2019)年度に専門職大学・専門職短期大学が発足し、学士レベルでの VET が制度化された。専門職大学は既存の大学と同様に認証評価が義務付けられることから、日本高等教育評価機構(以下、当機構)でも今後、専門職大学の機関別評価を行うことになる。専門職大学を適切に評価するためには、その理念や特色を理解した評価システム¹が必要となる。海外における VET の質保証制度の実態と、それに対する VET 機関の意見や内部質保証体制などを調査研究することは、当機構の評価システム開発に資することが期待できる。

2. 背景・経緯

専門職大学・専門職短期大学の発足を受け、当機構は令和 3(2021)年に「専門職大学の質保証に関する調査研究」を行った。当機構の機関別認証評価の評価システムが専門職大学・専門職短期大学に適用できるかという観点から、評価基準などを検討し、その結果挙げられた課題をもとに、令和元(2019)年度に開学した専門職大学・専門職短期大学にインタビュー調査を行った。その成果は、令和 7(2025)年度から始まる第 4 期認証評価に向けた評価システム改定に生かされている。

一方、当機構内では、高等教育レベルの VET について、海外の事例を学ぶことの必要性も認識されていた。すでに、平成 30(2018)年のオースト

リアでの調査研究において、VET 機関の質保証を行うオーストラリア技能質保証機関(Australian Skills Quality Authority: ASQA)と、その評価を受けた大学にインタビュー調査を行った。ASQA は、多様な VET 機関を対象としていることから、その評価はリスクベースマネジメントの手法を取入れた「規制」の側面が強いことが示された。また、令和元(2019)年には、フィンランド教育評価センター(Finnish Education Evaluation Centre: FINEEC)への調査で、FINEEC が組織内に高等教育を担当する部署と VET を担当する部署を区別して設け、評価を行っていることが明らかになった(以上、当機構「認証評価に関する調査研究」第 9 号、10 号、11 号参照)。

VET の質保証制度について海外での事例研究を進めるべく、本調査研究では対象地域として東南アジアを選んだ。東南アジアは、国ごとに程度の違いはあるとはいえ、近年非常に高い経済成長を見せている。東南アジア諸国連合(Association of SouthEast Asian Nations: ASEAN)²として統合を進め、約 6 億人という大きな人口を抱えた経済圏として各国から注目されている。地域としての勢いは高等教育の発展も促した。各国国内、ASEAN とともに高等教育の質保証に意欲的で、ASEAN 大学連合(ASEAN University Network: AUN)が機関別アセスメントを実施し、ASEAN 質保証枠組み(ASEAN Quality Assurance Framework: AQAF)³も整備されている。このような状況から、

2 昭和 42(1967)年設立。インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの 5 か国で始まり、後にブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟した

3 ASEAN 地域の教育質保証における共通の参照基準。平成 25(2013)年に ASEAN 質保証ネットワーク(ASEAN Quality Assurance Network: AQAN)により承認。同地域内で授与された資格の信頼性を高め、地域内の人の流動性を高めることなどが目的。外部質保証機関、外部質保証の基準とプロセス、内部質保証、国の資格枠組みの 4 領域で定められている

1 当機構の実施大綱や評価基準、各種手続きなどを含む認証評価の仕組みのこと

本調査研究の対象に相応しいと判断した。そして、東南アジアの中でも、先行研究の充実度などを考慮し、インドネシア、タイ、マレーシアの3国を対象とすることにした。

研究計画の設定当初は、調査対象となる VET のレベルを、専門職大学をモデルに「学士号が取得できる VET」と想定していた。しかし、先行研究の調査を進めるうち、各国で VET のレベルや教育形態が非常に多岐にわたることがわかったため、「中等教育以降の学校で行われる VET」と解釈を広げることにした。また、職業教育訓練を示す VET という英語表記は、タイでは職業教育 Vocational Education: VE、マレーシアでは技術職業教育訓練 Technical Vocational Education Training: TVET との表記が多いなど、国によって違いが見られるが、本調査研究では混乱を避けるため、VET で統一する。ただし、掲載している参考資料などでは各国の表記で記載されているものもある。

3. 調査方法

3 国とも、その国の評価機関にインタビューしたうえで、その評価機関の評価を受けている VET 機関の話を聞くことで、評価する側と受ける側双方の視点からの実情と課題を探ることにした。

コロナ禍により現地訪問が困難だったため、全て Zoom を利用したオンラインインタビューとした。各国とも、評価機関では、その国の高等教育における VET の概要、質保証制度、評価の方針などについて質問した。そのうえで、国内の VET 機関を紹介していただき、各国 1 校のインタビューを行うことにした。ただし、タイは先方の都合がつかず、送付した質問に対する書面での回答を受けることにした。

インタビューでは、事前に大まかな質問項目を送り、当日はそれに沿って改めて質問し、回答を求める方法をとった。インドネシアとタイは現地語、マレーシアは英語の通訳を介して行った。

また、本調査研究は、以下の当機構評価研究部職員が担当した。

陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
板垣 智香 評価研究部評価研究課 係長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

4. インタビュー調査実施概要

インタビュー調査の概要は以下の通りである。機関の名称は、日本語・英語・現地語の順で記載している。全てオンラインインタビューで、実施日時は日本時間である。

インドネシア

- ・国立高等教育ア krediteーション機構
National Accreditation Agency for Higher Education (NAAHE)
Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi (BAN-PT)
実施日時：令和 4 (2022) 年 6 月 13 日 (月)
15:00 ~ 17:00
- ・サマリダ・ステイト・ポリテクニク
Samarinda State Polytechnic
Politeknik Negeri Samarinda (POLNES)
実施日時：令和 4 (2022) 年 10 月 6 日 (木)
12:00 ~ 14:00

タイ

- ・全国教育水準・質評価局
Office for National Education Standard and Quality Assessment (ONESQA)
สำนักงานรับรองมาตรฐานและประเมินคุณภาพการศึกษา
実施日時：令和 4 (2022) 年 3 月 2 日 (水)
15:30 ~ 17:30
- ・ラジャマンガラ工科大学タンヤブリ
Rajamangala University of Technology Thanyaburi (RMUTT)
มหาวิทยาลัยเทคโนโลยีราชมงคลธัญบุรี
※質問票を送り、書面での回答 令和 4 (2022) 年 5 月 31 日 (火) 受領

マレーシア

・マレーシア資格機構

Malaysian Qualifications Agency (MQA)

Agensi Kelayakan Malaysia

実施日時：令和 4（2022）年 6 月 14 日（火）

10：30～12：30

・セギカレッジ サラワク

SEGi College Sarawak

実施日時：令和 4（2022）年 9 月 27 日（火）

14：00～16：00

5.（補足）シンガポールについて

研究計画の段階では、シンガポールも対象国の一つとしていた。ASEAN のリーダー的な国であり、高等教育は国際的に高い評価を受けているからである。

同国の VET 政策である「スキルズフューチャー」(SkillsFuture) に注目し、対象機関へのインタビューの日時も決定していたが、事前の質問を送付した段階でキャンセルされ、その後書面で回答を依頼するも受入れられなかった。そのため、シンガポールは本調査研究には含まれないが、事前の文献調査などで分かった点が非常に興味深いものであったため、簡単に記載しておく。

スキルズフューチャーは、労働者技能資格 (Singapore Workforce Skills Qualifications: WSQ) に基づいた VET を行い、労働者の雇用機会を促進する政策である。社会人の再教育が主だが、学生を対象にしたものもある。WSQ 取得のための教育（コース）は、政府が認定した教育機関でのみ実施される。大学にもこのコースが設けられており、シンガポール国立大学などでは学生向けに「WORK-STUDY DEGREE プログラム」が提供されている。

この政策を所管するのは、Skills Future Singapore、通称 SSG という教育省傘下の法定機関である。教育機関が WSQ コースを開くためには、SSG によるコース審査に合格する必要がある。SSG から特に優良な評価を得た教育機関は、WSQ コースを総合的に提供できる教育機関として公的に認められるという。

平成 28（2016）年の SSG 設立時には、教育省管轄で私立高等教育機関を規制する私立教育委員会 (Committee for Private Education: CPE) が統合されている。CPE はアジア太平洋質保証ネットワーク (Asia-Pacific Quality Network: APQN) に加盟する質保証機関であり、CPE の管轄下にある教育機関は VET も行っていることから、SSG は高等教育と VET を一貫して監督する法定機関と想像できる。また、教育省の高等教育局の中には Skills Future Division という名称の部局があり、高等教育行政との連携もうかがえる。

インタビューでは、主に、WSQ コース審査の基準や、大学での WSQ コースの扱いについて質問する予定だった。今後、機会があればぜひ調査を行いたいと考えている。

※和訳について

3 国とも、ウェブサイトや各種資料は、英語版がある場合と、現地語でのみ公表のものがある。いずれも、原則として DeepL、google 翻訳といった翻訳サイトを使用して翻訳した。また、評価システムに関する用語は、わかりやすさを優先し、できる限り当機構で使用している用語で記載した。例えば、各評価機関のウェブサイトでは、当機構という「評価員」のことを、インドネシアはインドネシア語で「Asesor」（英語表記なし）、タイとマレーシアでは英語で「Assessor」または「Auditor」と表記している。語句の使い方には相応の理由があると思われるが、本稿では「評価員」と統一している。

<本調査研究にご協力いただいた方へのお礼>

研究計画にあたっては、中央大学教授の早田幸政氏⁴にご指導を賜った。また、一部の機関のインタビュー調査においては、アポイントの際に、公益財団法人大学基準協会の皆様、千葉大学助教の我妻鉄也氏、ノッティンガム大学マレーシアの Rozilini, M. Fernandez-Chung 氏にご協力いただき、インタビューが実現した。

4 肩書は令和 4（2022）年当時のもの

この場を借りて、皆様にお礼を上げたい。誠にありがとうございました。

小林 澄子（評価研究部評価研究課 課長）

参考文献

- ・公益財団法人 日本高等教育評価機構（2020）
「オーストラリアの大学評価に関する調査研究」
『認証評価に関する調査研究 第9号』p161
～ 184
- ・公益財団法人 日本高等教育評価機構（2021）
「北欧の大学評価に関する調査研究」『認証評価
に関する調査研究 第10号』p171 図1
- ・公益財団法人 日本高等教育評価機構（2023）
「専門職大学の質保証に関する調査研究」『認証
評価に関する調査研究 第11号』p77～96

Ⅱ 調査研究対象 3 国の職業教育訓練の現状

1. 3 国の概要

本項では、調査研究の対象となったインドネシア、タイ、マレーシア各国の VET の現状について述べる。特に記載がない限り、インドネシアは国立高等教育ア krediteーション機構 (BAN-PT)、タイは全国教育水準・質評価局 (ONESQA)、マレーシアはマレーシア資格機構 (MQA) のインタビューにおいて聞取ったものである。

まず、3 国を概観しておく (表 1)。インドネシア共和国 (Republic of Indonesia)、タイ王国 (Kingdom of Thailand)、マレーシア (Malaysia) はいずれも ASEAN の中心的な国である。外務省¹によると、3 国中、最も人口が多いのはインドネシアで、令和 2 (2020) 年で約 2 億 7,000 万人と日本の 2 倍以上の人が暮らしている。国土面積は日本の約 5 倍で、多くの島々からなる他民族国家である。タイは仏教徒が約 94% を占める。観光が経済の柱であり、令和元 (2019) 年の海外からの観光収入は世界第 4 位。一方で、ASEAN の中ではいち早く少子高齢化社会に入ることが予測されている (鈴木ほか 2018)。マレーシアは、昭和 39 (1965) 年にシンガポールから独立した。主要産業は製造業、農林業、鉱業で、一人当たり GDP が令和 4 (2022) 年で 1 万 1,371 米ドルと 3 国の中で最も高い。

2. ASEAN 資格参照枠組み

ASEAN は、加盟国の教育の資格を比較するために、ASEAN 資格参照枠組み (ASEAN Qualifications Reference Framework: AQRf) を制定している。AQRf は、学修成果を 8 レベルで分類し、各レベルで求められる資格の「知識・技能」と、それが求められる場面を示した「アプリケーション・責任」で構成されている。これには、フォーマル教育 (教育機関での教育) だけでなく、インフォーマル教育 (仕事、家

庭、レジャーなどから得られる意図的ではない教育) やノンフォーマル教育 (社内研修などの仕事での活動や共通の関心を持つ人が参加するコミュニティで得られる教育) での成果も含まれている。ASEAN は、実践ガイド「AQRf A Practical Guide and All You Need to Know」を発行して、AQRf がどのように機能し、ASEAN で人々の生活にどのような有意義な影響を与えるかを説明している (ASEAN2018)。その中で、AQRf の目標を次のように定めている。

- ・資格認定のサポート
- ・生涯学習を促す資格枠組みの開発
- ・ノンフォーマル教育を検証するアプローチの開発
- ・学修者と労働者の移動の推進
- ・資格制度への理解を深める
- ・より質の高い資格制度の推進

加盟各国においては、AQRf が国家資格枠組み (National Qualification Framework: NQF) をサポート・強化することが期待されている。今回、調査対象となった 3 国はいずれも NQF を持っている。NQF は各国の状況に合わせて構築されているため、NQF がどの程度 AQRf にリンクしているかを検証したレポートが ASEAN のウェブサイトで公開されている。

3. インドネシアの VET と質保証制度

① VET の現状

教育文化省の高等教育部門が研究技術省に移管された後、教育文化省と統合し、令和 3 (2021) 年から教育文化・研究技術省 (Ministry of Education, Culture, Research, and Technology: MoECRT) となった。全ての段階の教育を所管するが、イスラム教徒を対象とした学校教育については、就学前教育から高等教育までを宗教省が担当する。

高等教育機関で提供される教育は、学術教育、VET、専門職教育に大別される。学校種としては大学 (University)、インスティテュート (Institute)、カレッジ (College)、ポリテクニク (Polytechnic)、アカデミー (Academy) な

1 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>
2024 年 3 月 21 日アクセス

【表 1】インドネシア、タイ、マレーシアの概要

正式名称	人口	民族	国土面積
インドネシア共和国	約 2 億 7,000 万人	約 300 (ジャワ人、スンダ人など)	約 192 万km ²
タイ王国	約 6,609 万人	大多数がタイ族	約 51 万 4,000km ²
マレーシア	約 3,350 万人	マレー系、中華系、インド系など	約 33 万km ²

外務省ウェブサイトをもとに作成

どがあり、それぞれ提供する教育が異なる（大学評価・学位授与機構 2015）。VET のレベルはディプロマ 1 から 4 の 4 段階あり、大学、インスティテュート、ポリテクニクなどでは就学期間が 3 年間のディプロマ 3 と同 4 年間のディプロマ 4 のコースが提供される。ディプロマ 4 のコースを修了すると、学士号と同等のアプライド学士（Applied Degree）が授与される。

アプライド学士は、学士号と同等の資格とみなされているので、ディプロマ 4 のコースは、その産業分野で学士号レベルの能力を持つ人材が必要であると教育機関や産業界が判断した場合に開設される。例えば、自動車産業、石油関連産業に関連するコースはディプロマ 3 までしかないが、会計や看護といった分野では資格を取得するために学士号相当の学歴が必要なため、ディプロマ 4 が開設される。

また、アプライド学士を取得すると、大学院に進学する道も開かれる。つまり、VET 機関の学生やディプロマ 4 がない大学に在籍している学生も、ディプロマ 4 のコースを開設している大学などを経由することで、修士号や博士号を目指すことが可能になる。

なお、専門職教育とは、学術系の修士・博士課程とは別に、VET や学術教育で得た知識や技術を更に専門的に学ぶ課程で、修士や博士と同等レベルと見なされている。

BAN-PT によると、高等教育機関は国公私合わせて 4,460 校、学生数は 919 万 5,848 人という規模である。このうち、VET コースで学ぶ学生は約 138 万人という。

②質保証制度

教育機関の設置認可は、MoECRT が担ってい

るが、MoECRT の依頼を受けて BAN-PT も審査を行う。VET 機関も高等教育機関も同様に、MoECRT の担当部局が審査した後に、改めて全ての書類、特に質保証に関するものを BAN-PT が検証し、最低評価基準を満たしていると BAN-PT が判断すれば認可される仕組みである。設置認可の要件として BAN-PT の許可が必要ということになる。

設置後は、BAN-PT から 5 年に一度の機関別評価を受ける必要がある。ほかに分野別の評価を行うために、現在、医療、教育、科学・数学など 6 分野の評価機関がある。

インドネシアでは、平成 24（2012）年にインドネシア資格枠組み（Indonesian Qualifications Framework: IQF）を策定した。IQF は教育、VET、実務経験と結果としての資格を、比較、均等化、統合する枠組みであり、教育機関での学修、産業界での経験、専門機関からの認定、独学と、四つの経路によって到達できる成果をレベル 1 から 9 まで示している（図 1）。学校教育に当てはめると、レベル 1 が初等教育修了、レベル 6 が学士、レベル 9 が博士に相当する（IQNC2020）。

IQF の管轄は労働省である。この背景には、「正規の教育を受けた卒業生には一定の資格が与えられるが、大学レベルの就学率はいまだ低く、インドネシアの若者の約 70% がノンフォーマル教育に参加している」（IQNC2020）という実態がある。急速な労働人口の増加に対応するためにも、労働市場で活用できるよう適切な能力認定を目指している。

なお、インドネシアでは国家職業技能適性基準において、職業に求められる能力を定めている。当該職業分野を管轄する省庁から提案され、業界等の関係者を交えた協議を通じて策定されてお

り、それぞれが IQF との参照が可能になっている。

4. タイの VET と質保証制度

① VET の現状

VET を管轄するのは教育省の職業教育委員会 (Office of the Vocational Education Commission: OVEC) である。教育省は高等教育を除く全ての段階の教育を管轄しており、タイ政府 19 省で最も大きな予算を持つ。タイは国家プロジェクトのおよそ 20%、GDP の 4% を教育に費やしており、これは OECD 加盟国の中でも高い割合である (Australian Government 2021)。

高等教育も、もとは教育省の高等教育局が管轄していたが、令和元 (2019) 年に科学技術や原子力政策を担っていた科学技術省と統合して、高等教育・科学・研究・イノベーション省 (Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation: MHESI) が発足している。

【図 1】4 経路で到達する IQF レベル

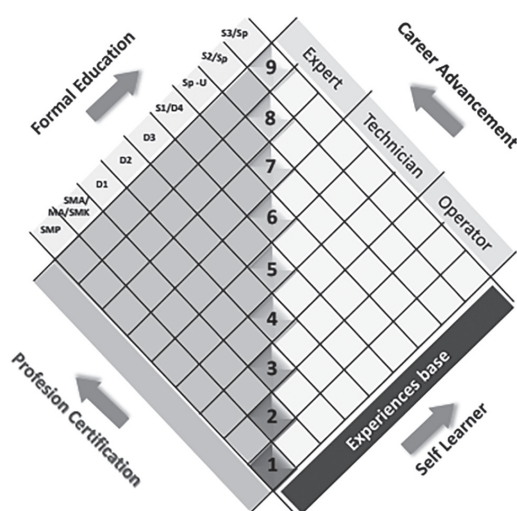


Exhibit E. The IQF level to be achieved through four pathways.

Indonesian Qualifications National Committee (2020) 「ASEAN Qualifications Reference Framework Referencing Report of Indonesia」P17 より抜粋

VET 機関は、国公立が 429 校、私立は 478 校ある。VET のレベルは高校段階にあたる職業教育サーティフィケート (Vocational educational certificate)、その上位にテクニカルディプロマ (Technical Diploma)、そしてテクノロジー学士 (Bachelor degree of technology) の 3 段階があり、合計学生数は平成 30 (2018) 年で 100 万人以上である (Ministry of Education, Thailand 2020)。分野は、工業、商業・経営管理、芸術、家政、農業、水産、観光・ホスピタリティ、繊維、ICT に大別される。

農業が盛んなタイでは、これら以外に農業教育専門の教育機関があり、大規模な農業専門学校が全国に 4 校、ほかに小規模校が 49 か所ある。これらも合わせると VET 機関の学生は約 148 万人にのぼるという。

テクノロジー学士の学修期間は 2 年間で、大学にこのためのコースが設けられている。大学の既存の学部等に編入するという形ではなく、別のコースであり、修了すると授与されるテクノロジー学士は、学士号と同等である。在籍学生は平成 30 (2018) 年度で 9,500 人。ONESQA によると、これが日本の専門職大学に相当するのではないかということだった。

一方、MHESI が管轄する高等教育機関は国立の自治大学 (Autonomous University)、私立の大学 (Private University) など合計 170 校で、ほかの省庁が所管する大学が 99 校ある。学生数は合計で 165 万 5,223 人。タイでは、従来、VET は学術教育より価値が低いとみなされてきたが、近年は大学より VET 機関を選ぶ若者が増えており、OVEC は令和 6 (2024) 年までに一般学生と VET 学生の比率は 5 : 5 に達する見込みだとしている²。

2 日本学術振興会「海外学術動向ポータルサイト」
<https://www-overseas-news.jsps.go.jp/%e3%80%90%e3%83%8b%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%82%b9%e3%83%bb%e3%82%bf%e3%82%a4%e3%80%91%e3%82%bf%e3%82%a4%e6%95%99%e8%82%b2%e7%9c%81%e8%81%b7%e6%a5%ad%e6%95%99%e8%82%b2%e5%b1%80%ef%bc%88ovec%ef%bc%89/>
 2024 年 3 月 21 日アクセス

なお、タイでは正規の教育機関以外で行われる VET も盛んで、教育の方法や場所、卒業までの期間などがより柔軟な「インフォーマル教育」と、VET 機関が企業と契約し、卒業するとその企業に就職できる「職学教育」がある。

② 質保証制度

VET 機関の設置認可は、OVEC が行っている。大学等の高等教育機関は、国公立は MHESI、私立は MHESI の一部門である高等教育委員会が担う。大学の中に VET のテクノロジー学士のコースを設ける場合は、大学として MHESI の認可が必要ということになる。

VET 機関を設立するには、OVEC に申請し、省令などに記載される条件をクリアする必要がある。それは、①教育の提供方法②国のニーズを満たしているかどうか③教育機関の独立性④資金調達能力や地域との協力⑤教育の質の保証—の 5 項目である。これらに準ずるものとして更に 4 点の条件があり、①教員の資格と人数②設備・施設、実習先の確保③企業や地域住民の協力を得た運営④卒業生が国や地域のニーズを満たせるか—である。

設置後は、ONESQA によって 5 年ごとに評価を受ける。平成 13 (2001) 年以降、就学前教育から高等教育まで全ての段階の教育機関で義務化されてきたが、現在は高等教育機関のみ任意になっている。各教育機関が作成する自己点検評価書 (Self-Assessment Report) に基づき、ONESQA の評価員がプログラムや機関全体の評価を行う。

タイは 9 レベルから構成されるタイ国家資格枠組み (Thailand National Qualifications Framework: TQF) を持っている。TQF には、学校教育の段階などごとにサブ資格枠組みがあり、各レベルで求める学修成果が設定されている。表 2 は、学校教育 (基礎教育、VET³、高等教育)、職業における研修、生涯学習の成果と TQF との

関連が示されたもので、教育と産業界の要求との適合性の確保を目指していることがわかる。既述の VET コースで取得できるテクノロジー学士は、TQF ではレベル 6 にあたり、学士に相当する。

5. マレーシアの VET と質保証制度

① VET の現状

VET は教育省が、高等教育は高等教育省が所管している。高等教育機関としては、国公立では 20 大学、36 ポリテクニク、104 コミュニティカレッジ、そして合計 434 の私立高等教育機関 (大学、海外大学ブランチキャンパス、ユニバーシティカレッジ、プライベートカレッジ) がある。このうち、大学は、入学のためには中等教育卒業後の準備教育課程の 2 年間で課せられる。VET のみを提供して学位授与は行わないのが、ポリテクニク、コミュニティカレッジ、プライベートカレッジである。学生数は合計でおよそ 120 万人、国公立と私立では約半数ずつになる。

ほかに高等教育には含まれない VET 機関としては、職業カレッジ (Vocational college) が 86 校ある。職業カレッジは、高校の高学年段階から入学できるレベルで、修了して得られる資格はディプロマになる。MQA によると、職業カレッジから大学に編入が可能であるなど、日本の高等専門学校に近い制度だという。技術学校 (Technical School)、国立青少年技能機関 (National Youth Skills Institute)、産業トレーニング機関 (Industrial Training Institutes) など各種の VET 機関もある。

VET を推進するための政策として、令和 4 (2022) 年、12 の省庁が参加する国家技術教育訓練評議会 (The Government-Industry TVET Coordination Body: GITC) が設立された。マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority) によると、設置にあたり、首相は、「技術職業教育訓練が学術教育と同等の選択肢となり、先進国のようにマレーシアで選択されるキャリアとなることを

3 表 2、表 3 とも、TVET (Technical and Vocational Education and Training) 技術職業教育訓練と表記されているが、本調査で扱う VET と同じものとする

【表 2】 TQF とサブ資格枠組みの比較

NQF レベル NQF Levels	教育（正規教育） Education (Formal Education)			研修 Training		生涯学習 Lifelong Learning (非正式・非公式 学習と研修) (Non-Formal and Informal Learning and Training)
	サブ資格の枠組み Sub-Qualifications Framework			サブ資格の枠組み Sub-Qualifications Framework		
	基礎教育 Basic Education	技術職業教育訓練 TVET	高等教育 Higher Education	職業基準レベル Occupational Standards Levels	国の技能基準レ ベル National Skill Standards Levels	
8			博士号 +ポストディグリー Doctoral+ Post Degree	8	8	単位互換制度 ・ Credit Transfer System 事前学習の認識 ・ Recognition of Prior Learning (RPL) 現在の能力の認 識 ・ Recognition of Current Competency (RCC) 研修の認定 ・ Accreditation of Training
7			高等卒業ディプロマ Higher Graduate Dip./ 修士号 Master Degree	7	7	
6		テクノロジー学士号 Bachelor Degree of Technology	卒業ディプロマ Graduate Dip./ 学士号 Bachelor Degree	6	6	
5		テクニカルディ プロマ Technical Diploma	準学士号 Associate Degree	5	5	
4				4	4	
3	後期中等教育+ 職業技能 Upper Secondary +Voc. Skill	職業サーティフィケート Vocational Certificates		3	3	
2	後期中等教育 Upper Secondary			2	2	
1	前期中等教育 Lower Secondary			1	1	
連携する仕組 み Linkages Mechanism	単位・資格の互換と認定との比較 -Comparing・Transferring and Assrediting of Credits or Qualifications 技能や能力のテストと評価 -Testing and Assessing Skills or Competencies その他の教育・研修モジュール -Additional education and training modules					

Ministry of Education, Thailand(2020) 「AQRF Referencing Report Of Thailand」 p28 をもとに作成

期待している」と述べている⁴。また、VET 機関を修了して得られるディプロマを、マレーシア大学パーリス校 (University Malaysia Perlis:

UniMAP) などの大学の入学資格とすることが決まっている。

②質保証制度

マレーシア資格枠組み (Malaysian Qualifications Flamework: MQF) が質保証制度の根幹であり、MQF の策定と教育機関の規制の両方を MQA が担っていることが、マレーシアの質保証制度の大きな特徴といえる。MQA は

4 Malaysian Investment Development Authority
<https://www.mida.gov.my/mida-news/national-tvet-council-endorses-establishment-of-govt-industry-tvet-coordination-body/> 2024 年 3 月 21 日アクセス

MQF に則して各教育機関のプログラムの認可を行い、登録する。その質保証のための実施規範や方針の策定も MQA が行うという仕組みで、この役割を果たすために MQA は外国の質保証制度の比較検証する機能も持っている。

教育機関はプログラム認可後も 5 年に一度の評価を MQA で受ける必要がある。この対象は高等教育機関だけでなく教育省管轄の職業カレッジも含まれ、MQA が管轄する教育機関は 800 校以上になっている。

MQF は 8 レベルあり、VET が 6 段階、学術 (Academic) は 8 段階に分かれている (表 3)。レベル 3 以上が高校卒業後のレベルとなる。VET で得られるサーティフィケートやディプロマは、人材省の傘下にあるスキル開発部門が認証するものである。

VET には大学の学士号にあたるレベル 6 も存在する。これに該当するのは、マレーシア・テクニカル・ユニバーシティ・ネットワーク MTUN (Malaysian Technical University Network) と呼ばれる国立の高等教育機関で、MQA によると、これが日本の専門職大学にあたる仕組みではないかという。これ以外にも、レベル 6 の VET で学位を提供できるとしてクアラルンプール大学も登録されている。

VET は修士・博士に相当するレベル 7、8 は設定されていない。学術とプロフェッショナルの違いやすみ分けが難しいためだが、今後、どう対応していくか、現在マレーシアにおいて研究開発が行われているという。

MQF では生涯学習 (Lifelong Learning) というセクターがあり、学術教育や VET と並んで重視されている。なんらかの理由で学校教育を受けられなかった人や、高等教育へ進学できなかった人が学びを継続して能力やスキルを証明するための仕組みで、APEL (Accreditation of Prior Experiential Learning) と呼ばれている。21 歳以上で、実務経験を持ち、APEL のアセスメントに合格すると、学士号と同等のレベル 6 の資格が得られることになる。

小林 澄子 (評価研究部評価研究課 課長)

参考文献

- ・鈴木康郎、カンピラパーブ・スネート (2018) 「リクルートカレッジマネジメント 211 号」 p65
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構 (2015) 「ブリーフィング資料：インドネシア高等教育の質保証」
- ・Australian Government Department of Education Skills and Employment (2021) 「Thailand: Vocational Education and Training」 p6
<https://www.education.gov.au/international-education-engagement/resources/thailand-education-policy-update-vocational-education-and-training-sector> 2024 年 3 月 21 日アクセス
- ・Indonesian Qualifications National Committee (2020) 「ASEAN Qualifications Reference Framework Referencing Report of Indonesia」 p17
https://asean.org/wp-content/uploads/2017/03/INDONESIA_Referencing_Report-FinalEndorsed-JUNE_2020.pdf 2024 年 3 月 21 日アクセス
- ・Malaysian Qualifications Agency (2017) 「Malaysian Qualifications Framework (MQF) 2nd edition」 p30、p38
<https://www.mqa.gov.my/new/document/mqf/2021/MQF%20Ed%202%2002102019%20updated%2017022021.pdf> 2024 年 3 月 21 日アクセス
- ・Ministry of Education, Thailand (2020) 「AQR F Referencing Report of Thailand」 p12 <https://asean.org/wp-content/uploads/AQR F-Referencing-Report-Of-Thailand.pdf> 2024 年 3 月 21 日アクセス
- ・The ASEAN Secretariat Jakarta (2018) 「AQR F A Practical Guide and All You Need to Know」 <https://asean.org/wp-content/uploads/2018/12/AQR F-Publication-2018-Final.pdf> 2024 年 3 月 21 日アクセス

【表 3】 MQF と各セクターの資格の比較

MQF レベル MQF Level	最低卒業単位 Minimum Graduating Credit	学術部門 Academic Sector	技術職業教育訓練部門 TVET Sector	生涯学習 / APEL Lifelong Learning / APEL APEL(A) の基準 Criteria for APEL(A)
8	単位評価なし No credit rating 80	研究による博士号 PhD by Research 混合モードと履修による博士号 Doctoral Degree by Mixed Mode & Coursework		許可基準：35 歳 Admission criteria: 35 years old 関連分野の学士号 / 同等資格 Bachelor's degree in relevant field/equivalent 5 年の実務経験 5 year's work experience APEL 評価合格 Passed APEL assessment
7	単位評価なし No credit rating 40 30 20	研究による修士号 Master's Degree by Reserch 混合モードと履修による修士号 Master's Degree by Mixed Mode & Coursework 大学院ディプロマ Postgraduate Diploma 大学院サーティフィケート Postgraduate Certificate		許可基準：30 歳 Admission criteria: 30years old STPM/ ディプロマ / 同等 資格 STPM/Diploma/ equivalent 関連する実務経験 Relevant work experience APEL 評価合格 Passed APEL assessment
6	120 64* 34*	学士号 Bachelor's Degree 卒業ディプロマ Graduate Diploma 卒業サーティフィケート Graduate Certificate	学士号 Bachelor's Degree 卒業ディプロマ Graduate Diploma 卒業サーティフィケート Graduate Certificate	許可基準：21 歳 Admission criteria: 21years old 関連する実務経験 Relevant work experience APEL 評価合格 Passed APEL assessment
5	40	アドバンスド・ディプロマ Advanced Diploma	アドバンスド・ディプロマ Advanced Diploma	
4	90	ディプロマ Diploma	ディプロマ Diploma	許可基準：20 歳 Admission criteria: 20years old 関連する実務経験 Relevant work experience APEL 評価合格 Passed APEL assessment
3	60	サーティフィケート Certificate	サーティフィケート Certificate	許可基準：19 歳 Admission criteria: 19years old 関連する実務経験 Relevant work experience APEL 評価合格 Passed APEL assessment
2	30	サーティフィケート Certificate	サーティフィケート Certificate	3R
1	15	サーティフィケート Certificate	サーティフィケート Certificate	3R

* 総合科目から 4 単位を含む Inclusive of 4 credits from general studies subjects.

MQA (2017) 「Malaysian Qualifications Framework 2nd edition」 p30、p 38 をもとに作成

Ⅲ インタビュー調査

1. インドネシアの評価機関と教育機関

①国立高等教育ア krediteーション機構

National Accreditation Agency for Higher Education (NAAHE)

Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi (BAN-PT)

機関の所在地

Gedung D Lantai 17. Jalan Pintu 1 Senayan, Jakarta, 10270

日時

令和 4 (2022) 年 6 月 13 日 (月) 15:00 ~ 17:00 (日本時間)

面談者

Ari Purbayanto 氏 (Director Executive Board)

Agus Setyo Muntohar 氏 (Executive Board Member)

調査員

小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長

板垣 智香 評価研究部評価研究課 係長

中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

(1) 機関の概要

インドネシアの国立高等教育ア krediteーション機構 BAN-PT¹ は、平成 6 (1994) 年に設立された高等教育の質保証機関である。教育文化・研究技術省 MoECRT が所管し、オフィスも MoECRT の中に置かれている。運営資金は国から交付されているが、独立機関として運営されている。

事業内容は、高等教育機関の評価に関する政策の策定、評価システムの開発、機関別評価の実施などで、宗教省などほかの省庁が管轄しているも



Ari Purbayanto 氏 (左) と Agus Setyo Muntohar 氏

のを含めた国内全ての高等教育機関を対象としている。

法律上では、BAN-PT は機関別の評価を行い、分野別の評価は各分野に設置された評価機関が担う (図 1)。それらは、独立評価機関 LAM (Lembaga Akereditasi Mandiri) と呼ばれている²。LAM のパフォーマンス評価は BAN-PT の事業の一つである。

LAM はその分野の専門職団体などが出資して設立する方式のため設立が進まず、令和 4 (2022) 年現在で医療、教育など 6 分野 (6 機関) にとどまっている。そのため、そのほかの分野別の評価は BAN-PT が行っている現状がある。

BAN-PT には二つの組織がある。一つが政策を作る認定協議会 (Accreditation Council) で、9 人の委員で構成されている。もう一つは実際の評価実務を管轄する執行委員会 (Executive Board) で、5 人の委員がいる。認定協議会は、執行委員会のモニタリングや評価も管轄している。どちらの委員も MoECRT 大臣が任命する。

執行委員会のもとに、評価部、開発・協力部、データ管理・広報部、そして事務局の 4 部署があり、合計で 47 人の職員が働いている。職員は全て各省庁からの出向者である。業務のオンライン化の推進にともない、今後は職員を削減する計画だという。

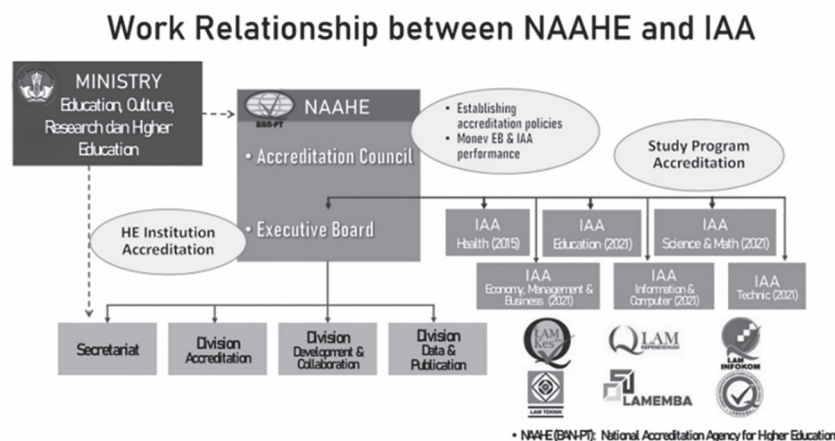
(2) VET の評価システム

BAN-PT が行う評価で用いられる評価基準は、表 1 のようになっている。これまでは 7 基準だったが、現在は、9 基準に改定されている。インタビューでは評価基準の具体的な内容については確認できなかったため、この表は「大学評価 基準

1 英語では NAAHE (National Accreditation Agency for Higher Education) と表記されるが、国際的にもインドネシア語の BAN-PT が主に使われている

2 英語は IAA (Independent Accreditation Agency) で、図 1 では英語で記載されている

【図 1】 BAN-PT (NAAHE) と LAM (IAA) の関係図



BAN-PT 提供資料より抜粋

と手順 第 3 版」³ (BAN-PT2019) を参照して作成したものである。各基準とも、「評価の焦点」で評価の範囲を説明し、「評価の指標」でエビデンスとなるデータや文書の種類を示す形式になっている。なお、BAN-PT の評価システムでは、随所にインドネシア国家資格枠組み (Indonesian Qualifications Framework: IQF) を指針として用いており、大学などが各プログラムのカリキュラムを設定する際には、それらが IQF に対応したものでなければならないとのガイドラインが定められている (早田ほか 2019)。

BAN-PT は、どの教育機関にもこの評価基準を用いて評価を行うが、対象となるのが学術教育か VET かで異なる部分もある。執行委員会ディレクターの Ari Purbayanto 氏は、「VET の評価は、産業界とどのように連携しているか、卒業生の進路、教員の評価などについての基準が異なる」と説明する。「例えば、VET 機関の教員は 20% を実務経験者にする必要がある。実務経験者としての認定は MoECRT が行う。IQF でレベル 8 に相当する、修士号レベルの資格があることも条件だ」。

VET 機関を評価する際に重視していることは、学修成果だ。求められる能力に対し、学生がどれ

だけ到達しているかを、「評価の指標」に基づき、一つずつ確認するという。基準 9「トリダルマでの成果・実績」での「評価の指標」には、「能力・職業・産業に関する証明書を取得した卒業生数」「過去 3 年間に産業界や地域社会で採用された製品・サービス数」といった記述がある。

ほかにも、基準 6「教育」での「評価の指標」に、「実務・実習・フィールドワークの形式での学修」がある。これは VET のみに適用されると思われる。一方、基準 7「研究」にある「研究グループや研究室」、基準 9 の「専任教員の学術論文の過去 3 年間の引用数」という「評価の指標」は、主に学術機関である大学のみ適用されるのだろう。

内部質保証についての記述があるのは基準 2「ガバナンス、協働・協力」である。「評価の焦点」には、「内部質保証システムの完全性及び明確性、実施の一貫性と有効性」を重点項目の一つとする説明がある。「評価の指標」の数が最も多いのがこの基準 2 で、27 種類もの文書、分析結果、データなどが求められている。この中には、「信頼できる国際的な認定機関による学修プログラムの認定を取得していること」「品質保証システムの導入の有効性」などが含まれている。

なお、プログラム評価も同じ評価基準で行うが、機関別評価に比べると学修成果により重点を置くことが特徴だという。

3 インドネシア語で「AKREDITASI PERGURUAN TINGGIKRITERIA DAN PROSEDURIAPT 3.0」。翻訳サイト「DeepL」を使用して翻訳してから参照した

【表 1】BAN-PT 評価基準

基準		評価の焦点		評価の指標	
No.	名称	数	内容	数	内容
1	ビジョン、ミッション、目標、戦略	3	達成のための明確性や妥当性、一貫性、実行性など	1	長期・中期・短期の発展計画
2	ガバナンス、協働・協力	4	良質で効果的なガバナンスのための組織体制や通信情報技術システム、内部質保証システム、地域・国・国際レベルでのパートナーシップなど	27	ガバナンスのシステムを示す文書、学術の誠実性や教育の質を守る努力を示す文書などとこれらに関するステークホルダーの満足度
3	学生	4	入学者受入れシステムの方針と実施の一貫性、学生サービスシステムなど	4	主要プログラムの入学志願者数、合格者のうち入学者の割合など
4	人的資源	3	教員の採用・育成・モニタリング・報酬・制裁・解雇に関する方針と制度など	9	学修プログラム数に対する専任教員数の割合、専任教員うちの教授の割合など
5	財務、施設、インフラ	4	資金調達の方針と制度、施設・インフラの提供・維持についての方針と制度など	10	全体に占める学生納付金の割合、教員の年間研究費の平均、ICT システムなど
6	教育	2	卒業生の学修成果の達成を支援するためのカリキュラム開発、学修プロセス、評価システム、質保証システムにおける政策と大学の支援など	13	カリキュラム開発の方針、学修戦略・学修方法・学修媒体の決定や学修評価に関するエビデンスなど 実習・実務・フィールドワークの形式での学修
7	研究	3	究開発の方針と方向性や大学の支援、研究と大学ビジョンとの適合性など	5	正式な戦略研究計画書、研究のガイドラインと社会性の証明など 研究グループや研究室
8	社会貢献	3	大学レベルでの方針と方向性、職場単位での活動の発展・実施に対する大学の支援など	5	正式な戦略計画書、ガイドライン、報告書など
9	トリグルマの成果・実績	4	教育効率と学生の学修期間で示される教育プログラムの生産性、卒業生の追跡調査など	16	過去 3 年間の GPA の平均、過去 3 年間の学生の在学期間など 能力・産業・職業に関する証明書を取得した卒業生数 過去 3 年間に産業界や地域社会で採用された製品・サービス数 専任教員の学術論文の過去 3 年間の引用数

「大学評価 基準と手順 第 3 版」(BAN-PT 2019) をもとに作成

(3) 評価のプロセスと評価結果

BAN-PT が行う評価のプロセスは、以下のようになっている。これは、どの教育機関に対しても同じである。書類のやりとりはすべて SAPTO (Sistem Akreditasi Perguruan Tinggi Online) と呼ばれる独自のシステムを用いてオンライン上で行われる。

i. 申請書類審査 (2 週間)

評価を受ける教育機関は、自己点検評価書を提出する。BAN-PT のスタッフが書類や提出データなどに不備がないか確認し、不備があれば訂正や追加提出を依頼し、再度確認す

る。担当する BAN-PT のスタッフは 7 人いる。

ii. 評価員による書面調査 (1 週間または 2 週間)

評価基準を満たしているかどうかを、評価チームが 1 週間かけて調査する。エビデンスが不足している場合は 1 週間延長する。評価チームは、対象校の規模によって 2 人から 6 人の評価員で構成される。

iii. 実地調査 (2 日間)

評価員による書類審査を経て仮の判定を行い、認定の場合は 2 日間の実地調査を行う⁴。

4 書面調査が不認定の場合の対応は、インタビューでは確認できなかった

パンデミック以降は、実地調査をオンラインで行うことも可能になっている。実地調査の準備に2週間を要する。

iv. 評価員による評価報告書の作成と判定

評価員が作成した評価報告書は執行委員会に提出され、「認定」または「不認定」が決定する。

認定には、更に A「優秀」、B「良い」、C「適切」の3段階の評価がある。「大学評価 基準と手順 第3版」によると、「優秀」の基準は「国際レベルで競争力を獲得できる」、「良い」は「国内レベルで競争力を獲得できる」などと定められている。

令和3(2021)年度は、機関別の評価を約300校行い、評価結果は認定の「優秀」が12校、「良い」が65校などで、不認定は10校あった。プログラム評価は約4,500プログラムの評価を行い、20プログラムが不認定となった。

評価結果はBAN-PTによって社会に公表され、評価を受けた教育機関や一般市民から意見があった場合は、再度、調査を行い、必要があると認められればフォローアップを行うことが定められている。また、BAN-PTは評価を行った教育機関のその後の状況について、PD-Dikti (Pangkalan Data Pendidikan Tinggi) と呼ばれる高等教育データベースを活用するなどしてモニタリングを行う義務がある。

認定期間は5年だが、最後の1年間は教員や学生、卒業生の進路などについて、BAN-PTがモニタリングを行い、その結果が良ければ5年延長できる仕組みが設けられている。例年、7割程度が延長する。残り3割の多くも、6か月の正期間を経た後、改善が認められたとして延長している。改善できない場合は、例えばA「優秀」からB「良い」など、評価結果を1ランク落としての延長になるため、もとの評価結果がB「良い」だと、不認定になる。

なお、延長は一度のみなので、10年後には次の評価を受けることになる。また、5年以内でも、向上したい部分があるなど、教育機関の要望で評価を受けることができる。

(4) 評価員

令和4(2022)年現在、BAN-PTには約600人の評価員がいる。評価員になる資格として、大学を評価する場合は教授であること、ポリテクニクなどVET機関を評価するには博士号取得者でかつ准教授であること、などと定められている。資格を有している人で、BAN-PTが行う試験に合格すると評価員として登録できる。試験は、書類審査、心理学的な審査、専門分野の能力についての3種類がある。また、学長、学部長、研究室長などの経験があるとより望ましいとされる。なお、LAMのプログラム評価では、その分野の実務経験者も評価員になることができる。

平成30(2018)年は、所属機関から推薦された約1,100人の応募があり、合格者は200人程度以下だった。パンデミックの影響で、これ以降は新規の募集を行っていない。評価員はBAN-PTがパフォーマンス評価を行い、結果が悪ければ登録取消しになる。

評価員は1年間に機関別評価なら最多で2校、プログラム評価は最多で5校担当する。また、評価員の活動に対してBAN-PTが支払う報酬の金額は国が定めている。

②サマリンド・ステイト・ポリテクニク

Samarinda State Polytechnic

Politeknik Negeri Samarinda (POLNES)



出典：Google Earth

機関の所在地

Jl. DR.Ciptomangunkusumo, Kampus Gunung Lipan, Samarinda, Kalimantan Timur, Indonesia 75131

日時

令和 4 (2022) 年 10 月 6 日 (木) 12:00 ~
14:00 (日本時間)

面談者⁵

Budi Nugroho 氏 校長 (Direktur)
Dedy Irawan 氏 第 2 副校長 (Wakil Direktur 2)
Ahyar M.Diah 氏 第 3 副校長 (Wakil Direktur 3)
Ruspita Sihombing 氏 SPMI 責任者 (Ketua SPMI)
SPMI チーム (TIM SPMI)
Agus Setyo Muntohar 氏 (Executive Board
Member of BAN-PT) ※オブザーバー参
加

調査員

陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

(1) 機関の概要

サマリンド・ステイト・ポリテクニク (インドネシア語表記で Politeknik Negeri Samarinda: POLNES) は、昭和 62 (1987) 年に設立された。ポリテクニクとは、VET を提供する高等教育機関のことで、POLNES には化学工学、電気工学、観光、経営学など 10 学科に 28 のコースがある。POLNES のビジョンは「工学とビジネスにおいて、国内・国際レベルの優れた高等職業教育を目指す」であり、ミッションには、「健全で、透明性があり、質が高く、説明責任を果たすガバナンスシステムを組織する」「科学技術の発展に沿った職業教育を組織し、高い競争力と見識を備えた卒業生の質を向上させる」など 4 項目を掲げている。

校長の Budi Nugroho 氏は、「ポリテクニクは大学と同じレベルの教育が受けられ、大学では得られないスキルが身に付けられるため、卒業生は就職しやすいという特徴がある。POLNES では、卒業後にすぐに産業界に適応できる優れた技

能を持つ学生を育てることをめざしている」と説明する。

マネジメントの中心は、校長と 3 人の副校長である。副校長はそれぞれ、学術、総務・財務、学生・国際協力を担当している。教員は、法令に基づいて配置されており、大学と同様に修士号以上の学歴が必要である。教員には POLNES の卒業生も多い。265 人の教員のうち、博士号保持者は 31 人。ほかに、実験助手などを含め 135 人の職員がいる。

運営資金は国や自治体からの交付金や寄附金が約 75%、学納金が 25% という構成で、令和 3 (2021) 年度は、全体で約 1,110 億インドネシアルピア⁶という規模である。年間授業料はコースによって異なるが、平均で約 300 万インドネシアルピアとなっている。

取得できる資格は、ディプロマ 3、アプライド学士 (ディプロマ 4)、アプライド修士⁷がある。インドネシア資格枠組み IQF では、VET と学術教育の資格や学位の関係性が示され、同じレベルなら同等の価値があるとされている。アプライド学士は、IQF では学術教育での学士と同じレベル 6 である。つまり、POLNES のディプロマ 4 のコースを卒業してアプライド学士を取得すれば、学士と同等の能力があると見なされ、大学の修士課程に進学することができる。内部進学してアプライド修士のコースに進む学生もいる。アプライド修士は、IQF では修士と同じレベル 8 である。

令和 4 (2022) 年度は、ディプロマ 3 に 2,068 人、ディプロマ 4 に 3,605 人、アプライド修士に 41 人の計 5,714 人の学生が学んでいる。学生の平均的な年齢は、ディプロマ 3、4 のコースは 18 歳から 25 歳で、高校卒業後すぐに入学する学生が多い。アプライド修士のコースでは一度職業についてから入学する学生のほうが多いため、年齢は幅広い。

(2) 教育の特徴

POLNES のウェブサイトでは、教育における

5 役職名はインドネシア語のみでの提供だったため、翻訳サイト「DeepL」で翻訳した日本語表記を併記する

6 2024 年 3 月現在、1 円=約 105 インドネシアルピア
7 インタビューで「Magister Terapan」と回答されたものを翻訳

「品質方針」として、「質の高い学校として、技術やビジネスを实践でき、応用力があり、起業家精神に富む卒業生を輩出することを目標とする」を明示している。具体的な「品質目標」に、「満足のいく成績を修めた卒業生 80%」「卒業後 6 か月以内の就職率 75%」「卒業生の平均 TOFEL スコア 450」などを掲げている⁸。

職業経験のある学生への配慮があり、コースの特性に合う経験やスキルは履修で考慮される。例えば、ディプロマ 3 のコースは高校卒業後すぐに入学した場合は修了まで通常 3 年かかるが、職業経験や取得している技能によって 1 年や 2 年に短縮することができる。

どのコースも、カリキュラムは理論科目が 40%、実習科目が 60%の割合で編成されている。コース開設の際は、コースが目的とする職業分野に関連する職業団体などが協力してカリキュラムを編成する。まず、コース責任者をリーダーとするチームによって草案が作成され、その後、卒業生やコースに関連する職業団体の意見聴取が行われる。卒業生の技術力についてのデータや、到達目標、独自に作成した技能マップなども参考にされる。ワークショップ形式で、卒業生や職業団体だけでなく関連の省庁が参加して検討することもある。「国の指針に基づきながら、各職業の現場や情報をアップデートしている」と Budi Nugroho 氏は説明する。

POLNES から提供された、土木工学科の橋梁維持修復エンジニアリングプログラム（アプライド修士）のカリキュラム表を見ると、カリキュラム編成に協力した専門家として、自治体の道路開発局長や橋梁部長、業界関係者として企業のディレクターなどの名前が挙げられ、「このカリキュラムが最新のビジネスや業界のトレンドに沿ったカリキュラムになるよう、非常に有意義なインプットが提供された」と記載されている。

1 クラスの学生数は最大で 24 人と決められている。インドネシアではポリテクニクの 1 ク



Budi Nugroho 氏とオンラインインタビュー時の POLNES 会場の様子

ラスの人数は 24 人から 30 人までと定められているので、POLNES はその中でも厳しい基準を設けているといえる。

どのコースでも 1 学期（6 か月）のインターンシップが必修で、学校と協力関係のある国内の企業が主な実習先となっている。また、MoECRT などの協力により、海外インターンシップもあり、マレーシア、イギリス、ドイツ、オランダなどでのインターンシップに学生が参加している。

教員は、大学と同様に、法律に基づき公務員として任命される教員と、実務家教員がいる。教員は、コースの関連分野での学位があれば、実務経験は必要がない。実務家教員は、その能力がコースに適応していることを保証するために、産業界との協力により募集・採用されている。POLNES のカリキュラムは実習に比重が置かれているので、それぞれの分野での知識や技術を持った実務家教員は、実習の指導にとっても有益だという。また、インターンシップ科目では、担当教員二人のうち一人が実務家教員である。実務家教員は、非常勤として、期間や授業日を決めて契約をしているケースもある。

就職やキャリア支援には力を入れており、担当部署として学生キャリアユニットが設置されている。学生キャリアユニットは、学内で開催されるジョブフェアや就職テスト、求人情報の提供などの各種支援を行っている。卒業生を対象に運営しているポータルサイトでは、インターンシップや採用の情報、起業に関する情報など、就職のために役立つ情報を掲載している。

(3) 内部質保証体制

POLNES は、「教育の質保証の精神である質の高い文化を維持するために、教育業績の継続的な改善を確実に実施すること」を目的として、教育、

⁸ POLNES ウェブサイトより <https://www.polnes.ac.id/index.php/tentang-kami/tentang-kami/kebijakan-dan-sasaran-mutu.html> 2024 年 3 月 21 日アクセス

研究、地域社会貢献の各分野で品質管理（モニタリングと評価）を行っている。基準は国の指針で 27 項目が決められており、これに POLNES 独自の項目として、学生の健康やカウンセリングに関することを加えている。

品質管理は、学科などのユニットごとに行うことが義務付けられており、PPEPP と呼ばれるサイクルを回す形で行われる。PPEPP は、設定（インドネシア語で Penetapan）、実行（Pelaksanaan）、評価（Evaluasi）、コントロール（Pengendalian）、改善（Peningkatan）の各頭文字をとったものだ。ユニット責任者が基準を設定し、その基準に基づいて各ユニットが実行する。その評価を年 2 回、決まったシステムを用いて行う。これは AMI（Audit Mutu Internal⁹）と呼ばれている。AMI を担当するのは学修開発品質保証ユニットである。このユニットは、研修と試験を受けて ISO の基準に準拠した資格を持つ教員 33 人によって構成されている。人的資源部、財務部、施設・福利厚生部などの管理系部署のサポートを受けて、施設・設備や書類に関する監査も行われる。手順や基準はマニュアルに掲載されており、それに沿って進められる。

AMI の結果は校長に報告され、全教職員が出席するマネジメントレビューで発表される。どのように対応するかは、マネジメント部門が決定する。改善が実行された後の報告書も学修開発品質保証ユニットが確認する。

(4) BAN-PT による評価

令和 4（2022）年に、一部のコースが BAN-PT の評価を受けた。BAN-PT の評価結果のレベルは適格が A「優秀」、B「良い」、C「適切」の 3 段階だが、POLNES はコース別評価では 3 コースが A、19 コースが B などと評価され、機関全体としては B の判定を得た。高等教育機関は全てのコースで BAN-PT の受けなければならないと法律で定められており、まだ受けていないコースは今後、順次受ける予定だという。

BAN-PT の評価を受ける準備としては、まず

チームを作り、チームが自己点検・評価に関する書類を作成した。それを BAN-PT に送付した約 2 週間後に 2 日間の実地調査が行われた（図 2）。POLNES の評価を担当した評価員はインドネシアの大学とポリテクニクの教員が一人ずつの計 2 人だった。実地調査 2 日目には、評価員が作成した実地調査の結果に関する書類（優れている点や改善すべき点）を受取り、実地調査の 2 週間後には結果が発表されるというスケジュールだった。

Budi Nugroho 氏は、BAN-PT の評価システムについて、ポリテクニクにも研究が求められる点や、教員が持っている技能や資格が評価に反映されない点など、VET 機関には適していない部分があると指摘する。「現在の評価はワシントンアコードに基づいているが、今後はシドニアコード¹⁰に変更することを検討している。インドネシアの全ての VET 機関が協力するフォーラムが、国際機関に働きかけて VET に適した評価が行われるよう求めており、技術者の協会なども協力して推進している。評価に使用するソフトの開発も行っている」と話した。

BAN-PT の適格認定書



POLNES 提供資料より抜粋

10 技術者教育の同等性を相互承認するための国際協定。ワシントンアコードはプロフェッショナルレベル、シドニアコードはアカデミックプログラムレベルとされている <https://www.ieagrements.org/accords/washington/> <https://www.ieagrements.org/accords/sydney/> 2024 年 3 月 21 日アクセス

9 Mutu はインドネシア語で「品質」を意味する

【図 2】 POLNES が受けた BAN-PT による実地調査のスケジュール

AGENDA KEGIATAN ASEMEN LAPANGAN SECARA DARING UNTUK AKREDITASI PERGURUAN TINGGI

Hari	Waktu	Sesi	Agenda	Pihak yang terlibat
Pertama	08.00 - 08.15	Pembukaan asesmen	Pembukaan asesmen, pengenalan panel asesor, pembacaan dan penandatanganan Pernyataan Asesmen Lapangan.	Asesor, Pimpinan perguruan tinggi, Undangan
	08.15 - 09.45	Sesi dengan Pimpinan PT	Konfirmasi terkait: kebijakan makro pengembangan institusi, sistem tatapang, sistem pengelolaan, capaian institusi yang dilaporkan, dan rencana pengembangan perguruan tinggi.	Pimpinan dan Senat perguruan tinggi
	09.45 - 11.00	Konfirmasi Data LKPT / Excel data PT	Penetapan data LKPT final yang akan dijadikan dasar penilaian butir kuantitatif	Pimpinan perguruan tinggi, Lembaga Penjaminan Mutu (Lembaga/fungsi Sejenis), Tim Akreditasi, Pengelola Sistem Informasi
	11.00 - 12.00	Sesi dengan Pelaksana Penjaminan Mutu Internal	Konfirmasi pelaksanaan, hasil dan efektivitas SPMI yang meliputi seluruh siklus PPEPP. Pengecekan dokumen standar, manual, instrument/tools, laporan berkala dan bukti tindak lanjut hasil SPMI.	LPM (atau lembaga/fungsi sejenis)
	12.00 - 13.00	Ishoma		
	13.00 - 14.30	Sesi dengan Tim Akreditasi	Konfirmasi data dan informasi dalam Laporan Evaluasi Diri (LED) / Buku III	Tim Akreditasi
	14.30 - 15.30	Sesi dengan (middle) Manajemen PT	Konfirmasi aspek yang terkait dengan pelaksanaan pengelolaan perguruan tinggi untuk area fungsional: program akademik (tridharma) dan pengelolaan sumberdaya (SDM, keuangan, aset dan fasilitas, serta sistem informasi);	Dekan, Ketua Lembaga, Kepala Biro, Direktur, Bagian (atau pejabat setingkat yang terkait)

Hari	Waktu	Sesi	Agenda	Pihak yang terlibat
Pertama (lanjutan)	15.30 - 16.30	Sesi dengan alumni dan pengguna eksternal	Konfirmasi terkait keterlibatan, harapan, kepuasan dan masukan dari stakeholders external terkait luaran perguruan tinggi	Pemerintah, masyarakat, pihak swasta, dan alumni
Kedua	08.00 - 09.00	Sesi dengan dosen	Konfirmasi kinerja, keterlibatan, pelayanan, dan kepuasan dosen	Dosen
	09.00 - 10.00	Sesi dengan Tenaga Kependidikan	Konfirmasi kinerja, keterlibatan, pelayanan, dan kepuasan tenaga kependidikan	Tenaga Kependidikan
	10.00 - 11.00	Sesi dengan mahasiswa	Konfirmasi keterlibatan, prestasi, pelayanan, dan kepuasan mahasiswa	Mahasiswa
	11.00 - 13.00	Kerja mandiri Tim asesor	Penyusunan draft berita acara dan rekomendasi hasil akreditasi	Panel Asesor
	13.00 - 15.00	Penyampaian feed back dan penandatanganan Berita Acara AL	Penyampaian Berita Acara ke Pimpinan Perguruan Tinggi dan Pengecekan Berita Acara asesmen lapangan oleh pimpinan perguruan tinggi	Panel Asesor, Pimpinan perguruan tinggi, dan Tim Akreditasi
	15.00 - 15.30	Wrap Up	Penandatanganan Berita Acara Asesmen Lapangan dan Penyampaian Rekomendasi Hasil Akreditasi ke perguruan tinggi.	Panel Asesor, Pimpinan perguruan tinggi, Undangan

POLNES 提供資料より抜粋

インドネシアへのインタビュー調査のまとめと所感

BAN-PT はインドネシアの全ての高等教育機関の機関別評価を行うが、評価機関がない分野の分野別評価も担っている。また、国が行う設置認可のプロセスに組み込まれ、実質的に教育機関開設の承認もしていることから、高等教育の質保証制度の中心となる機関であることがわかる。

BAN-PT の評価システムでは、VET 機関は基本的に大学と同じ基準で行うが、教員の一定数を実務家教員とする、学修成果を重視するなど、扱いが異なる部分もあった。学修成果の指標では「過去 3 年間で採用された商品・サービスの数」が

挙げられるなど、どのように調査を行うのか疑問が残るものもあるが、非常に多くのデータや資料を求めており、実質的・具体的な成果を重視しているようだった。

適合の認定期間は 5 年間であるが、BAN-PT のモニタリングで結果がよければ 5 年間延長されるという制度は、日本においても評価負担の軽減のため同様の仕組みが検討されたこともあり、非常に興味深いものだった。モニタリングとは何をするのか、実質的に認定期間は 10 年と見るのかなど、確認しきれなかった点が多く、今後のフォローが望まれる。

日本の専門職大学と類似した VET 機関はポリ

テクニクだということで、BAN-PT から紹介を受けて POLNES へのインタビューが実現した。ポリテクニクは自然科学系の分野で実務的な教育を行う高等教育機関で、日本では「工業大学」と翻訳される例もある。学位は出せないものの、大学院への編入も可能であるなど、大学と同等レベルの教育としてみなされているようだった。インターンシップが必須で、実習中心の少数授業、実務家教員の存在感が大きいところなど、専門職大学に類似している点が多かった。POLNES は、高等教育機関として内部質保証にも意欲的だった。

POLNES は、BAN-PT から 1 年間で 20 コース以上の評価を受けたと話した。書類調査の後、2 日間の実地調査が行われ、実地調査から 2 週間で評価結果を受領したという。当機構の評価システムでは到底実現できないスピード感であった¹¹。実地調査のスケジュールも提供していただいたが、具体的にどのような確認や面談が行われたのかは読取れず、更なる調査が期待される。

POLNES のインタビューには、BAN-PT の代表者が同席した。当機構の調査研究では、今回のように、評価機関から学校を紹介していただくことがあるが、インタビューに評価機関が同席するのは初めてのことだった。POLNES 側が遠慮しないか少々心配もあったが、POLNES は複数の方が自由に発言し、BAN-PT の評価システムへの率直な意見も聞くことができた。両者の関係性が健全であることの証左といえよう。

インドネシアではイスラム教徒が 8 割以上を占める。今回のインタビューで冒頭のあいさつや、発行する文書などにもイスラム教関連の語句が多く見られ、教育における宗教の影響力が強いことがうかがえた。BAN-PT は宗教省が管轄する学校も規制対象とのことだったが、どのような基準で評価するのか、今後、機会があれば調査してみたい。

BAN-PT でインタビューを受けてくれた両氏は、いずれも日本の大学に留学経験があった。こ

のインタビューの後、令和 5（2023）年 11 月に当機構事務局を訪れ、当機構理事長などとの面会が実現した。今後、職員の交流や共同研究など、連携を深めていくことが期待されている。

小林 澄子（評価研究部評価研究課 課長）

参考文献

- ・早田幸政・前田早苗・島本英樹・田代守（2019）「インドネシアにおける高等教育質保証システムに関する実地調査報告—ASEAN における高等教育の地域藤堂の方向性を見据えて—」中央大学論集 第 40 号、p141-p154
- ・BADAN AKREDITASI NASIONAL PERGURUAN TINGGI JAKARTA（2019）「AKREDITASI PERGURUAN TINGGI KRITERIA DAN PROSEDUR IAPT 3.0」
https://www.banpt.or.id/wp-content/uploads/2019/09/Lampiran-02-PerBAN-PT-3-2019-Kriteria-dan-Prosedur-IAPT-3_0.pdf 2024 年 3 月 21 日ダウンロード

¹¹ 当機構の基本的なスケジュールでは、実地調査から評価結果の確定まで少なくとも 4 か月かかる

2. タイの評価機関と教育機関

①全国教育水準・質評価局

Office for National Education Standards and Quality Assessment (ONESQA)

สำนักงานรับรองมาตรฐานและประเมินคุณภาพการศึกษา

機関の所在地

24th Floor., Phayatai Plaza 128 Phaya Thai Rd., Rajthevee, Bangkok 10400

日時

令和4(2022)年3月2日(水) 15:30 ~ 17:30 (日本時間)

面談者

Nantha Nguantad 氏 (The Acting Director)
Somyot Cheejaeng 氏 (Head of Policy & Strategy Bureau)

Weeranuch Suksawang 氏 (Head of Policy and Strategy Development Section)

Nualsupak Phunsap 氏 (Chief of International Affairs Unit)

Pichit Tippayanate 氏 (IT Officer)

調査員

陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長

小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長

板垣 智香 評価研究部評価研究課 係長

中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

(1) 機関の概要

タイの全国教育水準・質評価局 ONESQA は、平成11(1999)年の法改正によって平成12(2000)年に教育省傘下の公的機関として設置された。就学前教育から高等教育まで全ての段階の教育機関の質保証機関であり、外部評価の実施、評価システムの開発、評価員の研修などを行っている。対象となる教育機関は6万1,000校以上で、学校種では小学校が最も多く、5万8,000校以上となっている。

ONESQA の運営資金は国から交付されているが、独立した組織として運営されている。意思決



Nantha Nguantad 氏

定機関である理事会は11人の理事で構成されている。理事の一人である The Acting Director の Nantha Nguantad 氏は、「理事は全て教育大臣が任命しており、企業や行政機関のOBが多い」と説明する。教育省とのつながりは強く、多いときには月に数度、教育省の政策会議に招かれて出席している。

理事会では運営方針や評価システムの策定、予算や各種規則の承認などを行う。理事会は ONESQA の運営状況を四半期ごとに教育省に報告する義務がある。

理事会には、基礎教育、職業教育¹、高等教育の三つの質評価システム開発委員会が設置されている。3委員会とも、委員は事務局長を含めて11人以内で、委員長は理事として理事会に出席することなどが定められている。

事務局は評価・認証部、評価促進部、政策戦略部、総務部の4部署で構成されている。評価・認証部は評価の実務を担当し、評価促進部は教育機関に評価制度の理解を促す事業と、評価員の育成を行う。政策戦略部は評価の方針や方法の策定のほか、海外機関との協力に関する業務を行う。今回のインタビュー協力者の一人である Somyot Cheejaeng 氏は政策戦略部の部長で、ONESQA に入職する前に三つの大学での質評価担当部署の経験がある。そして、総務部はIT関連、人事、法務などを所管している。事務局全体で84人の職員と20人の契約職員が働いている。行政機関などからの出向者はおらず、全員が直接採用され

1 ONESQA の評価システムでは職業教育 (Vocational Education: VE) と表記するが、本調査研究の対象である職業教育訓練 (Vocational Education Training: VET) と同じものとして扱う

ている。

6万1,000校もの教育機関の評価を可能にしているのは、アウトソーシングの徹底である。実際の評価実務は全国にある専門の企業に委託しており、委託先企業は、ONESQAが任命した評価員を管理することが主な業務になる。1社で2、3校の評価を担当する。

(2) ONESQA の評価システム

タイの教育機関は5年ごとにONESQAの評価を受けることが義務付けられているが、大学などの高等教育機関のみ任意になっている。

ONESQAは、その評価システムを「内部質保証(EQA)の基準に従った教育機関の質的発展の実施における成功を確認するための重要なツールである」とし、5年の評価サイクルごとに目標を掲げて評価を行ってきた²。第1期(平成13(2001)～17(2005)年)では、目標を「始める」とし、初めての評価を実施した。第2期(平成18(2006)～22(2010)年)は目標を「発展させる」として、評価プロセスにおけるIT技術の活用を促進した。第3期(平成23(2011)～27(2015)年)の目標は「促進する」、第4期(平成28(2016)～令和2(2020)年)は「国家政策と国際的な文脈に匹敵する」と発展していった。

ITの活用は更に進み、第4期からは、評価の申請や評価員と評価校とのコミュニケーション、評価報告書の確認など、全てのプロセスがAQA(Automated Quality Assurance)と呼ばれる独自のシステムを通して行われている。なお、この2年はパンデミックのため、実地調査や研修などもすべてオンラインで行っている。研修は、フェイスブックのライブ機能を使い、一度に10万人が参加できるという。

評価システムはVETも高等教育も基本的に同様である。当初はONESQAが策定する評価基準に基づいた評価が行われてきたが、第4期から評価基準を廃止し、教育機関が作成した自己点検評価書(Self-Assessment Report: SAR)に基づいて評価を行うことになった。「教育機関が

独自に行う内部質保証と連携することで、事務処理の負担や重複を回避することができる」との効果が挙げられている。

なお、評価料は教育機関ではなく、国が負担することになっている。

(3) VET 機関の評価について

ONESQAは評価基準を持たないが、評価を行うにあたっては、「枠組みとガイドライン」を定めて公表している。幼児教育、基礎教育、VET、高等教育の各段階で定められている。VETは、「職業教育機関のためのEQAの枠組みとガイドライン」として、3側面(Aspect)に12の判断事項(Determining issue)と「説明」(Description)があり(表1)、高等教育は、「高等教育のためのEQAガイドライン」に5分野(Area)に8要素(Element)と「検討事項」(Issue for consideration)が示されている(表2)。

評価ではこのガイドラインに沿って、主にPDCAの機能状況をチェックすることになる。Nantha Nguantad氏は、「例えば卒業生に関する側面では、卒業生に求められる特性を身に付けるための計画を策定し、その計画がうまく実践できているか、どうチェックしているか、その後どう改善しているか、というようにPDCAを確認する」と説明する。

あわせて、社会的責任を果たしているか、例えば卒業生の特性について毎年公表しているかなども評価の対象になる。実地調査では学生、保護者、地域住民に対して面談を行い、評価結果に反映している。

VET機関の質保証で重要とされる教員についても、学生や同僚のインタビュー、学生アンケートも活用して確認している。高等教育の評価にはない特徴として、教員が授業をしているところを撮影した動画データを提供してもらい、評価の対象にしている。

「職業教育機関のためのEQAの枠組みとガイドライン」では、「職業教育機関の目標と目的は、教員と管理者の育成、協力的な職業教育プログラム、教授と学修の発展のための資源の動員などに注意を払う必要がある」(側面2 職業教育管理

2 ONESQA 提供資料「外部質保証の進化」による

【表 1】 職業教育機関のための EQA の枠組みとガイドライン

側面	判断事項
1. 職業教育修了者の望ましい特性	1.1 適性及び実現可能性 1.2 信頼性 1.3 有効性 1.4 革新性またはベストプラクティス
2. 職業教育管理	2.1 体系化 2.2 信頼性 2.3 有効性 2.4 革新性またはベストプラクティス
3. 学修者中心の教授・学修プロセス	3.1 体系化 3.2 信頼性 3.3 有効性 3.4 革新性またはベストプラクティス

ONESQA 提供資料「Framework and guidelines for EQA for each individual vocational education institution」をもとに作成

2.3 有効性)、「評価結果は、学修者が自己改善に役立てられるようフィードバックされ、また、教員が継続的に自己を改善し、教職を向上させるためのインプットとして活用される。そして、教育機関の教員や管理者が学修社会を構築するための努力にも焦点が当てられる」(側面3 学修者中心の教授・学修プロセス 3.1 体系化)といった説明が付されている。

一般に VET では、教育の成果として卒業生の就職率が重視されるが、タイでは教育機関ごとの就職率など客観的なデータは公表されていないため、ONESQA も就職率そのものを評価することはない。タイでは、近年、学校卒業後にインターネットを使った自営業に就く若者が一定数いるという社会状況も関連しているようだ。ただし、企業などの関連機関との協力関係や、卒業生に対する就職先の評価など、個別の状況は評価の対象になっている。

なお、タイの令和 3 (2021) 年度の就職率(高等教育機関と VET 機関の卒業生の合計から算出したもの)は 69.3%で、就職を希望しながら就職できなかった卒業生は約 33%と報告されてい

【表 2】 高等教育のための EQA ガイドライン

分野	要素
1. 国の経済・社会の発展に対応した機関の使命に沿った経営の成果	1.1 国家戦略に対応した組織体制 1.2 高等教育機関マネジメントの実施による成果
2. 卒業生(学士、修士、博士)の質	2.1 学士号取得者の質 2.2 修士課程修了者の質 2.3 博士課程修了者の質
3. 研究の質	3.1 研究・創作活動の質 3.2 応用研究と技術革新の質
4. 学術サービスの成果	4.1 公共サービスまでカバーする学術サービスの成果 4.2 特定の学術サービスの成果
5. 内部品質保証の結果	5.1 内部品質保証システムの達成状況 5.2 高等教育機関が提供するすべてのカリキュラムの達成状況

ONESQA ウェブサイト「Guidelines for the Fourth Round EQA for Higher Education」をもとに作成³

るようだ。

評価結果は、Outstanding (卓越)、Very good (とても良い)、Good (良い)、Average (標準)、Need improvement (要改善) の 5 段階で示される。一方、高等教育の評価では、結果は「基準に準拠している」「基準に準拠していない」のどちらかになる。更なる区分けとして「基準に準拠している」は 3 レベル、「基準に準拠していない」は 2 レベルでどのような状態に対応するかの解説が添えられている。

第 3 期の評価では VET 機関はその多くが不適合となった。実習ですべき教育を座学で行っている、実技を教員がやって示すだけで学生にさせていないなど、実習関連で問題が多かったという。「座学でも、例えば関連法規を学ぶとき、読むだけではなく、事例集を作って学生同士で協議し検討するといった授業になるよう期待している」。

3 <https://www.onesqa.or.th/en/profile/1291/>
2024 年 3 月 21 日アクセス

第4期の総括はまだまとまっていないが、「自己点検評価書を見る限りは、かなり改善されている」とのことだ。

(4) 評価のプロセス

ONESQA の評価を受けようとする教育機関は、まず、教育省か高等教育・科学・研究・イノベーション省 MHESI に申請し、ONESQA は依頼に基づいて評価を行うという制度になっている。評価期間は原則として10月1日から翌9月30日までの1年間だが、大規模校は9月中に終わらず、12月までかかる場合もある。

ONESQA が公表しているフローチャート（図1）によると、評価のプロセスは以下のようになっている⁴。高等教育機関も同様のプロセスで行われている。

実地調査前

- i. 評価校リストの公表
- ii. ONESQA の基準に従い、AQA を通して評価員（External Assessor）を組織
- iii. ONESQA 理事長が評価員と評価校のリストを承認
- iv. 評価校と評価員の公表
- v. 評価員が評価校の内部質保証結果に基づいて自己点検評価書を分析、必要に応じて追加資料を請求

実地調査中（実施する場合）

- vi. 評価チーム（The Panel of Assessor）が ONESQA の基準や手続きに基づいて評価を実施
- vii. 評価員が作成した評価報告書（Assessment Report）の品質を確認し、AQA を通して関連書類とともに評価校へ送付
- viii. 評価校が AQA を通して受取った評価報告書を確認

評価結果に対する意見（Appeal）がある場合

- ix. 評価報告書を再検討するため、ONESQA の作業部会（The Appeal Working Group）に意見書を提出
- x. ONESQA が結果（Result of Appeal of the Assessment）を送付

実地調査後

- xi. 評価結果と開発期間の分析を EQA 開発委員会と理事会に提出し、評価結果の認証を受ける。EQA 結果の普及のため、評価結果の概要を関係者に送付
- xii. AQA と ONESQA のウェブサイトを通して AQA 評価報告書を公表／評価校へ認定書を送付し、親組織に評価結果を転送

既述のように、ONESQA は評価基準を持っていないので、評価校は独自の内容の自己点検評価書を作成することになる。しかし、ONESQA の各評価システム開発委員会が作成のルールを定めているうえ、各監督省庁が求める内容を記述する必要もあり、ある程度は決まっているのが現実のようだ。分量は40～50枚程度で、教育機関の概要、歴史、学生数、活動計画と実績、内部質保証の結果などが盛り込まれている。

実地調査は第1期では1校あたり5日間ほどかけていたが、徐々に短縮されて、現在では2日間が基本だ。また、実地調査を省略する場合もある。

評価員が調査の結果として作成する評価報告書は、以前は自己点検評価書と同程度の分量だったが、ここ2年は減らして30枚程度になっている。評価結果やレコメンデーションが記載される。

(5) 評価チームと評価員の研修

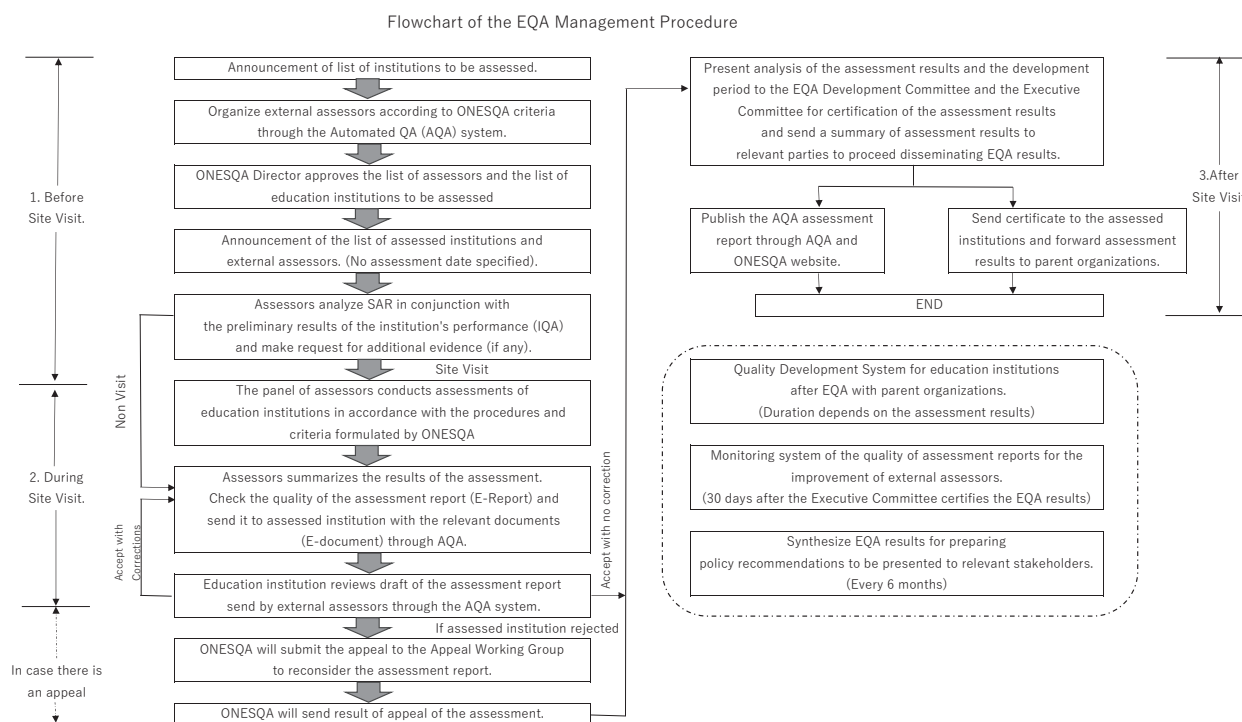
評価員は ONESQA が養成し、委託先の企業に派遣する形式をとる。ONESQA は、事前に委託先企業と評価員を集めて説明会を行う。

評価員は、評価校が提出した自己点検評価書や関連資料の分析、必要に応じて実地調査、評価報告書を作成することが主な任務になる。

VET 機関の評価では、1校あたり3人の評価

4 <https://www.onesqa.or.th/en/profile/1304/>
2024年3月21日アクセス

【図 1】 ONESQA が行う評価のフローチャート



ONESQA ウェブサイトをもとに作成

チームが組織される。リーダー、メンバー、書記と役割分担があり、一人1万バツ⁵の報酬が支払われている。大学などの高等教育機関を担当する評価チームは1校あたり4人で、報酬は一人5万バツである。高等教育の評価では、大学教員や大学教員の経験があることが主な条件で、評価員は評価校の承認が必要となるため、合理的な理由による申出があれば、変更される場合もある。

評価員になるには、教育学などの学士号を持ち、教育機関の質保証業務の経験が必要である。VETと高等教育など、異なる教育段階の評価員を兼ねることはルール上は可能だが、実際は評価員のバックグラウンドなどに応じて限定される。

ONESQAの評価員は全教育段階で4,000人弱の登録がある。評価員になるためには自ら応募し、研修を受けた後、試験に合格する必要がある。試験科目は、情報技術、評価の基準、コロナ禍での評価方法、自己点検評価書の分析手法、オンラ

イン・オンサイトの実地調査の5分野。それぞれ試験で70%以上の得点で合格になる。5分野とも合格すると、総合試験に進む。この総合試験は3時間かけて行われ、別途1時間のIT関連試験もある。これらも70%以上の得点で合格となる。令和3(2021)年度は約3,000人が応募し、最終合格者は1,000人を下回ったという。

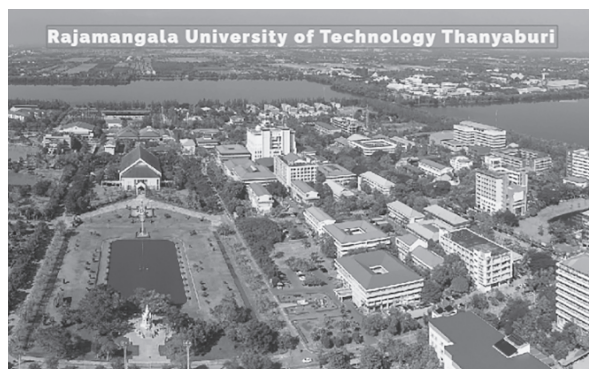
実際に評価員として派遣される前には更に1日の派遣研修があり、これを受講する義務もある。

評価員として評価を行った後は、担当した教育機関、同僚、委託先企業、ONESQAから評価を受け、その結果は次回以降の派遣に反映される。

評価員資格の有効期間は3年。期間内に評価員としての一定件数派遣された実績があり、規定の研修を受けると更新できる。評価員になると所属大学などで処遇が良くなるわけではないが、評価員としての収入を得られるというメリットがある。

5 令和6(2024)年3月のレートで1バツは約3.8円

②ラジャマンガラ工科大学タンヤブリ
Rajamangala University of Technology
Thanyaburi (RMUTT)
มหาวิทยาลัยเทคโนโลยีราชมงคลธัญบุรี



(出典：大学ウェブサイト)

機関の所在地

39 Moo 1, Klong 6, Khlong Luang Pathum
Thani 12110 Thailand

回答者

Apichart Sonthisombat 氏
(Director of the Office of Education
Quality Assurance)

※同大学の調査は、Apichart Sonthisombat 氏に質問票をメールで送付し、回答もメール添付で受領した（令和 4（2022）年 5 月 31 日（火）受領）。下記は、一部出典の記載のあるものを除き、この回答と、添付された資料をもとに構成したものである。

(1) 機関の概要

ラジャマンガラ工科大学の前身である技術職業教育校 ITVE (Institute of Technology and Vocational Education) は、昭和 50 (1975) 年に設立された。ITVE は、専門性の高い VET を行うことで、これまでその価値が低かった VET 機関の卒業資格を学士号と同等に引き上げることをめざしていた。自前の校舎を持たず、学科ごとにほかの教育機関の施設を借りて教育を行っていたが、教育の効率性と有効性を高めるため、昭和 63 (1988) 年、首都バンコクにほど近いパトゥムターニーに管理機能を集約し、ラ

ジャマンガラ工科大学 (Rajamangala Institute of Technology) と改名した。その後、平成 17 (2005) 年には、大学卒業者の増加を目指すタイ政府の政策により大学に昇格、ラジャマンガラ工科大学 (Rajamangala University of Technology) となり、9 校に統合・再編された。

今回調査対象となったのはそのうちのタンヤブリ (RMUTT) である。「イノベーションは国を築き、ラジャマンガラ工科大学タンヤブリはイノベーションを創造する」を理念とする総合大学で、「学術的・専門的能力、創造性、生涯学修力を持った人材を生出し、育成する」「産業、社会、地域、商業分野で利用される研究、発明、創作、イノベーションを創出する」など五つのミッションを掲げている。

RMUTT は令和元 (2019) 年に政府の政策や戦略とリンクさせた四つの戦略課題を掲げた。①イノベーターになることを学ぶ②イノベーションのための研究③イノベーションを通じた学術サービスと付加価値のある芸術と文化（イノベーションによる社会と文化の強化）④イノベーションのマネジメントの 4 点である。現在、この戦略課題に沿った四つのゴール、26 の重要な成果、32 の戦略が設定され、これらに従って大学が運営されている。

(2) 教育の特徴

RMUTT は、令和 4 (2022) 年では、技術教育、農業技術、家政技術、マスコミュニケーション技術、経営管理など 12 学部で計 117 コースがあり、2 万 5,480 人の学生と 1,013 人の教員を抱える大規模大学である⁶。一部の学部では修士課程、博士課程も置かれている。大学が令和元 (2019) 年度の卒業生 6,082 人に行った調査では、回答した 4,662 人のうち就職者は 3,530 人、非就職者が 874 人、学業継続者は 258 人となっている。

大学の教育品質保証室ディレクターの Apichart Sonthisombat 氏は、RMUTT の教育の強みとして以下の 7 項目を挙げた。

6 <https://www.eng.rmUTT.ac.th/> 2024 年 3 月 21 日アクセス



i. 卒業後すぐに起業できる

起業のアイデアを育成し、トレーニングや事業運営の収益化についての知識を提供することで、起業家への成長を促進する方針を持っている。

ii. 利用可能な資源とサービス

学修施設、近代的な研究室など、充実した施設・設備と、国内外での職業体験・研修を支える基金がある。図書館、ランゲージセンター、運動場、体育館、ロータスミュージアム、男女学生寮など、学修資源としての環境を提供する。

iii. 教育の質と水準

品質保証システムを開発し、専門的基準に沿った教育を提供することで、革新的な大学であるための開発プランと継続的なワークシステムを開発してきた。2021年には世界的な大学の質評価基準によるイギリス QS 社⁷の評価で星4を獲得している。

iv. 経験と質を兼ね備えた教員

教員は現代科学の知識を結集し、豊かな知識と経験を持って教育に当たっている。人事管理部署は、教員の基準枠組みに沿った4レベルの教員開発トレーニングを行っている。全ての教員が、授業の質について自己評価を行うことが求められている。

v. 卒業生の質

40年以上にわたる卒業生輩出の理念は、知識が豊富な実務家を養成することに重点を置く。技術的専門性は、社会的専門性ととともに、情報技術的専門性、起業家として国内外においてより高いレベルで学ぶことができる特別なスキルとしての英語を含む運用能力を備えている。

vi. 学士、修士、博士課程を提供

RMUTT は、学士、修士、博士レベルのコースを提供している。学生は、国家戦略による人材開発のニーズをサポートするために、公共と民間の労働市場のニーズを満たす自分の適性に応じて研究を選択することができる。

vii. 多様な分野での学生支援

学生育成基金を設け、単位互換制度により留学を支援している。研究及び研究補助、海外でのインターンシップ、共同教育、海外でのコンペティション、展示会、ワークショップ、国際シンポジウムへの参加旅費を支援する。

(3) 内部質保証の特徴

RMUTT では、教育質保証局 (The Bureau of Educational Quality Assurance) が内部・外部の教育質保証の体制整備と準備を担っている。何度かの組織改編を経て平成 23 (2011) 年に設置されたもので、教育質保証システム・メカニズム部門とデータ・情報分析部がある。使命、義務、責任は以下のとおりとなっている。

i. 学内部局の教育質保証システム開発を管理する

ii. 学内の教育質保証について、関連機関、ONESQA など外部教育質評価部門と調整する

iii. 教育の質保証システムについての理解を深めるため、学内のあらゆるレベルの職員に教育の質保証の重要性を認識させ、動機づけを行う

iv. 研修と教育の成果をフォローし、より高度な教育質保証システムを開発する

v. 各部門の教育の質保証に関する情報を確認し、教育の質保証のリスクマネジメントにおけるナレッジマネジメントを確立する

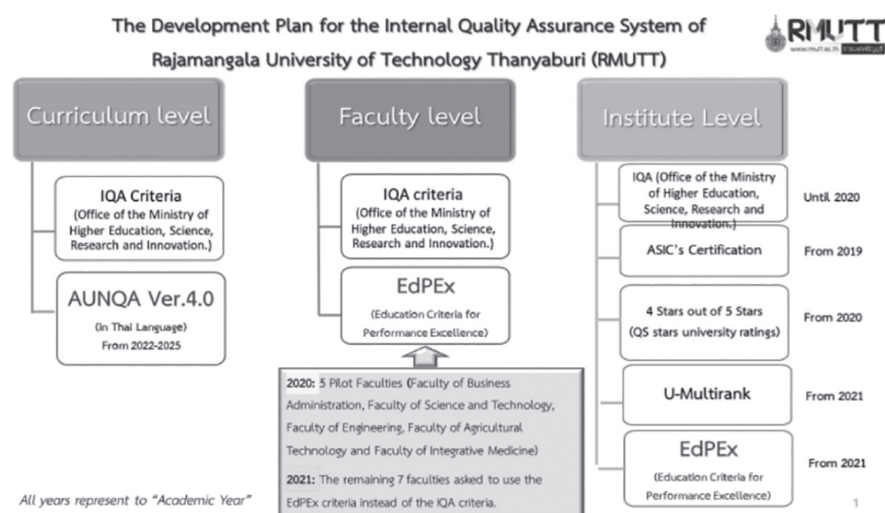
vi. 監査の実施と学内外の評価者との調整、質向上計画作成のフォローアップ、質保証に関する研究成果のフォローアップ、質保証に関するデータの分析・作成を行い、また、大学ランキングをフォローする

大学は、カリキュラムレベルで ASEAN 大学連合の質保証ネットワーク (AUN-QA) の質保証システムを採用することを予定している。学部レベルでは、令和 2 (2020) 年に試験的に農業技術、経営管理、科学技術、工、統合医療の 5 学部が EdPEX (Education Criteria for

7 イギリスの大学評価機関 Quacquarelli Symonds

【図 2】 RMUTT の内部質保証システム開発プランの概要

Summary of The Development Plan of IQA System of RMUTT



Apichart Sonthisombat 氏提供資料より転載

Performance Excellence) を導入した。令和 3 (2021) 年度以降、全学での導入を予定している。

(4) ONESQA への意見と提案

大学は令和 4 (2022) 年度中に ONESQA の評価を受ける予定で、評価員のリストは令和 4 (2022) 年 6 月 6 日の ONESQA 理事会で承認を経て大学に通知されることになっている。「評価員は、ラチャマンガラ工科大学タンヤブuriについて知識があり、評価員の能力と資格があり、利害関係のない人物が選ばれることが望ましい」とした。

自己点検評価書の作成については、すでに ONESQA による大学幹部への説明が行われ、様式も AQA で提供されている。自己点検評価書の提出も、AQA を通して行う。

ONESQA の評価システムについて、Apichart Sonthisombat 氏は、「状況に応じた評価基準や AQA の開発など、発展し続けていることを賞賛する」とした。評価結果を記した評価報告書案は、評価校が事前に確認する機会があるなど、全ての利害関係者とタイ国内の社会にとって、透明性があり、検証可能で、信頼性が高いシステムである

と評価している。また、自身が ONESQA の評価員を務めた経験から、「業務は ONESQA の使命達成のために極めて献身的に行われている。評価員の研修では、評価員が国家に受け入れられるように全てのレベルで定期的なトレーニングが行われ、試験に合格する必要がある。ONESQA による説明会や、評価員の疑問点を解消するための体制も整っている」とした。

そのうえで、ONESQA がより発展するためとして以下の提案や意見を示した。

- i. 教育機関の貴重なデータを保護するため、サイバーセキュリティを強化すること
- ii. ONESQA が優れた品質保証組織であることを示すために、マルコムボルドリッジ賞⁸の基準に従うこと (EdPEX はタイの大学に広がってきており、このプロセスやワークフローを理解すれば、ONESQA の強みとなり、EdPEX を使用する大学に対する理解が進む)
- iii. 評価員のために評価で使用される各種の帳

⁸ 米国の優れた経営システムを持つ企業に授与される賞。タイの EdPEX は、この審査基準を参照している

票は、重複を解消し、短くシンプルでわかりやすく、実際の業務を反映したものに改訂すること

- iv. VET の評価員の研修で、教員でない人が研修モジュールを作成すると学修のステップがあちこちに飛び理解しづらいことがあり、試験のモジュールも回答者の知識やスキルを判断できるものになっていない可能性がある
- v. 評価の第1期から現在に至るまで評価員を務め、優れた評価の質を持つシニアの評価員に賞賛、栄誉を送ること。これらの評価員は長い間 ONESQA を助けてきた人々であり、保持されるべき。ただし、新しい評価員に注意を払わないという意味ではなく、成熟度について懸念しており、仕事の一部として品質保証を見ることによって、品質の文化を醸成する必要がある。ONESQA の評価員は、ONESQA が設定した基準を遵守することが要求される。このような作業により、安全性と透明性が確保され、親しみやすさも含め、提示された基準に従ってチェックすることができる
- vi. 知識マネジメントで行うように、評価員の経験や知識を、経験のない新しい評価員に伝えること。そうすれば、評価の質が高まり、より多くの機関が、良い知識や経験を得たことを教訓として、評価を受けたいと思うようになる。タイの教育の質を将来的に国際的なレベルにまで向上させるために学ぶ

Apichart Sonthisombat 氏は ONESQA の評価員の経験があるので、ONESQA の評価システムの理解を深めるため、自己点検評価書を受取った後に評価員が ONESQA に送付すべき書類を示してくれた。以下の9点である。

- i. 外部職業評価員 (external vocational assessors) による自己評価書審査フォーム
- ii. ONESQA 基準による自己点検評価書検討のためのガイドライン
- iii. COVID-19 状況下での外部質評価報告書、自己点検評価書



RMUTT のオフィシャル彫像。前国王ラーマ9世のロイヤルエンブレムと、蓮の花で構成されている
(出典：大学ウェブサイト)

- iv. オンライン実地調査のための教育機関の申請書
- v. NESDB 訪問地域の学校による申請書
- vi. 訪問のスケジュール (評価チームと教育機関)
- vii. 評価チームの訪問前の準備計画書
- viii. 実地調査の結果の概要表
- ix. COVID-19 の状況下の実地調査外部質評価報告書

タイへのインタビュー調査のまとめと所感

ONESQA は、評価基準を持っておらず、教育機関が独自に作成した自己点検評価書をもとに評価を行うこと、非常に多くの評価対象校があることなど、評価システムそのものに対する興味が大きく、そのための質問に時間を割いた。

インタビューの結果、評価基準はないが、実際は、教育レベルごとに詳しい説明を付したガイドラインがあり、加えて ONESQA や政府が求める項目もあることがわかった。教育機関はこれに沿って自己点検・評価を行うため、自己点検評価書の内容はある程度決まってくる。評価員も、ガイドラインに沿って書面調査・実地調査を行うため、大きな問題はないということだった。

就学前教育から高等教育まで計6万校以上の評価を、5年間かけてとはいえ職員100人程度のONESQAが担うということにも、我々日本の評価機関の職員にとっては現実感がなく⁹、その運営方法には興味があった。実際の評価業務はアウトソーシングし、評価員や委託先企業への研修をONESQAが行うということだった。特に無理なく実現している様子がうかがえたが、委託先企業の数も相当数に上るはずで、評価の質を担保するためにどのような工夫をしているのかまでは聞くことができなかった。

教育機関は評価料を負担せず、ONESQAも国から運営資金を得ているので、これら委託先への委託料、評価員への報酬など全てが国の資金で運営されていることになる。評価を受けることが法律で定められていることは日本と同じだが、タイ政府が教育の質保証に相当な資金を投入していることになる。評価員は大学を1校担当すると得られる報酬が日本円で20万円近くになるということだった。タイでは副業が認められているとのことだが、日本と比べて高い報酬は評価員の社会的地位の向上に役立っているようで、評価員になるための試験の合格者は3人に一人と、厳しい選抜もうなずけた。

VETの評価で学術系の高等教育と異なる点として、教員の授業を撮影したものを評価対象とし、ガイドラインでは「学修者中心の教授・学修プロセス」が主要項目になっていることなどがあった。以前は実習の方法などが期待されたものになっておらず不適合になったVET機関が多かったということもあり、技術や技能をどう教えているか、学生が実際に身に付けているかを重視していることがわかった。

RMUTTは、ONESQAの紹介を受けてインタビューを申し込んでいたが、文書での回答になった。直接話を伺えなかったことは非常に残念ではあるが、丁寧な回答書をいただいたので、本報告書では得られた情報をできるだけ忠実に記述し、別途、資料やウェブサイトなどをあたって客観的

な裏付けを取るよう努めた。しかし、回答に対する追加の質問を受けていただけなかったこともあり、理解が間違っている点や不足している点もあるだろうことをお断りしておきたい。

もとは職業専門学校であり、高等教育進学者の増加を受けて大学に昇格した経緯を持つRMUTTでは、学士号が取れる実学教育ということを強くアピールしていた。タイでは学術教育に比べVETの価値が低く見られる傾向があるが、RMUTTは労働社会のニーズを満たす卒業生を送出していることに誇りを持っているようだった。

回答を寄せてくれたApichart Sonthisombat氏は、ONESQAの評価員の経験が長いということで、ONESQAの評価への意見は非常に具体的だった。VETの評価員への研修や資格についての指摘は、VET評価の難しさを表している。評価員には、その職業分野の知識や経験だけでなく、アカデミックなバックボーンもある程度は必要になってくるのだろう。また、評価員の知識と経験の継承が重要との指摘は、評価が始まってすでに20年以上経過している点で日本の認証評価にとっても同様の課題であり、賛同できるものだった。

回答書の大学の沿革についての章では、王室から校名を授けられたこと、王室の紋章をもとに大学エンブレムが作られていることなど、王室との関わりについての記述が多く、タイが王朝として長い歴史を持つ国であることが印象づけられた。

小林 澄子（評価研究部評価研究課 課長）

⁹ 当機構の場合、評価校数は7年間で340校程度、1年間では最多で90校程度である

3. マレーシアの評価機関と教育機関

①マレーシア資格機構

MALAYSIAN QUALIFICATIONS AGENCY
(MQA)

Agensi Kelayakan Malaysia



(出典：MQA ウェブサイト)¹

機関の所在地

No.3539, Jalan Teknokrat7, Cyber563000,
Cyberjaya Selangor Darul Ehsan,
MALAYSIA

日時

令和4(2022)年6月14日(火) 10:30 ~
12:30 (日本時間)

面談者

Khairul Salleh bin Mohamed Sahari 氏
Deputy Chief Executive Officer (Quality
Assurance)

Annurul Asyiqin binti Md Yusop 氏

Public and International Affairs Unit

調査員

陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
板垣 智香 評価研究部評価研究課 係長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

(1) 機関の概要

MQA は LAN (Lembaga Akreditasi Negara) を前身とし、QAD (Quality Assurance Division) の質保証部門が統合して平成19(2007)年に設置された。LAN は認証評価を行う機関であり、対象としていたのは私立の高等教育機関であったが、MQA は高等教育省の管轄下にある全ての高等教育機関を対象としている。また、教育省の管轄下にある職業カレッジがディプロマを授与している場合も対象となる。

公式ウェブサイトには、MQA の機能として、マレーシアの質保証枠組みである MQF (Malaysian Qualifications Framework) の実装、高等教育機関とプログラムの質保証など6項目が示されている。

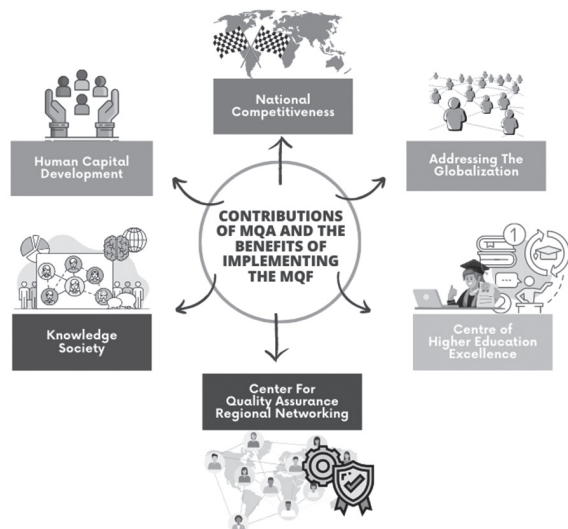
1. To implement MQF as a reference point for Malaysian qualifications;
2. To develop standards and credits and all other relevant instruments as national references for the conferment of awards with the cooperation of stakeholders;
3. To quality assure higher education institutions and programmes;
4. To accredit courses that fulfil the set criteria and standards;
5. To facilitate the recognition and articulation of qualifications; and
6. To maintain the Malaysian Qualifications Register (MQR)

MQA を設置し、MQF を実装することは、各国の高等教育や人的資本の開発に貢献できるとされ、具体例として国際競争力の強化や質保証の地域ネットワークの構築等が挙げられている【図1】。

Khairul 氏は、MQA が質保証のフレームワークの決定と実際の評価の両方を担っているとのことを他国の質保証機関とは異なる特徴として挙げた。一つの機関が両方を担う利点として、諸外国との比較検証が行いやすい点があり、評価制度を

¹ https://www.mqa.gov.my/new/profil_MQA.cfm#gsc.tab=0 2024年4月1日アクセス

【図1】MQAの貢献とMQFを実装する利点



出典：MQA ウェブサイト²

充実させるだけではなく、マレーシア市民やマレーシアで学びたい学生に対して、制度の違いを踏まえつつ、これまで受けてきた教育が国際的にみてもどのレベルのものであるのか情報を提供できるとのことであった。

MQAは政府の法定機関であり、正職員は334人である。Khairul氏が責任者であるQAの部署は、2人のシニアディレクターとその下に部門ごとにディレクターが配置されている。Khairul氏によると、女性が多く登用されているとのことであった。

(2) MQAにおける評価

マレーシアでは基本的に機関単位ではなく、プログラム単位で評価を行う。これまでMQAで認証を行ったプログラムの数は約1万6,000件となっている。Khairul氏が「基本的に」と述べたのは、一部機関でセルフ・ア Krediting・オーガナイゼーションとして認められた機関が19あることが踏まえられている。この機関については、質保証の面で特に優れていることが認められ、特別措置として、提供するプログラムを自ら認証することが認められている。ただし、エンジニアリ

ング、医学など特別措置の例外とされている分野もあり、これらの分野についてはプログラムごとの評価を受ける必要がある。

評価領域は、プログラムの開発と実施、学生の学習の評価など次の7領域から構成されている。

- Area 1: Program Development and Delivery
- Area 2: Assessment of Student Learning
- Area 3: Student Selection and Support Services
- Area 4: Academic Staff
- Area 5: Educational Resources
- Area 6: Programme Management
- Area 7: Programme Monitoring, Review and Continual Quality Improvement³

MQAの評価は、Provisional Accreditation（暫定評価）とFull Accreditation（本評価）の二つのプロセスが存在する。暫定評価は、プログラムが本評価に先立ち質の最低要件を満たしているかを評価する。本評価は、高等教育機関が提供するプログラムの教育、学習、その他全ての関連活動が、質の基準を満たし、MQFに適合しているかを確認する。

評価を受ける機関が必要な書類を提出してから評価結果の発表までの期間は9週間である。具体的な流れは、申請を受理した段階で最低2人の評価員を指名し、評価報告書を提出するためのさまざまな評価活動を行うが、そのプロセスは対象となるプログラムによって異なる。

暫定評価の対象となる新しいプログラムの評価は、提出された書類をベースとした評価を原則とする。実地調査は基本的に実施しないが内容によっては実地調査が必要となる場合もある。本評価の場合は、必ず実地調査を実施している。MQAに登録している評価員は約1,400人である。実業界関係者も約10%登録されており、多様性の確保に努めている。

MQAのア Krediteーションでは有効期限は

² https://www.mqa.gov.my/new/profil_MQA.cfm#gsc.tab=0 2024年4月1日アクセス

³ <https://www.mqa.gov.my/new/qa.cfm#gsc.tab=0> 2024年4月1日アクセス



Khairul 氏（上段左）と Annurni 氏（上段中）

定められていないが、大学の取組みの継続性を確認し、メンテナンスを行っている。メンテナンス・オーディットは3～5年に一度行われ、そこで質の劣化が認められた場合、既に付与した認証をはく奪する可能性もある。例外は23の専門職団体に関する分野であり、これらについては認証期間を設定している。メンテナンス・オーディットでは、より経験豊富な評価員が担当する傾向がある。全ての評価について、評価員に対しては適切な報酬を支払っている。

(3) 専門職団体との連携

VET⁴ 機関の質保証は、人的資源省とも連携し、制度を一体的に運用している。また、VET プログラムの認定に関する政策決定等を行う委員会である JTC (TVET Joint Technical Committee) は、MQA の代表者が構成員となっている。

一方、プロフェッションと呼ばれる専門職は、関連する団体（エンジニア協会、医師会、薬剤師など23団体）がある。これらの専門職団体は、法律上それぞれがア krediteーションを行うことができるため、MQA は専門職団体がやっている評価との整合性をとり、役割を分担しつつ評価を行っている。MQA と専門職団体が協力して質保証、認証を行うことになるため、両機関の連携が特に重要となる。

②セギカレッジ サラワク SEGi College Sarawak

機関の所在地

211 Jalan Bukit Mata Kuching, 93100
Kuching, Sarawak, Malaysia

日時

令和4（2022）年9月27日（火）14：00～
16：00（日本時間）

面談者

Susie Lau Meng Ching 氏（Principal）

調査員

陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

(1) 機関の概要

セギカレッジ サラワクは、一つの大学、四つのカレッジからなるセギグループの一つで、平成9（1997）年に設置された。現在の学生数は約800人、スタッフが60人（教員25人、サポートスタッフ35人）である。セギカレッジは学位授与機関ではないが、令和5（2023）年からセギ大学のラーニングセンターのもとで学位を授与することが予定されている。ペナン（Penang）、スバンジャヤ（Subang Jaya）、クアラルンプール（Kuala Lumpur）のカレッジについても、高等教育省から既に承認を得ている。

セギカレッジはセギ大学のもとで学位を授与するため、ラーニングセンターやカレッジ全体のことについては、カレッジ自身で決定できるものと、セギグループ本部で決定されるものがある。セールスやマーケティングの戦略、授業料等はカレッジ自身で決定できるが、財政、給与、人事、評価、雇用、調達等はセギグループ本部で決定される。ガバナンスは【図2】のとおりである。

セギカレッジの運営資金は学生からの授業料が約90%を占める。その他の収入として、短期コース、トレーニングセッション、政府主導のトレーニングや研修に関する収入がある。

セギカレッジでは、MQF（Malaysian Qualifications Framework）で定められているレベル3～レベル6までのコースを提供しており、授業料はレベルによって異なる。1年～1年半で終了す

4 マレーシアでは TVET（Technical and Vocational Education and Training）と表記されるが、ここでは VET で統一する



(出典：SEGi College Sarawak ウェブサイト)⁵

るサーフィケートのレベル3の場合、1万～1万5,000リンギット、レベル4 (Diploma) は2万5,000～3万5,000リンギット、Degree プログラムであるレベル6は、提携大学の授業料が別途発生することも

あり、5万5,000～7万リンギットとなっている。

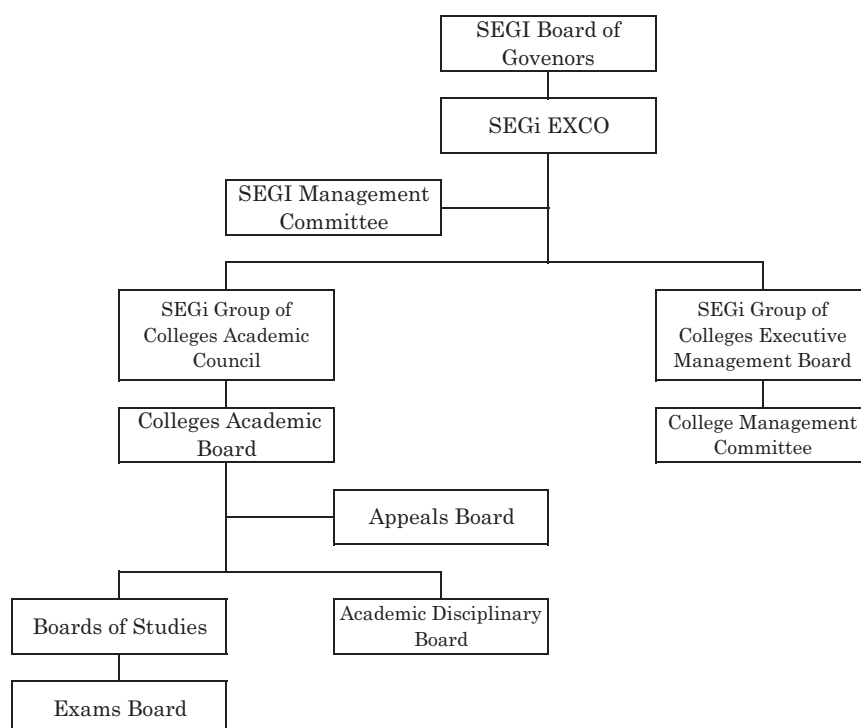
(2) セギカレッジ サラワクの VET

学生は理論などを在籍期間の約半分の期間で学び、残りの半分の期間は産業界で実践を積む VET が行われている。実践部分では、協力評価という仕組みを採用しており、産業界のスーパーバイザーと教員から評価を受ける。

医学コースの場合、学生は実践として病院実習を行うが、具体的に行うことについてはログブックにまとめられており、それによって実習を行う。スーパーバイザーは、実習への取組み状況や実習を通して身に付けたスキルについての評価を行う。実習後、学生はオスキーと呼ばれる試験を受けなければならない。試験は教員が採点し、成績評価の一部となる。このように現場のスーパーバ

【図 2】 セギカレッジのガバナンス

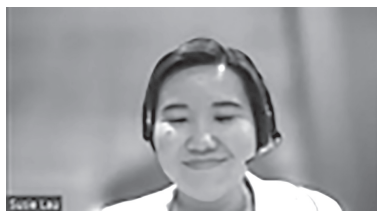
セギカレッジのガバナンス



公式ウェブサイト⁶をもとに作成

5 <https://colleges.segi.edu.my/sarawak/> 2024 年 4 月 1 日アクセス

6 <https://colleges.segi.edu.my/sarawak/governance/> 2024 年 4 月 1 日アクセス



Susie Lau Meng Ching 氏

イザーによる評価点と、教員による評価点があり、総合的な評価で成績が決定される。

教員は、実習中に必ず実習先を訪問することとしている。初日と最終日は必ず訪問し、実習期間が長期に渡るものについては中間にも訪問することとしている。スーパーバイザーはカレッジ側で任命している。実習先は、ビジネスセクターや病院については十分確保できている一方、メディカルラボ等については確保が難しい場合がある。そのため、保健省の協力を得たり個別の病院に依頼したりする等して実習先を確保している。

Susie 氏によると VET コースを卒業した学生は、その業種にほぼ全員が就職できているとのことであった。

(3) セジカレッジ サラワクの内部質保証

ファカルティやプログラムについては、日々の運用状況について評価を行っている。カリキュラム・レビューでは、ふさわしいアカデミックな授業が行われているか、学生に合ったトピックをふさわしいレベルで扱っているか等を確認している。カリキュラム・レビューはステークホルダーによる評価が行われるが、ステークホルダーとしては、主に学生、学生を雇用する業界の関係者、卒業生が想定されている。ステークホルダーは評価レポート作成し、レポートは学長、レジストラ、レギュレトリオフィサー、各プログラムの長等で構成されるカレッジアカデミックボードで検討される。

学生は、レポートだけではなく、さまざまな形で内部質保証に関与している。具体例として、毎学期実施している授業評価や教員評価、年 2 回実施する大学全体の評価等がある。大学全体の評価では、施設、学生支援やサービス、学校が取り組むべき点等について評価を行う。カリキュラム開

発については、ミーティングに参加することもある。学生の意見を踏まえた改善事例としては、ヘルスケアのディプロマのプログラムについて、学生によるカリキュラム・レビューのインタビュー結果をもとに実際に改善を行った事例が挙げられる。

教員評価も実施している。教員評価は、学期ごとに行う学生による評価、同僚による評価がある。改善点として挙げられるのは、指導の質に関するものが多い。そのため、アカデミックカウンセリングを実施し、学生からの評価、同僚からの評価の両方を提示してアクションプランを考えることとしている。当該教員が教えた経験が少ない場合は、経験のある教員の授業を見学させたり、OJT としてトレーニングを行ってもらったりする等の対応をしている。

(4) MQA による評価

セジカレッジ サラワクが直近で MQA の評価を受けたのは令和 3 (2021) 年 9 月である。サティフィケートのレベル 2 についてのもので、サイエンス分野の Full Accreditation (本評価) のオーディットであった。この時は 2 日間の実地調査が行われた。評価では学生が MQA からインタビューを受けるため、学年や分野の多様性を確保しつつ学生を選出して対応したとのことであった。

評価では、基準を満たしているとして適合の判定を受け、フルアクレディテーションを得ることができた。MQA の評価は基準を満たしているかどうかの評価であり、優れた取組みを特筆して評価することは行われない。

Susie 氏によると、オーディットに合格しなかった場合は、MQA からそれが比較的軽微な内容であれば改善のための猶予が与えられる一方、入学資格のない学生を入学させている等の極めて重大な違反の場合は、コースが実際に閉鎖されることもあり得るとのことであった。また、MQA の評価について Susie 氏は、評価によるコントロールの圧力がやや強い点を指摘している。プログラムによっては、もう少し規制を緩和して各大学やカレッジに自治権や裁量権を与えることで、

よりクリエイティブなプログラムを提供できるのではないかと述べている。ただし、全てのプログラムを一律に緩和すべきではなく、医学や薬学などの人の生と死に関わるようなプログラムについては引続き厳しい基準が必要であることも指摘している。

中里 祐紀（評価研究部評価研究課 主任）

マレーシアへのインタビュー調査のまとめと所感

MQA の評価は、一度適合すれば良く原則として有効期限はないが、メンテナンスを行うことで、教育機関に継続的に質保証に取り組むことを求めている。また、専門職団体と緊密な連携を図ることで、評価のすみ分けを行っている。

日本の専門職大学の場合、機関別認証評価と分野別評価を受ける必要があるが、両者は評価を受ける周期が異なる。確かに機関別認証評価と分野別評価は、評価の目的や基準・視点が異なるものの、共通部分も存在する。評価の目的が異なるから当然各機関が定める独自の基準に従って 2 回実施しなければならないという発想にとどまらず、評価を受ける大学の負担を軽減する観点から、機関別認証評価と分野別評価の重複感を避けるための工夫が求められていると感じた。

セジカレッジ サラワクの Susie 氏のインタビューからは、マレーシアの VET の実態を把握するとともに、評価を受ける側から見た MQA の評価について理解を深める機会となった。日本の専門職大学とは制度が異なるものの、事例から得られる知見も少なくない。例えば、VET における成績評価において、実習先の評価をどのように取扱うかという点は、前号の報告書（当機構の「認証評価に関する調査研究 第 11 号」）で日本の専門職大学に対してヒアリング調査を実施した際にも課題として指摘された点である。

また、セジカレッジ サラワクでは、ステークホルダーから出されたレポートを検討し改善に生かしている。特に学生からの意見は、レポートだけではなく、アンケートや会議への参画等を通して積極的に学生の意見をくみ上げ、カリキュラムや機関全体の改善に積極的に生かそうとする姿勢もうかがえた。

Ⅳ 調査研究のまとめ

令和元（2019）年度に日本の新しい大学制度として発足された専門職大学では、既存の大学と同様に認証評価の受審が義務付けられることから、既に大学機関別認証評価において多くの実績を積んだ当機構は専門職大学の機関別評価の実施を検討することとなった。検討に当たっては、専門職大学の制度や特色などを適切に評価できるシステムの構築が必要となるため、令和3（2021）年に行った国内の専門職大学の質保証に関する調査研究に加え、今回は海外での VET の事例研究をすべく、高等教育の質保証を意欲的に取り組んでいる ASEAN のインドネシア、タイ、マレーシアの3国のそれぞれの評価実施機関と VET を行っている高等教育機関を対象に調査研究を行った。

インドネシアでは、国立高等教育ア krediteーション機構（BAN-PT）が大学機関別の評価システムを構築し、評価を実施している。VET 機関に対しても大学と同様に9つの評価基準で評価しているが、産業界との連携、卒業生の進路などについて、特に学修成果に関しては一部異なる基準を適用させているのが特徴である。評価のプロセスとしては、大学の自己点検・評価に基づく書面調査、実地調査と報告書のまとめ、日本とほぼ同様であるが、全体の実施スケジュールは日本よりもコンパクトとなっている印象である。評価を担う評価員については、資格要件があり、要件にクリアしても、BAN-PT の試験に合格しなければ評価員にはなれないなど日本にない厳しい審査制度がある。それは評価の質を一定的に担保するために有効であると考えるが、ピアレビューを中心とした日本の認証評価制度に適用するには課題が多いと感じる。

同国ではサマリダ・ステイト・ポリテクニクという VET 実施校が調査の対象である。同校では化学工学、電気工学、観光、経営学など10学科に28のコースの VET を提供している。質保証への取り組みでは、「教育の質保証の精神である質の高い文化を維持するために、教育業績の継続的な改善を確実に実施すること」を目的として、

教育、研究、地域社会貢献の各分野でモニタリングと評価（自己評価）を行っている。最近では、令和4（2022）年に、一部のコースが BAN-PT の評価を受けた。評価結果は3コースが A、19コースが B などと評価され、機関全体としては B の判定を得たが、全てのコースで BAN-PT の評価を受ける必要があり、まだ受けていないコースは今後順次受ける予定である。

タイの教育機関の評価については、全国教育水準・質評価局（ONESQA）が行っている。特徴として、ONESQA は評価基準を持たないが、評価を行うにあたっては、「枠組みとガイドライン」を定めて公表している。評価ではこのガイドラインに沿って、主に PDCA の機能状況をチェックすることになる。VET 機関の質保証で重要とされる教員について特に印象深いのは、教員が授業を行っている様子を撮影した動画データの提供が求められており、評価の対象にしている。評価結果について、高等教育の評価では「基準に準拠している」「基準に準拠していない」の2段階に対し、VET の評価では Outstanding（卓越）/ Very good（とても良い）/ Good（良い）/ Average（標準）/ Need improvement（要改善）の5段階で示される。評価のプロセスは日本と同様で約1年間をかけて実施している。評価員については研修を行った上、試験を課しているが、合格率は3割程度という厳しいものである。

タイで調査した教育機関は9つの分校を持つ総合大学であるラジャマンガラ工科大学のタンヤブリ校である。同校は教育質保証局が内部・外部の教育質保証の体制整備などを担っており、調査した段階では ONESQA の評価を受ける予定で準備を進めているところである。今回の調査は書面回答によるものであったが、回答した同校の関係者は ONESQA の評価員の経験が長いということで、VET 評価に関し多くの意見や問題提起があった。

マレーシアの評価システムでは、教育機関単位ではなく、プログラム単位で評価を基本としている。「基本的に」と述べたのは、一部の教育機関

で Self Accreditation Organization として認められたことが踏まえられている。これらの機関については、質保証の面で特に優れていることが認められ、特別措置として、提供するプログラムを自ら認証することが認められている。ただし、エンジニアリング、医学など例外とされている分野もあり、これらの分野についてはプログラムごとの評価を受ける必要がある。マレーシアの評価機関である MQA の評価領域は、プログラムの開発と実施、学生の学習の評価など次の 7 領域から構成されている。VET 機関の質保証は、MQA と人的資源省などが連携し、制度を一体的に運用している。一方、プロフェッションと呼ばれる専門職は、関連する団体が評価を行っているため、MQA はそれぞれの団体で行っている評価との整合性をとり、役割を分担しつつ評価を行っている。

マレーシアで調査したセギカレッジ サラワクは、一つの大学、四つのカレッジからなるセギグループの一つで、セギ大学のラーニングセンターの下で学位を授与することとなっている。学生は理論などを在籍期間の約半分の期間で学び、残りの半分の期間は産業界で実践を積む VET 教育が行われている。実践部分では、協力評価という仕組みを採用しており、産業界のスーパーバイザーと教員から評価を受けるという。

当機構では、令和 7（2025）年度から始まる第 4 期認証評価より専門職大学も機関別の評価対象となるが、今後の検討が必要とされる専門職大学の評価を担当する評価員の養成をはじめ、具体的な評価の実施方法などについて、前回の国内調査に加え、今回の海外調査の成果に多くのヒントが示唆されているに違いない。

陸 鐘旻（評価事業部長 兼 評価研究部長）

調査研究 2

欧州における高等教育の質保証への ステークホルダー（特に学生）参画に関する調査研究

I はじめに

II 欧州の質保証の仕組みとステークホルダー（特に学生）参画

III 質保証関連組織へのインタビュー調査

IV 英国の大学へのインタビュー調査

V 欧州の質保証における学生参画に関するアンケート

—ESU's QA Student Experts Pool メンバーを対象として—

VI 調査研究のまとめ

調査研究2 欧州における高等教育の質保証へのステークホルダー（特に学生）参画に関する調査研究

I はじめに

1. 調査研究の概要・目的

本調査研究の目的は、高等教育の質保証へのステークホルダー（特に学生）参画について、欧州の制度と実態を明らかにし、当機構の評価システム改善に役立てることである。次章でも述べるが欧州では、高等教育質保証システムへの学生参画において長い歴史と経験がある。それらについては、これまでもいろいろと研究、紹介が行われてきているが、実際の質保証機関（評価機関）が導入可能性を探る目的での調査研究はまだあまり行われていない。本調査研究は、具体的に「欧州で行われる質保証へのステークホルダー（特に学生）参画はどのようなものか。それは日本に導入可能か」という問いを立て、それに対して少しでも有益な情報が得られるよう入念な準備のもと進められた。

調査は、文献・資料調査に加えて、より実態を正確に把握するためオンラインインタビューおよびオンラインシステムを利用したアンケート調査により行った。文献・資料調査の対象については章末を参考にされたい。オンラインインタビューは、質保証関連組織と大学に対して行った。質保証関連組織としては、欧州高等教育質保証の基本とされる「欧州高等教育における質保証のための基準と指針 (Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area, ESG)」策定に関わった、欧州高等教育質保証協会 (ENQA: European Association for Quality Assurance in Higher Education) および欧州学生連合 (ESU: European Students' Union)、さらに英国の代表的な高等教育質保証機関であり、英国内の全ての地域で高等教育の質保証に携わっている英国高等教育質保証機構 (The Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA) の三者に対して、大学としては、QAA から質保証への学生参画のグッドプラクティス実践大学として紹介いただいたノッティンガム大学 (University of Nottingham)、バーミン

ガム・シティ大学 (Birmingham City University)、セントアンドリュース大学 (University of St Andrews)、ハイランズアンドアイランズ大学 (University of the Highlands and Islands) の4大学に対してオンラインインタビューを行った。

インタビュー項目は、質保証関連組織に対しては、当該組織が行う評価における学生参画について、評価プロセスにおける学生の役割について、学生評価員について、学生が評価員として参画することについての課題、評価における外部専門家の参画について、当該組織の運営における学生参画などである。大学に対しては、当該大学における質保証への学生参画について（ポリシー、計画、内容、学生への報酬など）、当該大学の質保証に参画する学生について（必要な能力・態度、学生の募集・選抜方法、学生への満足度など）、質保証への学生参画の成果について（学生の意見の検討プロセス、成果の調査、成果への満足度など）、質保証への学生参画の課題について（課題、充実のための方策など）、学生参画に関する大学の事務について（学生への研修、サポート、管理）、学生以外の外部ステークホルダーの質保証への参画について（外部ステークホルダーの種類、参画の内容など）である。これら全てについて十分聴き取りが出来たかは疑問であるが、限られた時間内にかなり多くの有益な情報を得ることは出来たと考える。

また、ESU の協力のもと評価活動へ実際に参画した学生 (ESU's QA Student Experts Pool 登録学生) に対して、活動経験、活動における成果、学生参画に対する意識などを尋ねるオンラインアンケートも実施し、学生の生の声を集めることも出来た。

この後に続く章で、欧州での質保証への学生参画システムの概要、個別機関・大学へのインタビュー報告、アンケート結果報告を行い、日本の高等教育質保証システムへの学生参画導入が可能かどうかについてのまとめを述べさせていただ

く。

○インタビュー調査概要

※日時は日本時間

<質保証関連組織>

- ・欧州高等教育質保証協会

European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA)
実施日時：令和 5 (2023) 2 月 24 日 (金)
17:00 ~ 19:00

- ・欧州学生連合

European Students' Union (ESU)
実施日時：令和 5 (2023) 年 3 月 3 日 (金)
17:00 ~ 19:00

- ・英国高等教育質保証機構

The Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)
実施日時：令和 5 (2023) 年 2 月 20 日 (月)
18:00 ~ 20:00

<英国の大学>

イングランド

- ・ノッティンガム大学

University of Nottingham
実施日時：令和 5 (2023) 年 6 月 16 日 (金)
17:00 ~ 19:00

- ・バーミンガム・シティ大学

Birmingham City University
実施日時：令和 5 (2023) 年 5 月 12 日 (金)
17:00 ~ 19:00

スコットランド

- ・セントアンドリュース大学

University of St Andrews
実施日時：令和 5 (2023) 年 6 月 20 日 (火)
17:00 ~ 19:00

- ・ハイランズアンドアイランズ大学

University of the Highlands and Islands (UHI)
実施日時：令和 5 (2023) 年 4 月 28 日 (金)
17:00 ~ 19:00

○アンケート調査概要

対象：ESU's QA Student Experts Pool メン

バー 72 人

方法：「Google Form」を利用したオンラインアンケート

回答期間：令和 5 (2023) 年 5 月 16 日 (火) ~ 7 月 15 日 (土)

回答者：15 人 (回答率 20.8%)

2. 調査研究担当者

本調査研究は、当機構評価システム改善検討委員会の協力を得て、当機構評価研究部において行った。名簿は以下の通り。

堀井	祐介	大阪大学 学際大学院機構 教授	(評価システム改善検討委員会委員)
大佐古	紀雄	育英短期大学 保育学科 教授	(評価システム改善検討委員会委員)
陸	鐘旻	評価事業部長 兼 評価研究部長	
小林	澄子	評価研究部評価研究課 課長	
中里	祐紀	評価研究部評価研究課 主任	

堀井 祐介 (大阪大学 学際大学院機構 教授)

II 欧州の質保証の仕組みとステークホルダー（特に学生）参画

欧州では、欧州高等教育圏（European Higher Education Area, EHEA）構築を謳った平成 11（1999）年のボローニャ宣言を受けて始まったボローニャ・プロセスに則って策定された「欧州高等教育における質保証のための基準と指針（Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area, ESG）」が高等教育質保証の基本とされており、ここに高等教育質保証活動への学生参画が明記されている。ボローニャ宣言、ボローニャ・プロセスともに任意の活動とされており、条約レベルでの強制力はないが参加国の高等教育政策に大きな影響力を持っている。令和 2（2020）年までの 2 段階で進められたボローニャ・プロセスでは EHEA 構築に向けて原則 2 年に一度の閣僚会議が開催され、個別のテーマ毎にフォローアップグループが活動を行ってきた^{1, 2}。

ESG は、EHEA における質保証の基本的考え方をまとめたものとして平成 17（2005）年に策定され、数度の改訂の後、平成 27（2015）年の大幅改訂により現在の形となっている。2005 年版の序文では、「ボローニャ・プロセス加盟閣僚会議は、以下の目的のために、2003 年 9 月 19 日付ベルリンコミュニケに、欧州高等教育質保証協会（ENQA: European Association for Quality Assurance in Higher Education³）、欧州大学協会（EUA: European University Association⁴）、欧州高等教育機関協会（EURASHE: European Association of Institutions in Higher Education⁵）、欧州学生団体連合（ESIB: European Student Information

Bureau、現在の、欧州学生連合（ESU: European Students' Union⁶）を招いた。その目的とは、質保証の基準、手順、指針を合意の上まとめること、質保証および質保証機関についての適切なピアレビューシステム確立の方策について調査すること、2005 年までにボローニャプロセスフォローアップ閣僚グループに対して報告書を提出することであった。また、閣僚会議は、他の質保証機関および質保証ネットワークの専門家の意見にも十分配慮するよう ENQA に求めた」と記されている。また、2015 年版序文では、改訂に至る背景の説明として平成 24（2012）年の閣僚声明により、上記 ENQA、ESU、EUA、EURASHE の 4 団体に対して、エデュケーション・インターナショナル（EI: Education International⁷）、ビジネスユーロップ（BUSINESSEUROPE⁸）、欧州質保証機関登録簿（EQAR: European Quality Assurance Register for Higher Education⁹）と協力し「その適用範囲も含めて、明確性、適用可能性および有用性を改善するため」ESG の改正草案の作成を依頼したとされている。

この ESG 策定において中心的役割を果たしたのが ENQA である。ENQA は、欧州における高等教育質保証分野での連携を促進するため European Network for Quality Assurance in Higher Education（欧州高等教育質保証ネットワーク）として平成 12（2000）年に設立された。その後、平成 16（2004）年の総会において European Association for Quality Assurance in Higher Education（欧州高等教育質保証協会）へと衣替えし、現在に至っている。ENQA の基本構想は、平成 6（1994）年～平成 7（1995）年にかけて実施された、質保証分野での協力体制の有効性を示した「高等教育分野における質評価パイロットプロジェクト」に遡る。このパイロツ

1 EHEA <https://www.ehea.info/page-how-does-the-bologna-process-work>

2 European Education Area Quality education and training for all
<https://education.ec.europa.eu/education-levels/higher-education/inclusive-and-connected-higher-education/bologna-process>

3 <https://www.enqa.eu/>

4 <https://eua.eu/>

5 <https://www.eurashe.eu/>

6 <https://esu-online.org/>

7 <https://www.ei-ie.org/en>

8 <https://www.buinesseurope.eu/>

9 <https://www.eqar.eu/>

トプロジェクトが欧州における高等教育質保証連携に関する欧州連合理事会（the Council of the European Union）勧告、さらに平成 11（1999）年のボローニャ宣言へとつながっている。

ENQA は、自らの規約において、以下をその目的として掲げている。

- EHEA における高等教育の質の向上に貢献する
- EHEA における質保証プロセスとシステムを開発する
- 欧州および国際社会において加盟機関を代表する
- 高等教育の質と質保証に関する問題について欧州レベルでの政策決定に影響力を持つ
- 欧州および国際社会における質保証機関間の協力を促進する
- 欧州レベルにおける高等教育質保証の促進

現行の ESG2015 では、第一部で背景、範囲、基本的考え方（概念）、目的、原則などについて述べた後、続く第二部において、高等教育機関における内部質保証、高等教育機関に対する外部質保証、外部質保証機関の質保証の 3 つのレベルについて章が設けられ、それぞれの章で以下の様に基準とガイドラインの説明が記されている¹⁰。

内部質保証に関する基準とガイドライン

- 1.1 質保証の方針
- 1.2 プログラムの設計と承認
- 1.3 学生中心の学習、教授および評価
- 1.4 学生の入学、進級、認定および証明
- 1.5 教員
- 1.6 学習資源と学生支援
- 1.7 情報管理
- 1.8 情報公開
- 1.9 プログラムの継続的監督および定期的評価
- 1.10 周期的な外部質保証

外部質保証に関する基準とガイドライン

- 2.1 内部質保証の考慮
- 2.2 目的に沿った方法論の設計
- 2.3 実施プロセス

2.4 ピアレビューの専門家

2.5 成果に関する基準

2.6 報告

2.7 苦情と不服申し立て

質保証機関に関する基準とガイドライン

3.1 質保証の活動、方針およびプロセス

3.2 公的地位

3.3 独立性

3.4 活動の分析

3.5 資源

3.6 内部質保証と専門性

3.7 質保証機関に対する周期的な外部の評価

これらの項目は、ENQA 会員資格審査判断基準として用いられているだけでなく、欧州における高等教育機関、外部質保証制度、外部質保証機関に対する文字通りの基準およびガイドラインとなっている。

策定時から欧州学生団体連合（ESIB: European Student Information Bureau、現在の、欧州学生連合（ESU: European Students' Union））が関与している点は、遡れば 1960 年代からの世界的な学生紛争（スチューデント・パワー）をきっかけとした大学改革の流れを受けている。加えて、欧州においては初等教育段階から学校運営に児童・生徒が関与する仕組みを持っている国もあることが大学レベルでの学生参画活性化につながっているとの声もある。

また、第一部において「利害関係者（stakeholder）は、高等教育機関のあらゆる関係者—学生および教職員、ならびに雇用主や高等教育機関の外部パートナーなどの外部利害関係者を含む—を包含するものと解する」と記されている点からも学生は、教職員と同列の利害関係者として位置づけられている。さらに、ESG の個別項目においても 3 つのレベルそれぞれにおいて以下の様に学生参画について言及がある。

内部質保証に関する基準とガイドライン

1.1 質保証の方針

学部、大学院および他の組織部門ならびに高等教育機関の経営陣、個々の職員お

¹⁰ 大学改革支援・学位授与機構作成日本語訳より
https://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/eu/esg2015_japanese-translated.pdf



よび学生など、質保証に責任を負う者

1.2 プログラムの設計と承認

学生や他の利害関係者の参画を得て設計する

1.9 プログラムの継続的監督および定期的評価

プログラムは、学生や他の利害関係者の参画を得て定期的な評価を受け、改善が図られる

外部質保証に関する基準とガイドライン

2.4 ピアレビューの専門家

外部質保証は、1名あるいは複数の学生メンバーを含む外部専門家グループが行うべきである

質保証機関に関する基準とガイドライン

3.3 独立性

公式結果の独立性：利害関係の背景を持つ専門家（特に学生）も質保証プロセスに参画するが、質保証プロセスの最終結果は質保証機関が責任を負う

上でも述べたが、ESG 策定および ESG2015 改訂には ESU を通じて学生からの声も反映されている。加えて、ESU では、「学生のための質探究プロジェクト（Quest for Quality for Students project、以下 QUEST）（25）」を運営している。QUEST では、Web 上で学生評価委員養成、学生向け大学評価解説、機関向け学生参画の利点説明、その他関連資料情報を提供するとともに、QUEST セミナーなどの研修を実施している。研修を受けた学生を登録する仕組み（QA Student Expert Pools）も用意されている。この仕組みは ENQA、各国の質保証機関、各国の学生評価委員登録制度などとも連携している。これらの学生参画は、ボローニャ・プロセス、ESG に基づく活動であり、学生中心の学習、教授および評価、学生支援体制構築、および、それらを含む高等教育機関の活動に対する評価に学生の視点を入れることに役立っている。

以上述べてきたように、欧州における高等教育質保証システムは、ENQA を中心として学生を含む利害関係者団体により策定された ESG に則って運用されている。その ESG においては、

内部質保証、外部質保証、質保証機関の質保証の3つのレベルそれぞれにおいて学生が参画することが明記されている。EHEA エリア内各国はこの ESG を遵守しながら自国の高等教育質保証システムを構築している。1960 年代からの学生紛争において日本も大学改革は行われたが、文化的背景の違いなどにより学生を対等のステークホルダーとする考え方は残念ながら発展しなかった。欧州でのこのような歴史・背景を伴ったシステムを日本で構築することは難しいと考えられるが、一つの参考事例として学ぶ価値はあるものと思われる。

堀井 祐介（大阪大学 学際大学院機構 教授）

参考文献・資料

- ・ 翻訳版「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」（2016 年 1 月）
- ・ EHEA
<https://www.ehea.info/page-how-does-the-bologna-process-work>
- ・ European Education Area Quality education and training for all
<https://education.ec.europa.eu/education-levels/higher-education/inclusive-and-connected-higher-education/bologna-process>
- ・ ENQA
<https://www.enqa.eu/>
- ・ EUA
<https://eua.eu/>
- ・ EURASHE
<https://www.eurashe.eu/>
- ・ ESU
<https://esu-online.org/>
- ・ Education International
<https://www.ei-ie.org/en>
- ・ BUSINESS EUROPE
<https://www.businessseurope.eu/>
- ・ EQAR
<https://www.eqar.eu/>

Ⅲ 質保証関連組織へのインタビュー調査

① 欧州高等教育質保証協会

European Association for Quality Assurance
in Higher Education (ENQA)



(ウェブサイトから転載)

機関の所在地

Rue de l'Industrie 10, 1000 Brussels,
Belgium

日時

令和 5 (2023) 年 2 月 24 日 (金) 17:00 ~
19:00 (日本時間)

面談者

Anna Gover 氏 (Director - Quality
Assessment)

調査員

堀井 祐介 大阪大学 学際大学院機構 教授
大佐古 紀雄 育英短期大学 保育学科 教授
陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

1. 機関の概要¹

ENQA は、高等教育質保証分野における欧州内の協力を促進するために、高等教育の質保証のための欧州ネットワーク (European Network for Quality Assurance in Higher Education) として平成 12 (2000) 年に初めて設立された。平成 14 (2004) 年に、ヨーロッパの高等教育の質の維持と

向上に貢献し、すべてのボローニャ・プロセス署名国における質保証の発展の主要な原動力として機能することを目的として、欧州高等教育質保証協会 (European Association for Quality Assurance in Higher Education) に名称を変更した。ENQA は自らの使命を「欧州高等教育圏 (EHEA) の質保証機関のステークホルダー組織である ENQA は、国際的に彼らの利益を代表し、国内で彼らをサポートし、包括的なサービスとネットワーク化の機会を提供する。ENQA の傘下で、質保証機関のコミュニティが質保証の革新を推進し、質保証プロセスを洗練させている」、としている。

ENQA は会員組織の形態を持つ。会員の範囲となるのは、欧州高等教育圏における高等教育質保証組織である。ENQA 会員になるためには、欧州高等教育圏の質保証の基準とガイドライン (ESG: Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area) に適合していることを証明する必要がある。

欧州高等教育圏の形成を目指して平成 11 (1999) 年にスタートしたボローニャプロセスの取り組みにおいて、当初から質保証は大きなテーマの一つであった。ENQA が平成 12 (2000) 年に創設され、ESG の初版が平成 17 (2005) 年に策定されたのはこの流れである。ESG は、内部質保証および外部質保証の枠組みを提供するものであり、現行のものは平成 27 (2015) 年欧州高等教育圏関係閣僚会議で採択された。いわゆる E4 グループ (ENQA、EUA (欧州大学協会)、EURASHE (欧州高等教育機関協会)、ESU (欧州学生連合)) およびその他のステークホルダー (Education International、Business Europe)、および EQAR (欧州質保証機関登録簿) が協力して ESG2015 の草案を作成した。この枠組みは、2005 年版においても同じである。

2. ESG における学生参画

Anna Gover 氏がまず強調したのは、ESG は多くの高等教育ステークホルダーが合同で作成し

¹ 本節の記述は、ENQA 公式サイト “About” による。(最終閲覧：2024 年 4 月 2 日)

たことである。高等教育関係団体、質保証関係団体、そして学生団体の代表である ESU も参画している。この状況は平成 17（2005）年に ESG 初版が出た時から変わらず 2015 年版でも同じ団体が参画した。学生の声の反映は、当初からの基本的な考え方の潮流にある。国による若干の温度差はあるものの、質保証への学生参画の歴史は 20 年と長く、その中でマインドセットが培われたことにより、学生参画はその是非を議論する余地もなく当たり前のこととして考えられるようになった。

もちろん欧州は特殊でユニークな背景があることは理解している。日本の状況（インタビューに先立って調査団から若干説明した）やアジア、アフリカ、アメリカの機関とのやり取りを踏まえると、欧州とは状況は異なっているようだ。質保証における学生参画は、欧州の方が特殊なのかもしれない。

とはいえ、欧州でみられた傾向はアフリカや ASEAN 諸国でもみられ、学生参画のモデルに舵が切られつつある。質保証に学生を参画させることを盛り込んだ ESG に相当する方針も存在するし、そうでなくとも彼らの地域に合わせた形で策定されたものがある。欧州ほどではないとしても、学生参画を教育において重視していく方向性がみられるようである。

学生が各機関の質保証の責任者に含まれるように定められたことが、ESG の 2005 年版と 2015 年版との大きな違いである。2005 年版においては学生参画の重要性を示唆するに留まっていた。「学生中心の学習」(Student-centered Learning) に欧州高等教育の方向性の舵が切られた約 10 年近く前がこの変化の起源と思われる。学生たちを学習体験の共同創造者とみている。ただし、内部質保証でも外部質保証でも、この「学生中心の学習」が指す概念に対する共通理解を得ることの難しさがある。議論の中心になるのは、学生たちをどう参画させるかよりも「学生中心の学習」という概念の捉え方が議論的になる。

ESG の作成は長期間にわたってのオープンで広範なプロセスを踏んでいる。ドラフト原稿を書き、様々な方面にコンサルを求めフィードバック

を得たら、また次のドラフト原稿を書く、といったプロセスを何度も繰り返した。2015 年版が出たときは、すでに関係者はみな、一連のドラフトを得たら、また原稿を何度も読んでいたので、よく理解できる状態で完成版を迎えることになる。ESG も上から押し付けられたものではないと関係者が幅広く捉えることができた。これこそが欧州高等教育の質保証活動の成功要因だと思っている。これは、各ステークホルダー間の協力から生まれたものだと思えているとのことである。

なお、欧州においては教育に限らずさまざまな分野で多国間の政策調整の手法としてとられる「開放的調整手法 (OMC: Open Method of Coordination)」に該当すると考えられることを筆者から補足したい。多くのステークホルダーを巻き込むことは、欧州ではよくとられる手法なのである。

3. ENQA の会員である個々の質保証機関の学生参画

Gover 氏によれば、学生参画する上での方針や傾向について、質保証機関の間での大きな違いはないが、細部での違いは見られるようである。すべての質保証機関で、何らかの学生参画がガバナンスや意思決定機関においてなされているが、フルタイムメンバー、オブザーバー、コンサルテーションといった参画する学生の置かれる立場の違いはみられるようである。方法の立案や質保証のプロセス設計でも学生参画がなされているが、委員会に入っている学生たちに関与させるのか、それともより広い学生代表の声をいれるのかといった違いもある。教育プログラムなどの審査を行うパネルにも、メンバーに学生を入れることが求められている。参画の度合いには質保証機関間での差が出る。他のメンバーと同じ権利と責任や権限を有することもあれば、例えば学生に関することまでが関与の範囲とされる限定的な代表権を持つこともある。なお、質保証機関における学生参画に対するレビューは ENQA でも実施しており公開しているが、傾向などを整理するようなことはしていないようである。

積極的な評価や特徴ある方針を持つ質保証機関



インタビューの様子。左上が Anna Gover 氏

があるかどうかをたずねてみたところ、少し難しい質問だとの回答があった。上述の通り、質保証機関間で学生参画の方針の大きな違いはなく、細部に異なりがみられるので、特徴そのものよりも、高等教育の枠組みにおいて支援や協力が全体を通してどのように行われているかに着目することになる。

そこで興味深い事例としてあげられたのがスコットランドである。内部質保証や外部質保証における学生の参画を支援する団体として sparqs (student partnerships in quality Scotland) がある。スコットランドの大学と協力して大学で行う研修などを提供している。この研修は、学生参画の内容を理解させること、そして所定の研修を受けたアンバサダーが学内で活動してもらう役割を果たしている。ワークショップや研究活動なども行い、質保証機関により外部質保証を支援する活動もある。

多くの国では、国全体で質保証に関わることができる学生のプールを有している。ここから学生たちが外部質保証に関わることもあり、研修のコーディネートを行うこともある。国の質保証機関と共同で行うこともある。国際的な交流を伴う活動もあり、言語を同じくするドイツ、オーストリア、スイスなど、国境をまたいだ質保証の学生グループもある。

質保証における学生参画に何らかの構造をもたせており、それに支援があると上手くいく傾向がある。ただ質保証機関が策定した方針の存在だけではなく、より広範に高等教育のセクターにおける協力関係があつてより有効に機能すると考えられるそうである。

学生参画について ENQA から各国の質保証機関に行っている指導や助言についてたずねてみ

た。Gover 氏によれば、ENQA の立場では、ESG 以外の公式な方針はもっていないが、他団体との協働において助言を行うことはあるそうだ。最近のプロジェクトとして、質保証におけるステークホルダー参画の効果についての研究があり、報告書、ガイダンス、助言を出している。

この研究のひとつのポイントは、学生参画が意味のある本質的な参画とならなければならないことである。例えば、学生が参画している組織で、実際の彼らの声に耳を傾け、投票権を与え、貢献する機会を与えなければ全く意味がない。様々なプログラムをレビューするパネル（評価チーム）に関しても言える。パネルに学生を入れることが求められているが、ENQA の立場として注視する必要があるのは、ただパネルメンバーに含まれているかどうかではなく、彼らの意見にしっかり耳を傾けるなど、実際にその参画の形が意味ある本質的なものになっているかである。

そして、学生参画は、他のステークホルダーよりも質保証活動に関与する時間が短くなってしまうこともある。学生は学生の期間である 3～4 年という限定的なものとなる。当然ながら、学生の参画は他人のために行う性質が強くなる。つまり学生の参画の成果は彼らが学生である期間にはあらわれてこないことがとても多い。だからこそ、研修やサポートを大切な焦点として学生たちに提供する必要があり、また早期に学生を巻き込むことも必要になる。さらに、できるだけ早く彼らに成果を伝えるコミュニケーションが必要である。学生たちは、自分の活動がどう次に繋がったのか知りたいはずで、できるだけタイムリーかつ迅速なフィードバックを行うことを重視する必要がある。なお、日本と違って年齢が多様な傾向にある欧州において、若い学生が参加できているかどうかを確認したところ、18～22 歳の学生たちに特に参画を促しているとのことであった。最初に高等教育受益者となる層の意見を反映することが最も重要と考えている。年齢の高い学生の意見を反映することも重要だが、そうした学生は意見も異なりやすいことから、同じ学生でも別の種類のステークホルダーになると考えられるとのことであった。



学生時代に質保証活動に関わった学生たちが高等教育分野に強い興味をもち、自身のキャリアにつなげていった例がある。特に欧州レベルの活動に参画した学生にそういう傾向がよく見られる。ESU の活動に関わった学生が、国レベルや欧州レベルの高等教育や質保証に関係する団体に就職した事例として欧州質保証機関登録簿（EQAR）に入職した者のうち、少なくとも3名の学生はかつてESUで活動していたことがあげられた。

4. ESGにおける外部ステークホルダー参画

ENQAでは、内部質保証において外部ステークホルダーを学外ならば何らかの形で定義しているかどうかをたずねた。Gover氏によれば、ENQAとしてはESGに記載した以外の定義はないとことだった。その大学がもつ背景に従属的なものだからというのが理由のようだ。

学外ならば、まずは卒業生が中心となる。例えば学生たちの雇用主になる労働市場のニーズに対応できているか、卒業生がもっていたキャリアへの期待に応えられたかといったことを聞き取る意味でも卒業生は大切である。さらに、様々な外部パートナーに対して良い活動ができているかも確認できる。大学の活動にもよるが、地元のビジネスや地元の地方自治体など、様々なパートナー団体やコミュニティに対してステークホルダーとなり得るし、国際的な活動をする大学なら、より国際的なパートナーが出てくる。

なお、詳細を伺うことはできなかったが、雇用主との関係づくりの方法が多岐にわたっていることもうかがうことができた。例えば職業訓練の専門学校の場合だと、その業界のスキルを学んでいるので、業界団体や雇用主などともつながりを作るのは比較的容易となる。逆に大学など教育の範囲が広がってくると、これが難しくなる側面がある。

5. ENQAがAgency Reviewを行う際に評価チームに加わる学生評価員

Agency Review（質保証機関に対する評価）にたずさわる学生評価員に対してENQAで行う研修についてGover氏にたずねた。通常では、

新規でレビュアーとなった学生たちに、1日研修を行う。多岐にわたったトピックをカバーし、原則論、方法論、ESGを扱う研修、ESGの中でもとりわけ解釈が難しい項目や、レビューに必要な項目に関して、追加での議論も行われる。評価のプロセス、インタビュープロセス、勧告書の作成、コンプライアンスが守られているかどうかの決定などをテーマに、ロールプレイ形式の研修も行っている。学生は在籍期間が短いからこそ、特徴的な研修を行うことが重要なのはAgency Reviewでも同じである。ENQAなどのAgency Reviewに携わる学生は、ESUから推薦されている。すでにESUで十分な研修がなされており、ENQAから行う研修はENQA特有の内容に関わるものとなる。長期にわたってESUとのパートナーシップを築いているので、研修内容にも強い信頼を置いている。

ESUが質保証エキスパートとして学生を選ぶ際には、何らかの形で自大学での内部質保証に関わった経験がある学生、もしくは国レベルで自国の質保証機関に関わった経験がある学生がまず入る。その中から、欧州レベルの機関でさらに経験を積むことを希望しているので、最も経験値が高く、また国際的な経験もあるグループになる。特にENQAは国際機関なので、異文化理解や国際感覚への敏感さは非常に必要とされている。これは学生だけでなくすべてのステークホルダーに求められることでもある。

ENQAでは、Agency Reviewにたずさわる学生評価員と契約を結ぶが、レビューごとに結ばれるフリーランス契約なので、ENQAスタッフとしての扱いにはならない。報酬は支払をしているが、評価員の中でも、議長や報告書のドラフト原稿を書く事務局長（Secretary）になるとより大きな責任が生ずるので、より多くの報酬が支払われる。

研修は、以前は年に1回対面のみで行われていた。現在は、より効率的でコスト削減にもなるためオンラインにシフトしている。ただし、face to faceの良さも活かすべく一部対面のセミナーも行っている。また、研修は、新しい評価員だけでなく経験のある評価員に対しても行っている

が、私たちが彼らの声を聴く機会ともなることから、これも対面でその良さを活かしている。コロナ禍以降この組織でも同じかと思われることだが、ENQA でも両者の良いところをできるだけうまく活用して、対面とオンラインのバランスを確立する努力をしている。メリットとデメリットのバランスのとり方が重要だと思っている。

学生からのクレームはほとんどない。他のメンバーは質保証の専門家や他の質保証機関のメンバーやアカデミアの人物であるため、学生参画についても十分容認している。学生たちは意見に耳を傾けてもらえない気持ちにはなっていない。他のメンバーから学生評価員が貢献不十分であるとのコメントを受けたことがあるが、学生が試験時期と重なってしまって時間のやりくりの難しさがあったことが原因と思われる。ESU からは信頼できるメンバーがスクリーニングされて推薦されていることを考慮すれば、これは非常にまれなことである。

6. その他関連して得られた知見

国際的に高等教育分野でも DEI (Diversity, Equity, Inclusion) の重要性がうたわれている中で、学生参画における多様性や包摂などに関しても Gover 氏にうかがってみた。

これは欧州においても非常にホットかつタイムリーなトピックである。質保証に限らず、高等教育全体での学生参画やアクセスをどのように推し進めるのが課題となる。多くの議論がなされており、ニーズ、評価、ポリシー方針の策定、実践レベルでも必要性が叫ばれている。社会全体からの支援でよりアクセスを広げていかなければならない。社会の多様な側面において学生団体を参画させる必要性をめぐった議論がなされている。質保証では、特別の難しさがあり、質保証に関わるような学生は、すでに発言することに関して自信をもって実際にそれができ、機会へアクセスする術をすでに持っている。そのようなタイプではない、より広い学生たちに対してどうやって門戸を広げていくか、今後より議論されなくてはならず、私たちももっと積極的に取り組まないとはいえないと思っているそうである。

欧州でもっとも議論されているのは、高等教育へのアクセスをさらに増加させること、そしてアクセス増加に伴って多様化する学生たちへの適切なサポートをいかに行うかになる。もう一つのトピックは、学習のパスが柔軟になってきている中で、教育の受け方が変わってきていることである。18歳で大学に入って学士課程3年間プラス修士課程1年間を経て、社会人となるか学問を更に究めるかというルートだけではなく、生涯学習やリスキリングも含めて継続的な学習が重視されている中で、学生の学び方も異なってきている。こうした変化にどのように質保証を合わせて多様化させていくか、彼らの新しい意見をどうやって取り組んでいくかが難しいところになっている。正直に言えば、多様な声を集約することについては改善すべきことがもっとある。質保証に直接関わってくる学生の団体は、本質的には多様だと言い切れないと思っている。

また、ENQA の学生参画や欧州の各大学の学生参画の活動が、コロナ禍において継続できていたかどうか、そして現在はコロナ禍以前に近いレベルまで活発な活動が行えるように回復しているかも Gover 氏にたずねた。

まちがいなく影響は出ていた。特に ENQA 会員の機関に関しては、直接的な影響を受けたし、国の状況によるが、最初に検討したのは、質保証の有効期間の延長であり、即実行に移した。コロナ禍に入って、認証の更新が迫っている機関に対して、どのような形で認証するのかの模索が続いていたため、とりあえず延期した。大学側も、まずいかにして教育を続行するかが課題であった。

緊急対応のフェーズが過ぎてコロナ禍が長期戦になった時に、すべての活動をオンラインに移行した。サイトビジット（実地調査）も、ステークホルダーへのインタビューも、そして研修やイベントもオンラインで行った。現在は、上述のように、対面とオンラインのメリットとデメリットを考慮しながら、バランスを取って方法を取捨選択しているとのことである。

7. まとめと所感

本インタビューについて以下にまとめる。

第1に、多様なステークホルダーとの長期的な協力関係の構築を、オープンな政策調整の手法を通じて成し遂げていることが、欧州高等教育における質保証とそこにおける学生参画のシステムを首尾良く機能させることにつながっていることである。

第2に、欧州高等教育でも「学生中心の学習」へシフトしていることを背景として、より学生参画をしっかりと機能させるように動いていることが明白になっていることである。同様の政策がいわれて軌を一にする日本として、欧州の対応に何を学ぶのか、またどのように連携できるのかを検討することも喫緊の課題であると考えられる。

第3に、国ごとの違いや機関ごとの違いは、もっぱら細部においてみられることである。大きな違いがないのは、ESGの効果も大きいと思われる。細部の違いがあることの是非については、各国や各大学が抱える背景もあって、大義としての学生参画を守るための「ハンドルの遊び部分」として柔軟に解釈する方が妥当と考えられる。

第4に、今回のENQAおよびスコットランドの2大学へのインタビューを通じて、スコットランドのsparqsの取り組みは、たいへんに特徴的であり、今回インタビューには至っていないが、さらに深く掘り下げる必要があると考えられる。

第5に、学生の多様性も考慮した学生参画の構築も視野に入れている。DEIなども、欧州高等教育全体での課題となっていることから、今後学生参画のあり方にこうした議論の影響が及んでくるストーリーは、十分に想定できる。

第6に、ESUによる十分な研修が積み上がっており、Agency Reviewにおいては評価員の質も総じて非常に高いことがうかがえることである。

最後に、「学生参画が意味のある本質的な参画とならなければならない」ことについて、「本質的な参画といえるどうかをどのように判断するのか」との疑問が調査団からも上がり、この点についてインタビューでうかがったことへの回答について以下触れる。

本質的な参画といえるかどうかの判断は非常に難しい。ENQAが質保証機関をレビューし、質



ENQAのオフィスが入る建物（出典：Google Earth）

保証機関は高等教育機関をレビューするが、その際には学生に直接話を聞くことが重要である。サイトビジットで学生へインタビューする際には、学生だけが参加する場として自由に発言してもらい、発言内容の秘匿性が守られる形にして安心して話してもらう環境を作り出すことが必要である。報告書でも、彼らの発言を発言者が分からない形で引用することをしっかり確認することも必要である。そのようにして、本当の意見が出る形で話を聞いていくことが重要であり、それから多様な人物から同じ形で話をきくことも重要である。さらにできるだけ多くの人から話を聞くことで、クロスチェックすることができるし、話の中から何らかのパターンが導き出されることもある。学生以外のステークホルダーにも話を聞き、彼らが学生の言い分や主張を受け入れることを是としているか確認する必要がある。このようにいろいろな人に幅広く聞き取りながら秘匿性を守ることが重要だと考えている。だからこそ、外部質保証評価を行うにあたっては、サイトビジットとインタビューをしっかりと入れておくのが重要である。書面調査だけではなく現場で話を聞くことで、よりニュアンスに富んだ内容や微妙な情報を引き出すことができる。実際のインタビューを通して現状把握をすることが重要である。

このような回答を得ると、「高等教育のあるべき姿の答えは、すべて学生のなかにある」といっても過言ではないと考えてしまう。そして、やは

り「形式的参画」より「本質的参画」の方が明らかに実効性が高くなる（というよりも「形式」には何らの意味もない）ことがよく分かる。高等教育における最大の受益者は当の学生であることは論を俟たない当たり前のことである。そして現実の高等教育現場がその学生のために機能しているかどうかを真摯に問い続けてその機能性を追求するためには、「本質的に」学生を参画させることが当たり前という欧州高等教育で共有されている理念にいきつく。

一方、欧州での学生参画の動向や将来の日本への影響を、高等教育分野ではない大学教員に話題提供すると、「理解はできるが日本では無理でしょう」の類のコメントをいただくことが多い。こうしたコメントを発する教員の思いも、同じ日本の高等教育機関に身を置く人間だからこそ、体感的に理解できるのだが、では、この彼我の差は何に由来するのか、「日本では無理」と単純に諦めず、この差の由来を今後も粘り強く追求していくことで、あるべき「日本型の学生参画」の姿が導き出せるかもしれない。そして、その「あるべき姿の答えは、すべて学生のなかにある」のだろう。

大佐古 紀雄（育英短期大学 保育学科 教授）

参考文献

- ・ ENQA 公式サイト（最終閲覧：2024 年 4 月 2 日）
<https://www.enqa.eu/>
- ・ sparqs 公式サイト（最終閲覧：2024 年 4 月 2 日）
<https://www.sparqs.ac.uk/>

②欧州学生連合

European Students' Union (ESU)



(ウェブサイトから転載)

機関の所在地

Mundo-Madou, Avenue des Arts 7/8, 1210
Bruxelles

日時

令和 5 (2023) 年 3 月 3 日 (金) 17:00 ~
19:00 (日本時間)

面談者

Horia Onița 氏 (Vice President)¹

調査員

堀井 祐介 大阪大学 学際大学院機構 教授
大佐古 紀雄 育英短期大学 保育学科 教授
陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

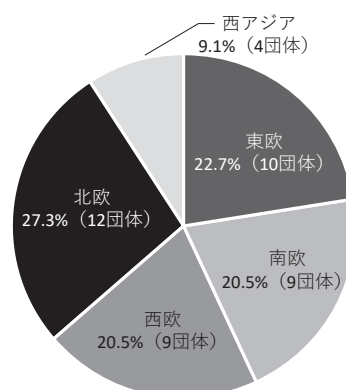
※オンラインインタビュー

1. 機関の概要

欧州学生連合 (ESU: European Students' Union) は、ヨーロッパ各国のナショナル学生団体 (NSU: National Student Union)² を統括する組織である。40 か国 45 の NSU が加盟している。国連の地域区分では西アジアに分類されるアルメニアやイスラエルなど、欧州周辺諸国の NSU も加盟している (図 1)。傘下には約 2,000 万人の学生がいるとされている。

昭和 57 (1982) 年の設立当初は、アイスランド、オーストリア、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フランスの 6 か国 7 NSU によって

図 1 ESU に加盟する NSU の地域割合



ESU ウェブサイトをもとに作成。地域は国連の区分による³

組織され、西欧州学生団体連合 (WESIB: the West European Student Information Bureau) と呼ばれていたが、政治的变化に応じて欧州全域に活動を広げ、平成 2 (1990) 年に名称から「西」を外して欧州学生団体連合 (ESIB: the European Student Information Bureau) になった。その後、学生の意見を代表し利益を促進する政治的組織へ発展し、平成 19 (2007) 年 5 月から現在の名称になっている。

ESU の目的は、欧州の学生の意見、ニーズ、視点を代表することに加え、地域、国、欧州の各レベルで、高等教育政策と意思決定の場で学生の参画を確保・強化し、学生の意見を生かすことである。また、高等教育政策に関する専門知識の情報源になり、国や地域を越えた学生のつながりを構築して情報・知識・経験の交換を促進することも重要な目的としている。年に 4 回開催される ESU のイベントには加盟 NSU の代表が集まり、さまざまなトピックでのセミナーやワークショップが行われる。

運営上の意思決定は加盟 NSU 全てが参加する理事会 (Board meeting) で選ばれた 9 人の委員で構成する執行委員会 (Executive Committee)

1 役職はインタビュー当時のもの。2024 年 3 月現在、Horia Onița 氏は President である

2 NSU は高等教育機関ごとに組織されるローカルの学生団体を国レベルで統括する団体で、専門分野別に複数の NSU がある国もある

3 <https://esu-online.org/about/full-member-directory/> 2024 年 3 月 21 日アクセス
国連の地域区分 <https://unstats.un.org/unsd/methodology/m49/> 2024 年 3 月 21 日アクセス

が行う。このほかに執行委員会の任命による3人のコーディネーターがいる。事務局はベルギーの首都ブリュッセルに置かれている。

ESUは、欧州内外のさまざまな政府・非政府組織と連携する組織である。多くの研究プロジェクトを欧州高等教育質保証協会（ENQA）や欧州大学協会（EUA）といった国際機関と協働で行っている。財政的には、欧州委員会（EC: European Commission）の執行組織である欧州委員会教育文化総局（EACEA: the European Education and Culture Executive Agency）から多くの支援を受けている⁴。

2. 欧州での学生参画

欧州共通の高等教育質保証の基準とガイドラインであるESGでは、内部質保証、外部質保証ともに学生が参画することが義務づけられている。ESUは、このESGの原案の策定から携わっており、ENQAなどとともに著者として名を連ねている。学生の質保証参画の意義について、ESUの副会長（Vice President）であるHoria Onița氏は、「学生の学習は環境に左右されるし、学生は卒業後に労働市場に参入する存在だ。そのコミットメントとして学生が質保証に参画することが重要で、価値がある」と話す。

ESGは欧州全ての国で同じように守られているわけではないため、学生参画も十分とはいえない国もある。その理由として、一般的には、学生に十分な研修が行われず、質保証の意義が理解されていないこと、国や大学固有の問題、文化的な要因などが挙げられる。これらの理由のほかに、Onița氏は地域性に着目する。欧州の北部や西部にある国々と、南部や東部の国々では異なるという。「欧州でも北部や西部では、ESGをあくまでガイドラインとして捉え、質の改善や開発のためにフレキシブルに対応していくという考えが強い」のに対し、東部や南部の国は、政府から支給されたお金に見合う質を担保するための説明責任であり、その通り実施すべきもの、最低限の基準の確



Horia Onița 氏

認としている国が多いようだ」。

また、質保証活動に対する学生への報酬やその他のメリットが十分でないことも指摘する。学生が評価員として活動するとき、国によっては評価チームの他のメンバーより報酬が低いことや、出張費などの実費も十分支給されないこともあり、モチベーションが続かない理由になっている。ESUの研究では、「学生参画は量と質の両面で望ましい水準に達しておらず、社会的地位の低い学生や不利な立場にある学生の参画はほとんど見られない」ことが明らかになっている（ESU2021）。

学生参画が十分であるように見えても、それが義務的、形式的になっているところもある。「チェックリストにチェックするための単なるプロセスや、しているふりだけということもある。学生参画は国の方針として求められるが、学生にその成果が見えづらいうことが多く、学生自身が参画する理由がわからなくなってしまうという理由もある。ESUでは学生参画というコンセプトを押付けるのではなく、学生が貢献できることがわかるようなツールを開発し、NSUや高等教育機関が自由に使えるよう提供している」。

3. 「学生から見たボローニャ」の刊行

欧州高等教育教育圏の形成を目指した「ボローニャ宣言」が掲げる目標達成に向けた一連の改革ことを「ボローニャ・プロセス」という。ESUは、平成15（2003）年以来、「学生から見たボローニャ」（BWSE: Bologna with Student Eyes）という出版物を通して、ボローニャ・プロセスの実施状況を学生の視点で観察・評価してきた。加盟NSUに行ったアンケート調査の結果をまとめたもので、最新版は令和2（2020）年12月に発

⁴ <https://esu-online.org/about/> 2024年3月21日アクセス

行された。

BWSE では、各国の高等教育におけるガバナンスへの学生参画、社会的側面、質保証、認知、流動性と国際化、構造改革、学生中心の学習、高等教育財政などについて、オンライン調査の手法を用いて NSU からデータを収集し、分析している。ここで ESU は、高等教育政策の意思決定・準備の過程における学生の代表権について、「衰退している」と結論づけた。意思決定と準備の過程の両方に学生が参画している NSU はわずか 30% であり、「学生は最終的な結果を変えるための実質的な影響力を持つことができていない」とした。NSU のコメントとして「学費や生活費を稼ぐために働く必要がある学生にとって、勉学と仕事を両立しながら高等教育のガバナンスに参加することはしばしば問題がある」との実情も紹介している (ESU2020)。

Onița 氏は、「ボローニャ・プロセスは法的な拘束力があるわけではないので、国や高等教育機関による温度差はある。資金的な問題や、法律で定められていないために学生参画が進まない国もある」と説明する。BWSE によると、国として学生の参画を最低レベルで確保するための法制度があるのは 77.5% となっている (ESU2020)。

4. 学生への研修

ESU の重要な事業の一つに、学生に対する研修があり、さまざまなレベルでの研修ツールを開発して、NSU や各校の学生団体、または質保証機関（評価機関）に提供している。研修内容は、学生のカリキュラムなど学術関連、キャリア、心理面、住宅関連など学生生活に直結したものを基本とし、これに国や高等教育機関の状況に応じて学生に必要な情報を把握し、カスタムメイドしている。NSU や各校の学生団体が研修を企画・実行するサポートも行う。

ESU には研修のために、プールオブトレーナーズ (ESU's Pool of Trainers) と呼ばれる専門分野の講師がいる。質保証、財政、組織のあり方、人事、建物の建設、広報など、高等教育の運営に関する専門家たちで、人材は加盟 NSU やそのほかの学生団体、知人などからも募り、現在は 20

人程度が登録されている。ESU が主催する研修の講師になるほかに、NSU や各校の学生団体の依頼に応じて派遣している。

5. 学生の組織「エキスパートプール」

ESU は、高等教育の質保証に関して専門的な知識や経験のある学生を集めた、ESU's QA Student Experts Pool（以下、Experts Pool）を組織している。学生の質保証に関する知識の向上と、質保証プロセスに学生を参画させることを目的としており、令和 6（2024）年は、78 人が活動している。

Experts Pool のメンバーに期待される任務として、ウェブサイトには以下の点が挙げられている。

- ・ 質保証に関する自らの経験を共有すること
- ・ 質保証や学生の参画に関するトピックについて議論すること
- ・ 各国において、マルチプライヤー・エージェント（multiplier agent）として活動すること
- ・ 質保証に関する記事やその他の文書を国内・国際レベルで広めること
- ・ 会議や研修会の準備に貢献すること
- ・ ESU のポリシーペーパーなど、研究やその他の要請に対するフィードバックを行うこと
- ・ 国際レベルで開催される質保証関連イベントをプールに通知すること
- ・ Experts Pool を推進すること
- ・ Experts Pool のメンバーであることを明らかにすること
- ・ 品質保証への学生の参画を促進すること

Experts Pool のメンバーの任期は 1 年間なので、毎年、春には ESU のウェブサイトを通じて新しいメンバーの募集が行われる。平均して約 200 人の応募があり、所属校の学生団体や NSU での質保証参画の実績、評価員としての経験や回

5 <https://esu-online.org/pools/qa/> 「Members of the QA Student Experts Pool」2024 年 3 月 21 日アクセス

数、質保証に関する論文の有無、学会などの参加実績、経歴書などを考慮して選抜される。応募書類には志望動機に関するエッセーもあり、モチベーションも重要な要素である。応募者の年齢は22歳から28歳程度。これは、学士課程2年または3年生くらいから学生団体やNSUで活動を始めて、Experts Poolに応募する段階では修士課程や博士課程に進学していることが多いためだという。

応募者の国籍は欧州全土にわたるが、地域的な傾向も見られる。「例年、バルカン半島にある国々や、ドイツ、ポーランドから多く応募がある。NSUが応募を働きかけている国や、外部質保証を積極的に行っている国の学生が多いと思う。理由はわからないが、イギリスからはほとんど手が挙がらない」。最終的には、国や地域、性別、年齢、専攻分野などのバランスも考慮して選ばれる。

メンバーリストを確認すると、トルコやグルジアなど加盟NSUがない国の学生も複数いることがわかる。過去には、アフリカのある国の学生が一時的に参加した実績がある。この時は、その国のNSUでExperts Poolと類似した仕組みを作る構想があり、ESUの活動内容を体験したいとの要望を受入れたとのことだ。

ESUは、質保証機関や国際機関から学生評価員の派遣依頼を受けると、Experts Poolから学生を選んで派遣する。国によって質保証制度が異なるため、学生がどの国で評価経験を持っているかは選抜の重要な指標である。

6. 学生のための活動を続ける理由

ESUは学生の組織であるが、執行委員は現役の学生でない人もいる。Onița氏は、ルーマニアの大学で修士課程を修了し、弁護士としてすでに10年のキャリアがある。弁護士の仕事とESUでの活動は両立できるものではないため、現在はESUの職務に専念している。

Onița氏は、在学時代に大学の学生団体で活動を始め、ルーマニアのNSUで、質保証への学生参画、学生の研修、方針の策定、各種の調査などにおいて先導的役割を担った経験を持つ。活動を始めるときは、大学の授業に対する不満だっ

た。「私は法学部で学んでいたが、授業が非常に保守的だと感じていた。ディベートを取り入れるなどの新しい試みは推奨されず、プログラムはまるで100年前と同じもののようだった。契約書の効率的な書き方、クライアントとの交渉の仕方、あるいは法廷はどのようなもので動くのかといったことも教わらなかった。そして、法律家になるための十分な準備ができていなくても卒業できてしまうことに疑問を持った」。

弁護士としてのキャリアを中断し、決して高い報酬のESUで活動をしているのは、「高等教育では、資金調達やガバナンスなどの方針によって、質保証活動が影響を受ける。逆に、質保証の方針によって高等教育の運営は影響を受けることもある。つまり、相互作用がある。私にとって、それが大きかった。この活動は、情熱に突き動かされて関わっている人が多く、私もその一人だ」と語った。

7. まとめと所感

欧州では、大学ごとにローカル学生団体があり、それらを国レベルで統括するNSUがあり、ESUには欧州全域のNSUが加盟するという構成になっている。国際機関は数多くあるが、ESUは学生のために学生が運営する団体ということで、言語や文化、歴史、経済的なレベルも大きく異なる国々をまとめるのは非常に難しいのではないかと予想していた。ESUに長く関わっているOnița氏は、質保証への考え方の地域性や、学生への経済的な支援の違いなどの問題点を挙げた。しかし、欧州全体を統括することの困難さというのはそれほど感じていないようだった。学生の権利を守り利益を追求することは、欧州ではどの国でも当たり前の活動であるのだと改めて感じた。

今回の調査で特に注目したExperts Poolは、欧州や周辺地域から公募して組織したものだ。質保証のトレーニングをして学生を専門家に育てることが主な目的ではなく、もともと専門性を持った学生たちを集めた組織である。すでに自国のNSUなどで活動経験があり、質保証への情熱と知見を持っていることが条件なので、この中からESUの活動を担う人材も出るのだろう。



ESU のオフィスが入る建物

(出典：Google Earth)

参考文献

- ・ESU (2020) Bologna with Student Eyes2020 同p13 Figure4-1、p14、p15
<https://esu-online.org/wp-content/uploads/2021/03/0037-Bologna-Publication-2021-WEB3.pdf> 2024 年 3 月 21 日ダウンロード
- ・ESU (2021) 「STUDENT PARTICIPATION Innovative Practice Guide」 p7
https://esu-online.org/wp-content/uploads/2021/07/GUIA-STUPS_v03.pdf 2024 年 3 月 21 日ダウンロード

翻って日本では、学生団体はなじみのない組織である。ローカルの学生団体に相当するのは各大学の自治会や学生会などだろう。当機構の評価においても、これらの代表の学生がインタビューに対応してくれることがあるが、大学祭の企画・運営など、学生の課外活動のサポートが主で、教員や大学に学生の代表として意見や要望を述べる役割という意味合いは薄いように思える。欧州での質保証への学生参画の在り方は、日本からは数段進んでいるといえるだろう。

重要なのは、今回、ESU から得た知見を日本の高等教育にどう生かしていくかだ。欧州で示された課題として、学生参画の質保証について法的な規制がない国や、学生への経済的支援が少ない国は学生参画が進まないことが挙げられたが、これらは日本でも同様に、国や自治体の支援や促進政策は不可欠だ。また、日本では NSU はないものの、ビジネス、ボランティア、キャリア開発などの目的で全国規模や都道府県を越えた広域の学生団体が存在するようだ。これを見ると、日本の学生が団体活動をしないわけでも、主張がないわけでもないことがわかる。欧州とは学生参画の歴史も文化的背景も異なるが、それを踏まえたうえで日本独自の学生参画の在り方への検討が望まれるだろう。

③英国高等教育質保証機構

The Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)



(ウェブサイトから転載)

機関の所在地

Southgate House Southgate Street Gloucester
GL1 1UB United Kingdom

日時

令和 5 (2023) 年 2 月 20 日 (月) 18:00 ~
20:00 (日本時間)

面談者

Rob Stroud 氏 (Director - Quality Assessment,
England)

Ailsa Crum 氏 (Director of Membership,
Quality Enhancement & Standards)

調査員

堀井 祐介 大阪大学 学際大学院機構 教授
大佐古 紀雄 育英短期大学 保育学科 教授
陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

1. 機関の概要

英国高等教育質保証機構 (QAA)¹ は、英国の代表的な高等教育質保証機関であり、英国内のすべての地域で高等教育の質保証に携わっている。イングランドにおいては教育大臣の指定機関として、学生局 (Office for Students)² の高等教育機関登録制度における登録要件の審査の一部である「質・基準レビュー」を実施している³。

1 <https://www.qaa.ac.uk/>

2 <https://www.officeforstudents.org.uk/>

3 p.42 高等教育・質保証システムの概要 英国 第3版 (2020)、大学改革支援・学位授与機構

2. QAA が行う評価における学生参画について

QAA の Quality Code の「アドバイスとガイダンス」における Student Engagement においては Learning / Teaching に焦点をあてている。パートタイム学生なのか、学びのレベルはどうなのか、など学びにおけるモードに関する部分を Engagement と表現しており、文脈における学生の立ち位置が重要と考えている。学生をどのようにして最初の段階から巻き込むかに関心がある。それは、質保証に関するレビューだけでなく、高等教育機関が学生を対等なパートナーとみなし、出来ているものを与えるのではなく、設計段階から学生を巻き込み関与させることが「アドバイスとガイダンス」における Student Engagement になる。繰り返しになるが、教育機関が学生の経験を最初から設計し、それを提供するのではなく、設計段階から学生が参加することが重要である。設計段階に関わる学生と学んでいる学生が異なることはありうる。時には同じ学生であることもあり、その場合は co-creation として自ら学びのプロセスを体験することになる。

設計の段階に学生に関与させることの課題としては、学生の時間を取ってしまうこと (学生参画の時間が限定的)、教職員と比べた場合、専門性が劣る、ほとんどの場合が学生個人のまだ数少ない経験に基づいて判断してしまう点などがあげられる。しかし、学生の視点は非常に有益なので、学生に対する advice and guidance が重要で、高等教育機関がどうすれば有効な形で学生の参画を招くことができるのかというところのアレンジメントの仕方、手配の仕方または仕組みの作り方など、どのように対応すればいいかを記している。

具体的なグッドプラクティスとしては、スコットランドの大学には学生とのパートナーシップの考えがある (イギリス全体にもある)⁴。教員だけでなく職員が関与する場合もあり、多くの大学で student engagement 担当スタッフがいる。課題もあるが、学生の関与は常にポジティブな結果につながっている。

過去15から20年にわたって student engagement

4 <https://www.enhancementthemes.ac.uk/>



Rob Stroud 氏（左）と Ailsa Crum 氏

が進んできている。大学の規模、種類によって温度差はあり、平成 24（2012）年に高等教育が拡大した時に設立された新興私立大学の中には学生参画を十分理解していないところも未だある。イングランドでは、平成 30（2018）年に私立と公立を同じ評価システムで見ることになったが、繰り返しになるが、異なる規制で設立された高等教育機関の間で温度差、スピード感など差はある。

3. 評価プロセスにおける学生の役割について

UK 全体で学生団体からのレポートが必須とされているわけではない。スコットランドでは共同作業（教職員と学生が共同で作成する）となっているし、イングランドでは大学と学生団体がそれぞれ別々にレポートを作成している。とは言っても、学生団体からのレポートは非常に価値があり、その意義は高いと認識している。学生団体のレポートは、団体でまとめたものだけでなく、個々の学生のレポートをまとめたものもある。これらは学生の生の声、学生の経験の裏付けとしてレビューチームのエビデンスとして活用している。個々の学生のアンケート回答に基づくもので、直接的な評価の対象ではなくあくまでもエビデンスとして位置づけている。

学生面談でも学生レポートをエビデンスとして使い、学生が懸念を示している項目については、他の関係者への面談でも活用する。アンケート実施をサポートする一貫として Quality Code を提供し、それを参考にアンケートは作成いただく。根拠となるアンケートについては大学が用意する場合もあるが、多くの場合は学生団体がアンケートを用意する。

4. QAA の学生評価員について

学生評価員は、教職員の評価員と同じ仕組みで募集、研修を行っている。レビューに関心のある

学生を Web サイトで公募する。かなり多くの応募者が集まるので選ぶのに苦労する。

レビューチームの一員となる学生評価員はそれぞれの学生が持っている知識や経験を必ず考慮に入れる。レビュー対象となる高等教育機関のことを分かっている学生評価員を選ぶ。例えばポリテクニクならポリテクニクのことを、カレッジならカレッジのことをわかっているまたは知識のある学生を選ぶ。学生評価員の基準に関するハンドブックがある。

スコットランドではスコットランド限定になるので大学に協力を求めることもある。スコットランドでは年間 4 から 5 件のレビューがあり、1 件あたり 1 または 2 名の学生をあてる（負担配分、学士課程／大学院課程でわけ）。それに対して 30 名程度の学生が応募する。イングランドでも応募学生の比率はほぼ同様である。

手を挙げた学生を選定する際には、学生の知識レベル、経験を考慮する（評価対象についての知識、経験）を考慮する。実際のところ興味がある人が応募してくれる。本当に高等教育機関の質の向上に貢献したいと思っているかどうかそれぞれの参加意向の真剣さを判断する。レビューチームに対して自分の帰属している教育機関ではないところの評価を行うため、純粹に他の教育機関の質の向上のために貢献したいと思っているかどうか判定基準となる。学生にしか分からないこと、有益な洞察を与えてくれることもあるので学生も専門家（expert）であると考えている。レビューチームに参加することも student engagement / enhancement につながっている。

学生グループとして研修は行うが、目的と内容は教職員向け同じであり、それにより全員が同じチームの一員となる。スコットランドではオリエンテーションとして導入部がある。

学生評価員への報酬は、教職員と同額で、実働日数に応じて、一日あたり 290 ポンド支払われる。学生評価員の所属大学に負担考慮の点で連絡することは特にない。教職員評価員と同様に学生個人の責任の範囲、自分で大学に許可を取って、自分で時間管理する。評価員を行ったことを踏まえて求職時に QAA から推薦状を出し、それが就

職活動に役立っているケースはある。

5. 学生が評価員として参画することについての課題

大学内での student engagement と同じ課題ではあるが、レビュープロセスが数ヶ月にわたるので、学生の時間を取ってしまうことが課題である。学生には事前に説明して納得してもらうが課題であることに変わりはない。また、QAA としては他の評価員と平等に扱うよう留意しているが、学生の自信のレベルが他の評価員と異なるため、引け目を感じている点も課題である。

6. QAA が行う評価における外部専門家の参画について

外部専門家の定義はいろいろあるが、アカデミックレビュー活動（レビューする側）に参加する学部専門家としてはアカデミックスタッフのみ。国内外の多様な外部専門家が関わる。レビューの対象となる人に関しては例えばアカデミックスタッフに限らず大学周辺の自治体やその地域の産業、例えば学生を採用する企業などそういった人も含めて外部専門家（external expert）としている。

卒業生の雇い主、教育課程に組み込まれたインターンシップ先も評価員に含めることが最近新しい評価手法として導入された。これらの評価員は学生よりも大学のことを理解していないので、その点は課題である。高校関係者は外部専門家には含まれない。

7. QAA の運営における学生参画

学生2名が理事会(governing board)メンバーとなっている。全国学生連合団体代表1名と公募で選ばれた1名である。学生団体代表は職指定として理事会メンバーとなることを理解しているし、公募の方も基本的には自分でスケジュール管理できる人が手を挙げている。QAA と雇用関係にあるわけではなく、独立した存在として理事会に参加している。学生戦略諮問委員会の共同議長も学生が務めている。彼らに対して、旅費、宿泊費の実費は支払うが報酬は無い。彼らに対して、



QAA のオフィスが入る建物
(出典：Google Earth)

研修ではないが導入として QAA の機能の仕方、直面している課題や日々の運営のされ方、理事会の意義、メンバーの役割などについてのオリエンテーションは行っている。学生理事からもこのオリエンテーションは役に立っているとの声がある。学生理事は他の理事と全く同様の議決権がある。学生理事であっても非営利機能としての QAA 理事会メンバーとしての権限、義務がある。時間の課題はあるが、学生理事は非常にモチベーションが高いと感じている。

8. まとめと所感

QAA が提唱する学生参画 (Student Engagement) では Learning / Teaching に焦点をあてている。質保証に関するレビューだけでなく、高等教育機関が学生を対等なパートナーとみなし、出来ているものを与えるのではなく、設計段階から学生を巻き込み関与させること、学生が学びのプロセスを体験することが重要。学生参画においては、学生の時間や専門性が十分無いこと、学生が自信を持って対応出来ないこと、個人的な意見で判断してしまうことなどが課題である。Quality Code for Higher Education Advice and Guidance Student Engagement にこれらへの対応についてのアドバイスが記されており、それらに基づいて多くの大学で学生参画対応窓口が設けられている。対応の仕方は大学によって温度差はある。学生代表や学生団体が作成するレポートはレビューのエビデンスとして重要である。QAA が行うレビューにも学生評価員がおり、学生の知識レベル、経験を考慮する（評価対象についての知識、経験）を考慮する。実際のところ興味がある人が応



募してくれる。本当に高等教育機関の質の向上に貢献したいと思っているかどうかそれぞれの参加意向の真剣さを判断する。学生への研修は基本的には教職員評価員と同じである。学生評価員の経験は就職に役立つ場合もある。学生以外の外部ステークホルダーの関与はアカデミックを除くと限定的。QAAの運営にも2名の学生が理事会メンバーとなっている。学生理事会メンバーは他の理事会メンバーと対等の権限で活動している。

QAAが行うレビューの評価員、QAA理事会メンバーとしても、大学レベルでの学生参画と同様に他の委員と対等の権限が学生が活動している点は注目すべきであるが、Quality Code of Student Engagement および Governance において記されていることから、英国高等教育では当たり前として実施されている。日本では、学生の位置づけが異なるためここまでの学生参画は難しいと思われるが、目指すべき方向性の一つとして英国での実践は参考になる。

堀井 祐介（大阪大学 学際大学院機構 教授）

参考文献

- ・ UK Quality Code for Higher Education Advice and Guidance Student Engagement (QAA)
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/advice-and-guidance-student-engagement.pdf?sfvrsn=6224c181_3
- ・ QAA Code of Good Practice in Governance
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/about-us/qaa-code-of-best-practice.pdf?sfvrsn=f6e9f281_48

Ⅳ 英国の大学へのインタビュー調査

1. 調査対象 4 大学の概要

本調査研究では、英国の 4 大学（うち、イングランド 2 大学、スコットランド 2 大学）に対しインタビュー調査を行った。各大学の概要について記載する。

<イングランド>

ノッティンガム大学

University of Nottingham

所在地：University Park Nottingham, NG7 2RD
United Kingdom



(出典：大学ウェブサイト)

明治 14 (1881) 年に開校したノッティンガムで初めてとなるシビックカレッジ (civic college) が後のノッティンガム大学である。昭和 3 (1928) 年に現在のメインキャンパスであるユニバーシティパークに移転、昭和 23 (1948) 年に学位授与権を獲得し、現名称となる。ファカルティ (学部) は芸術 (Arts)、工学 (Engineering)、医学・健康科学 (Medicine and Health Sciences)、科学 (Science)、社会科学 (Social Sciences) の五つで、500 以上の学位プログラムを提供している。

令和元 (2019) 年から令和 2 (2020) 年期の学部学生数は 2 万 5,122 人。うち、英国以外の学生は 4,070 人である。マレーシアと中国にもキャンパスを持っており、それぞれ約 5,000 人、約 8,000 人の学生が在籍している¹。マレーシア

1 <https://www.nottingham.ac.uk/ppsc/student->

校で得られる学位は、マレーシア政府の法定機関であるマレーシア資格機構 (MQA) によって認定されることが大学の品質マニュアルに掲載されている。

英国内で、新卒雇用主がターゲットとする大学の第 2 位 (High Fliers Graduate Report 2023)、研究力は第 7 位 (Research Excellence Framework 2021)、大学ランキングでは第 16 位 (THE World University Ranking 2024) であることを公表している²。卒業生への評価は高く、平成 28 (2016) 年には卒業生の 94.4% が 6 か月以内に就職や進学し、高度技能職への就職率は 82.5 % である (The University of Nottingham 2017)。QAA の評価でも、グッドプラクティスとして「学生の就職力を高める幅広い機会を提供することで、大学の戦略目標の一つを達成している」と評価されている (QAA2016)。

バーミンガム・シティ大学

Birmingham City University

所在地：15 Bartholomew Row Birmingham
B5 5JU United Kingdom



(出典：大学ウェブサイト)

1843 年³ 設立のバーミンガム・ガバメント・スクール・オブ・デザイン (the Birmingham

statistics/student-statistics-2019-20.aspx 2024 年 3 月 21 日アクセス

2 <https://www.nottingham.ac.uk/> 2024 年 3 月 21 日アクセス

3 日本では江戸時代の天保年間にあたる

Government School of Design) がその起源である。昭和 46 (1971) 年、五つの学校を統合してポリテクニク (Polytechnic) に発展、平成 4 (1992) 年に大学に昇格してセントラル・イングランド・イン・バーミンガム大学 (University of Central England in Birmingham) になる。平成 19 (2007) 年に現在の名称に変更した。

芸術・デザイン・メディア (Arts, Design and Media)、ビジネス・法・社会科学 (Business, Law and Social Science)、健康・教育・生命科学 (Health, Education and Life Science)、コンピューティング・工学・環境構築 (Computing, Engineering and the Built Environment) の 4 ファカルティ (学部) を持ち、学士課程で 142 のコースがある。

100 か国から 3 万 1,000 人以上の学生が集う多様性に富んだ大学として知られており、フルタイム学生の約 65% が非白人であること、約 45% が最も所得の低い地域からの学生であることなどを公表している (Birmingham City University2023)。インタビューでは、学生の多くのがその家庭で初めての大学生であるとの説明を受けた。恵まれない背景を持つ学習者が高等教育に参加できるようにアドバイス、サポートをする Widening Participation チームがある⁴。

QAA で平成 22 (2010) 年に受けた評価の結果を見ると、グッドプラクティスとして、「学習経験が向上させる大学と学生の緊密で持続的なパートナーシップ」「学生アカデミックパートナー制度により達成された学習と教育のイノベーションの促進」などが挙げられている (QAA2010)。直近では、イングランドの学生局 OFS が実施する機関別評価である TEF (Teaching Excellence Framework) において、令和 5 (2023) 年度に「学生経験」で金賞、「学生成果」で銀賞を得ている⁵。

4 <https://www.bcu.ac.uk/about-us/schools-and-colleges/widening-participation> 2024 年 3 月 21 日アクセス

5 <https://www.bcu.ac.uk/news-events/news/bcu-clinches-gold-for-student-experience-in-latest-tef-ratings> 2024 年 3 月 21 日アクセス

<スコットランド>

セントアンドリュース大学

University of St Andrews

所在地: College Gate St Andrews KY16 9AJ



(出典: 大学ウェブサイト)

1413 年⁶に設立されたスコットランドで初めての大学で、英語圏でも 3 番目に古い大学である。16 世紀半ばまでに 3 カレッジを統合し、19 世紀には芸術、神学、生物学、物理科学の教育研究において発展。1980 年代は研究機能を高めるための幅広い投資プログラムを展開し、今日の国際的な研究拠点としての地位を得た。平成 21 (2009) 年にスコットランドで初めてとなる女性学長が誕生している⁷。ガーディアン紙の「The best UK universities」ランキングで、2 年連続トップになる⁸など、英国でも屈指の名門校として知られている。

ファカルティ (学部) は芸術 (Arts)、神学 (Divinity)、医学 (Medicine)、科学 (Science) があり、令和 3 (2021) 年 - 令和 4 (2022) 年 1 学期の学生数は学部 8,260 人、大学院 2,164 人⁹と、今回調査対象となった 4 大学では最も小規模である。高い知名度により世界 130 か国から学生を集めるが、大学は、令和 7 (2025) 年

6 日本では室町時代の応永年間にあたる

7 <https://www.st-andrews.ac.uk/about/history/brief/> 2024 年 3 月 21 日アクセス

8 <https://www.theguardian.com/education/ng-interactive/2023/sep/09/the-guardian-university-guide-2024-the-rankings> 2024 年 3 月 21 日アクセス

9 <https://www.st-andrews.ac.uk/about/facts/>

までに学部学生数を1万人にする戦略目標を掲げている。

大学の内部質保証は、教育政策品質部(Education Policy and Quality)が担当している。QAAのスコットランド部門であるQAAスコットランドの評価を令和2(2020)年に受け、学生の代表と参加に関する確立された効果的なシステムがあると高く評価された(QAAScotland2020)。

ハイランズアンドアイランズ大学

University of the Highlands and Islands (UHI)
所在地: 12b Ness Walk, Inverness, Scotland, IV3 5SQ



(出典: 大学ウェブサイト)

平成10(1998)年に設立されたITや地域拠点の活用による遠隔学習を中心とした教育機関である。平成20(2008)年に学位授与権を獲得し、平成23(2011)年から現名称になっている。平成29(2017)年には博士課程を設置した。

大学名に含まれる「ハイランド」とは、スコットランドの北部一帯の高地を指し、その周辺の島々を含めてハイランズアンドアイランズ地方と呼ばれている。UHIは、長く職業教育訓練機関しかなかったこの地域に、各方面からの強い要望を受けて設立された。アクセスレベルから博士号までの教育を提供する、「スコットランドで初めての、ヨーロッパでも数少ない第3段階教育機関(tertiary institution)」¹⁰である。このような背景があるため、インタビューでは、外部ステークホルダーへの意識の高さがうかがえた。

12のカレッジと研究機関(アカデミック・パートナー)、70以上の学習拠点を持つ。令和3(2021)年から令和4(2022)年の全学生数約3万6,000人のうち、高等教育段階の学生は約1万800人で、25歳以上が約56%、英国籍の学生が約94%を占めている¹¹。

QAAスコットランドの評価を令和3(2021)年に受けており、学習と学生経験をサポートするツールとしてのバーチャル学習環境や、学生のメンタルヘルスのサポートなどが優れているとされた。また、推進事項として、学生団体(Student Union)と協力して学生代表の役割を推進することや、学生調査の結果の活用が挙げられている(QAAScotland2021)。内部質保証に関しては、教育の質、学術水準、強化の管理に関する重要組織としてthe Quality Assurance and Enhancement Committeeが置かれている。

小林 澄子(評価研究部評価研究課 課長)

参考文献

- ・ Birmingham City University(2023)「REPORT OF THE BOARD OF GOVERNORS AND FINANCIAL STATEMENTS 2022/23」p25、26
<https://bcuassets.blob.core.windows.net/docs/csu2023328-annual-accountsv31web-interactive111223-133468502999462390.pdf> 2024年3月21日ダウンロード
- ・ QAA(2010)「Institutional audit Birmingham City University」
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/reports/birmingham-city-university-ia-10.pdf?sfvrsn=298df581_4 2024年3月21日ダウンロード
- ・ QAA(2016)「Higher Education Review of The University of Nottingham」
<https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/reports/>

¹⁰ <https://www.uhi.ac.uk/en/about-uhi/> 2024年3月21日アクセス

¹¹ <https://www.uhi.ac.uk/en/about-uhi/facts-and-figures/> 2024年3月21日アクセス



university-of-nottingham-her-16.pdf?
sfvrsn=57a8f481_4 2024 年 3 月 21 日ダウ
ンロード

- QAA Scotland (2020) [Enhancement-led Institutional Review of University of St Andrews Outcome Report]
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/reports/university-of-st-andrews-outcome-report-elir-20.pdf?sfvrsn=3a75d381_4 2024 年 3 月 21 日ダウンロード
- QAA Scotland (2021) [Enhancement-led Institutional Review of University of the Highlands and Islands Outcome Report]
<https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/reports/university-of-the-highlands-and-islands-outcome-report-elir-2021.pdf> 2024 年 3 月 21 日ダウンロード
- The University of Nottingham (2017) [Application to the Teaching Excellence Framework 2017] p.5
<https://www.nottingham.ac.uk/about/documents/tef/tef-feb2017.pdf> 2024 年 3 月 21 日ダウンロード

2. インタビュー結果のまとめ

大学名 項目	ノッティンガム大学 (University of Nottingham)	バーミンガム・シティ大学 (Birmingham City University)	セントアンドリュース大学 (University of St Andrews)	ハイランズアンドアイランズ大学 (University of Highland and Island)
質保証への学生参画の実態	・学生を質保証に加えることは非常に重要（不可欠）なものであり、大学としても関わらせたいと考えている ・school、faculty、departmentのレベルに応じて経験豊富な学生が参画するというヒエラルキー的構造があり、教育卓越性の保証につながっている ・学生代表は他の委員と平等の権限を持って参画する ・学生の要求が必ずしも通るわけではないが、変えない場合はなぜ変えないのかについてきちんと説明する ・学生の個人的主観か、学生代表としての声なのかについては、直接聞いてみて確認する	・コースの承認、再承認、コースのレビューに学生が参画している ・学生団体から大学レベル、学部レベルの委員会等に参画する（student officer） ・参画する学生は正規メンバーで、他のメンバーと同等の資格を有している ・評価規則（assessment regulation）を作成する際にも学生が参画する ・学生団体がstudent representativeを支援するチームを持っており、representativeとしての活動心得などを教えて自信を持たせるようにしている	・QAAScotlandを通じて、全大に学生中心の質保証が求められている ・さまざまなレベルで学生代表がいて、大学が行う全てのレビューに参加している ・大学と学生組合はパートナーシップ協定を結び、大学院生の経験や関与の強化などを定めている ・年度末に学生に授業に関する質問紙への回答を求めているが、次年度はその授業を受講しない学生にとっては恩恵が受けられないので、回答率は低い	・学生協会 HISA が大学の質保証への学生参画を支えている ・HISA は大学とのパートナーシップ協定により、大学の全ての委員会に参加し、学生参画のための研修を受けられることになっている ・クラスごとに、コース委員会に出席して学生の意見を伝える「Student Voice Rep」の配置が必要 ・近年、クラスレベルでも学生代表のなり手が確保しづらいことが起きている。 ・大学が毎年行う Quality Monitoring の報告書を学生パネルが確認し質疑を行っている
質保証に参画する学生	・参画する学生は学生団体がリクルートしている ・student educational officerには学生団体が要件を設定している ・学生が自ら作成したマニュアルに基づき投票により選出される ・大学としては、データ、エビデンスを理解し、質保証に関心をもち、学生全体の利益を考える学生が望ましいと考えている ・大学と学生団体は定期的に会合を設けており、両者のパートナーシップが重要と考えている ・student educational officerの出身学部は、人文系（arts）の学生が比較的多い	・学生代表は学生自身が選び、大学側は選定に関与しない ・Student Officer や Academic Board に参画する学生は積極的である ・学業への影響はないように配慮しており、活動する学生の卒業が遅れたりしていない ・学生団体が研修を担当しており、実施する責任がある ・Student officer（任期は1年）として活動する期間は一種のサバティカルになり、その期間は学生団体が報酬を払う	・質保証参画の意欲や意識が高い学生が多く、学生代表は立候補で決まることが大半である ・学生組合のサバティカル役員は1年の任期で報酬があるが、授業は免除されない ・学生代表は、全てのレベルで学生組合を通じて選出される ・クラス代表→スクール代表→学生組合の役員というように、下のレベルの代表からステップアップする学生もいる ・理事会や学術評議会など最上位の会議体を含めて学生代表が所属し、学生の声を届けている	・学生代表は、クラス、コース、学部、カレッジ（地域）レベルで選出される ・各代表から更に選出された学生全体の代表「Student Officer」が3人いる ・Student Officer は、学生の意見を集約して伝えることができる人がいる一方で、個人の意見を伝えがちな人もいる ・Student Voice Rep は、学生のために、HISA とともにテーマや課題を設定することが推奨されている
学生参画の成果、課題	・学生が参加しない大学運営はあり得ない ・学生は影響力を持っており、チャレンジングな課題ほど学生との合意が重要 ・学生代表が毎年入替わることが課題であり、前年度は合意したのに、次年度は合意しないケースもある ・代表の学生の個人的な差がある点、学生の多様性をカバーできているのかも課題の一つ ・学生からのフィードバックは昇進の重要な要素だが、学生の人気と学生にとって重要なことは違う場合があるのでバランスが重要	・コースが承認されることに加えて、コース（案）に学生の意見を反映できていることは成果である ・コース実施期間に行われるモニタリング過程で学生の声を取り込んでいる ・学生団体と大学が共催で研修を実施し、ガイダンスノートを作成の上配付している ・学生の意見の中には学生代表としての意見ではない個人的な意見も含まれる ・学生が自信を持っていないこと、学生参画に興味を持つ学生が減っていることは長期的な課題である	・学生組合のサバティカル役員は1年交代のため、慣れるのに時間がかかる ・同様に、1年の任期では学生組合の取組みが長期的に安定したものにはなりにくい ・学生の質問紙への回答率の低下が最近顕著であり、改善のためのプロジェクトを行っている	・勉強や仕事で参画への時間が不足している学生が多い ・学生は、質保証のプロセスや参画に関する知識が不足している ・学生が質保証に携わる能力に自信が持てない ・学生の意見を大学に真剣に受け止めてもらえるという信頼感が低い ・時間、予算、研修などのリソースが不足している ・コロナ禍以降、学生の活動全般に変化が生じ、学生代表の確保が難しくなっている

大学名 項目	ノッティンガム大学 (University of Nottingham)	バーミンガム・シティ大学 (Birmingham City University)	セントアンドリュース大学 (University of St Andrews)	ハイランズアンドアイランズ大学 (University of Highland and Island)
大学側のサポート (研修、担当窓口など)	・学生団体への窓口として registrato department がある ・毎年、大学は学生団体に資金を交付し、学生代表の研修も行っている ・学生代表への研修は、学生団体、大学窓口、学部の3重構成で、それぞれ異なる内容の研修を行っている。 ・全体としての公式な研修は年度初めに1回1時間程度である ・学生と良い関係を作る方が生産的であると考え、非公式な研修も多数実施している	・大学としてQAチームが15～20の小委員会に参画する学生代表のサポートを行っている ・学部レベルの委員会等に参画する学生の支援も行っている ・会議資料を事前に配付し、学生からの質問に答えているなどしているが、学生代表が求める支援のレベルが増大していると感じる ・QAAなどが開催する学生参画の発展に関するカンファレンスなどを通して、学外関係者との情報交換を行っている ・UK Quality Code for Higher Educationに自らの活動をマッピングし、確認している	・大学ではなく、学生組合が学生代表への研修を行う ・sparqsがスコットランドの全大学の学生を対象とした質に関するパートナーシップなどの研修を行う ・大学は学生代表が効果的に機能しているかを検証するプロジェクトを始めており、今後、その結果をもとに学生代表への積極的な関与を予定している ・学生組合の大学側の窓口は教育担当副学長で、Education Policy and Qualityがサポートするほか、各スクールなどで職員が学生の自主性を尊重しながら対応している	・sparqsが研修パッケージを作成し、HISAが提供している ・Student Officerやカレッジ(地域)代表には報酬を支払う ・委員会のCommission Officerは、学生代表に対し、会議前に面談して会議の進み方や使用される用語の説明をするなどのフォローをしている ・HISAに常勤職員を置き、学生が質問や相談ができるようにしている
外部ステークホルダー参画	・多くのコースは専門職団体によってア krediteーションを受けている ・全てのコースにexternal examiner制度を設けている ・5年ごとに学部の評価(EEAR)が行われる際は、外部のステークホルダーが参画する ・同窓会は重要なステークホルダー(学位プログラムの見直しなど)である ・地域の学校とは良好な関係を保っているが、質保証には関与していない	・コース承認等においては、学術界(イングランド内の他大学)、産業界から参画している ・専門分野に関して「service users」と呼ばれるグループがあり、利用者の経験がカリキュラムに生かされている ・外部試験官(external examiners)制度があり、コースの基準をチェックする役割を担っている	・質に関する年次報告書を提出する Scottish Funding Council が第一のステークホルダーである ・学術的な基準を満たすために責任を負うQAA、専門教育の基準を満たしているか検証する各種専門職団体も重要 ・高校、高校教員、地域コミュニティ、企業も、大学の諸活動を支えるという意味ではステークホルダーといえる	・企業には、卒業生の質についてフィードバック、大学が行う調査への参加、コース開発への助言などをしてもらう ・納税者として大学に資金提供するスコットランド市民の声を、UHI FOUNDATIONなどを通じて聞き取っている ・ハイランズアンドアイランズ開発公社は雇用創出や持続可能なコミュニティのために重要なステークホルダーである ・スコットランド政府やその傘下の Scottish Funding Council との関係構築が必要である ・その他、QAAやQAAScotland、UHI職員、地元自治体も影響が大きい

3. 各大学のインタビュー調査の結果

①ノッティンガム大学

University of Nottingham

日時

令和 5 (2023) 年 6 月 16 日 (金) 17:00 ~
19:00 (日本時間)

面談者

Sarah Speight 氏 (Pro-Vice Chancellor,
Education and Student Experience)

Kimberley Edwards 氏 (Chair, Quality and
Standards Committee)

調査員

堀井 祐介 大阪大学 学際大学院機構 教授
大佐古 紀雄 育英短期大学 保育学科 教授
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

1. ノッティンガム大学における質保証への学生参画

学生を質保証に加えることは非常に重要（不可欠）なものであり、規制当局の要件のみならず大学としても関わらせたいと考えている。英国の多くの大学では学生団体 (Student Union) があり、そこで学生を雇用して質保証に関わらせている。学生団体の学生教育代表 (student education officer) は質保証委員会の委員となっている。学生委員は他にも重要な意思決定にも関わっており、学位プログラム（コース）への変更については学生と協議し同意を取り付けないと行けない。その他のレベル、例えばコースレベル、モジュールレベルなどあらゆるレベルに学生が参画しており、それら各レベルへの学生参画について、学内で規程が整備されている。質保証活動としては、毎年のチェック、5年に一度の点検（学部毎）など様々な形態がある。

全てのコースに学生代表をおいており、それらは、学生団体がリクルートしている。School、faculty、department のレベルに応じて経験豊

富な学生が参画するというヒエラルキー的構造があり教育卓越性の保証につながっている。学生代表のうち、学生教育代表には常勤職員扱いの給料が払われているが、その他のレベルの学生は無給。自らの能力向上のために参画している。現在、学生団体において全てのレベルの学生にも給与を支払うかどうかの検討が始まっている。

コースレベルでの質保証では学生はどのような活動をしているのかという点については、各種フィードバックが必要なので、サーベイの結果、learning community fora などを通して意見を集める形を取っている。また学内の公式な委員会である teaching and learning 委員会でも学生参画が行われ、他の委員と対等の権限で参加している。例えば、新しいコースを作る場合は、現在の学生、卒業生双方から意見を聞いている。学生からこの授業、教員がダメという声ができることはあり、その場合、なぜそう考えるのかについて議論し改善につなげる。教員への不満については、すぐに変えられるものは変えるが、あまり建設的でない場合でも出来るだけ取り上げるようにしている。要求が必ずしも通るわけではないが、変えない場合はなぜ変えないのかについてきちんと説明することになっている。学生代表の意見については、個人的主観なのか学生代表としての声なのかについては、直接聞いてみて確認する。student voice という概念・表現は英国高等教育では非常に重要。

2. 大学の質保証に参画する学生

上でも述べたが、参画する学生は学生団体がリクルートしている。学生教育代表には学生団体が要件を設定している。また、学生が自らのマニフェストを作成し、このマニフェストに基づき学生間投票により選出される。大学としては、データ、エビデンスを理解し、質保証に関心を持ち、学生全体の利益を考える学生が望ましいと考えている。ただ、その他の学生代表を学生団体がリクルートするときはマニフェストはなく、立候補するだけ。立候補者がいない場合もあったり、立候補者が多すぎる場合もある（多すぎるのは良くないと考えている）。学生のタイプによって代表

としての作業が難しい場合もある（パートタイム学生だと時間が無い、アルバイトしないとやっていけない学生など）。そのため、学生団体において全てのレベルでの報酬を検討し始めた。

大学と学生団体は、副学長と学生団体との会合など定期的に会合を設けている。担当者は、毎月1回学生教育代表と面談し、2ヶ月に1回は学生団体全体と会っており、両者のパートナーシップが重要と考えている。ノッティンガム大学は研究大学なので、理想的には学生代表にもこの点を理解して欲しいし、学生には自主自立で学んで欲しいと考えている。

学生教育代表の出身学部は、人文系（arts）の学生が多いように思う。医学系は学ぶことが多いので時間が取れないのではないかと。また、医学、看護系は学位取得後の雇用についても他の学部と異なるので学生教育代表の経験があまり役に立たないのではないかと考えている。

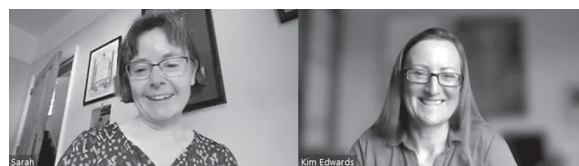
3. 質保証への学生参画の成果

一つ目としては学生は影響力を持っていると感じている。何かを変えたいときに学生が合意すれば容易に物事を進められる。チャレンジングな課題ほど学生との合意が重要である。二つ目には、NSS（大学の評判、リーグテーブルに大きな影響がある）への影響力があるため、学生との協力関係が重要である。大学の戦略的プロジェクト（学位プログラムの再設計など）においても学生は重要なパートナーであり、学生の意見を取り入れることでより質の高い教育プログラム構築につながる。学生が参加しない大学運営はあり得ないと考えている。

4. 質保証への学生参画の課題

学生参画の課題は、毎年学生代表が入れ替わること。そのため、前年度は合意したのに、次年度は合意しないケースもある。また、学生の多様性をカバーできているのかも課題の一つ。さらに、学生代表の代表制（全学生に対して代表して意見を述べているのか）の点や個人的な関心、能力に差がある点も課題である。

スポーツ（ラグビーなど）、趣味（化学部、歴



Sarah Speight 氏（左）と Kimberley Edwards 氏

史部)などのサークルへの学生参画が重要である。多くの学生にとっては、学生団体よりこれらのサークルの方が重要。これらのサークルも大学として支援することも重要である。これらの団体からの声も聞いていきたい。サークルとの対話は規程化はされていないが広く声を聞いている。例えば、法学部では法サークル代表が法学部長と定期的に会合を持っている。

学生参画に否定的なスタッフがいた場合の対応としては、規則・要件の点からは、学生を関与させなければならないとなっているので、学生参画の各種最低基準が設けられていることを説明する。大学文化として学生参画に対して最低基準以上のことを行っている。経験に基づき学生参画が効果的だと理解しているスタッフから周りのスタッフに説明してもらう。

スタッフのリクルートにも学生は関与している（採用時のインタビューにも参加する、昇進時にも学生との関係性がいいたいことを証明しないといけない）。学生からのフィードバックは昇進の重要な要素。昇進に関して、学生からの人気と学生にとって重要なことは違う場合があるのでバランスが重要。

5. 学生参画に関する大学の事務

学生団体への窓口として Registrar's Department があり、200 名以上のスタッフ（学生団体対応以外の多くの業務がある）がいる。学生団体は 30 名～40 名のスタッフがいる。また、毎年、大学は学生団体に資金を交付している。学生代表に対する研修は学生団体が行うが、委員会で学生に求められる役割、期待はどのようなものかなど、レベルによっては大学も研修を行っている。さらに学部においても研修が実施されているので、学生代表への研修は、学生団体、大学窓口、学部の 3 重構成となっている。学生団体、大学窓口は一般的な内容の研修を行い、

学部によって委員会構成も異なるため学部の実態に即した研修を行うなど、それぞれ異なる内容の研修を行っている。全体としての公式な研修は年度初めに1回1時間程度である。いい関係を作る方が生産的と考えているので、それ以外にも非公式な研修（メンタリングなど）も多く実施している。学生団体は、リーダーシップ研修などについて外部団体を利用するなど学外研修を活用している例がある。

6. 学生以外の外部ステークホルダーの質保証への参画

多くのコースは医学系、エンジニアリング系、法学系など専門職団体によってアクレディテーションを受けているほか、全てのコースに外部試験官（external examiners）制度を設けている。外部試験官は、教育質保証の専門家であり、3年から4年担当し、モジュール、アセスメントなどのデザインを確認する。外部試験官は、Advanced HE の資格（teaching qualification）などを持っている。

外部試験官制度が一番よい方法かどうかは分からないので、このシステムの見直しも検討されるかもしれない。

他に、卒業生団体（同窓会）も重要なステークホルダーで有り、アンケートなどでコース再設計や、どのようにすれば在学生がコースでの有効に学習できるかなどについての助言を受けたりしている。5年ごとに学部の評価（Educational Enhancement and Assurance Review, EEAR）が行われるが、そこにも外部のステークホルダーが入り、そこでは、コンプライアンス確認、学位の通用性などの判断に外部専門家が関与する。地域の学校とは良好な関係を保っているが、質保証には関与していない。

7. QAA の評価について

QAA の code of practice は非常に重要であり、定期的な研修会、質保証トレーニング、code of practice などのツールは役に立っている。平成 30（2018）年以降は学生局（Office for Students）が規制当局となっており、QAA の役割は変わってきている。令和 5（2023）年

に QAA が質保証機関から外れた。QAA の code of practice はゴールドスタンダードではあるが、学生局のスタンダードも出てきている。QAA は任意のメンバーシップ団体であり、ノッティンガム大学は加盟している。QAA と協力して、中国とマレーシアキャンパスの質保証を行っているなど、QAA のレビュープロセスは重要と考えている。QAA は全ての専門分野でのスタンダード作成に取り組んでいるため、学位プログラム設計に役立っている。

8. まとめと所感

ノッティンガム大学における学生参画は、質保証委員会、コース、モジュール等の教育単位レベル、年度毎のモニタリング、5年に一度の学部での教育プログラム点検など様々なレベル、形態がある。全てのコースに学生代表が置かれており、それらは学生団体がリクルートしている。大学全体、学部、学科とそれぞれのレベルにおいて学生代表が置かれる構造があり、それが教育卓越性の保証につながっている。委員会レベルだけでなく、全学でのフォーラムや副学長と学生団体との定期的な会合、各種サークルなどを通じた学生からの意見聴取も行われている。委員会等における学生は他の委員と対等の権限を持っている。学生からの改善要求が全て通るわけではないが、改善しない、出来ない場合は、それに対する説明が求められる。student voice という概念・表現は英国高等教育では非常に重要という発言は非常に印象的であった。高いレベルで参画する学生を選ぶ際にはマニフェストに基づく選出である点も興味深かった。一部のレベルにおいては学生代表に報酬が支払われているがそれ以外は無給とのことであった。特にチャレンジングな課題に対しては学生との合意があること、つまり、学生が質保証に参画することで改革を進めることが容易になるという点があるとの発言もあった。学生代表への研修を学生団体が行うが、大学側の窓口、学部の窓口でも学生代表への対応がなされている。学生以外の外部ステークホルダーとしては、専門職団体や外部試験官制度があげられる。また、同窓会も学内改革への情報提供、アドバイスを行っている。



堀井 祐介（大阪大学 学際大学院機構 教授）

参考文献・資料

- ・ Higher Education Review of The University of Nottingham (QAA)
- ・ Educational Enhancement and Assurance Review Handbook (University of Nottingham)
- ・ Advanced HE
<https://www.advance-he.ac.uk/>

②バーミンガム・シティ大学 Birmingham City University

日時

令和 5 (2023) 年 5 月 12 日 (金) 17:00 ~
19:00 (日本時間)

面談者

Victoria McGrath 氏 (Head of Quality
Enhancement and Policy)

Clare Portlock 氏 (Head of Academic
Standards and Governance)

調査員

堀井 祐介 大阪大学 学際大学院機構 教授
大佐古 紀雄 育英短期大学 保育学科 教授
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

1. バーミンガム・シティ大学における質保証への学生参画

コース (教育プログラム) の新設承認レビュー、再承認レビュー、定期的レビューにあたっては全てのケースにおいてに学生が参画し、その声を反映させている。ちなみに、コース承認の際の小委員会 (panel) には全てのステークホルダー (学内外) が参画している。具体的には、他大学の外部専門家、科目・分野の専門家、在籍している学生が参画し、コースの内容、評価方法などについて学生視点で評価している。

新しいコースの承認にあたっては、学生メンバーは、評価方法、学習負荷などの点を含めてコースについてどのような印象を持つかという点から意見を述べる。学生の意見は他のメンバーと同等・同様に扱われている。参画する学生には、準備および当日の 5 時間の会議への報酬として小委員会メンバーとして 100 ポンド支払われる。

大学として、コース承認等のポリシーに学生の参画を明記しており、これは、5 年に一回の定期的なコースの再承認にも適用される。再承認のプロセスへの参画には二通りあり、それについては periodic review panel handbook に明記され

ている。先ず一つ目としては、そのコースに対して書面またはビデオによる学生としての経験について説明した資料を小委員会に提出する。その中身は、どのような学習を行ったか、何が身についたか、改善点はあるかなどである。この資料作成についても規程 (Student Submission Guide) があるが、あまり細かい点までは規定していない。分量についてもそれほど多くを求めてはいない。二つ目としては、小委員会に直接委員として参加する形だ。この場合の学生は、学部から 1 ~ 2 名の学生を選出 (資料提出に対しては、一人 150 ポンド支払われる) し、その学生たちが学部学生全体の声を集めてまとめる (コースレベルでの student representative となる) ことになる。この学生が学生団体 (Student Union) のメンバーではない場合は、二日間の活動になるため 200 ポンド支払われる。この periodic review panel に対してはブリーフィングや研修などがある。

ガバナンスへの学生参画としては、学生団体 (Student Union) から大学レベル、学部レベルの委員会等に参画する (Student Officer)。学生団体から Student Officer として Academic Board、Learning and Teaching and Quality Committee に参画する。学生は正規メンバー (他のメンバーと同等の資格) であり、発言権が保障されている。また、会議においては、学生はしっかりと意見を表明することを促される。また、school feedback forum など他にもっと非公式な会合にも学生を参画させることもある。評価規則 (assessment regulation) を作成する際にも学生が参画する。また、大学として、学生代表システム (student representation system) も整備しており、各コースに student representative がいて、学生の声 (フィードバック)、例えば学びに対するコメントなどをまとめて教員・学部へ提供する。さらに、学部を代表する school representative もいる (コース representative から選出される)。学生団体が student representative を支援するチームを持っており、representative としての活動心得などを教えて自信を持たせるようにしている。

これらの学生団体の活動についてはかつては



Victoria McGrath 氏（左）と Clare Portlock 氏

QAA によるレビューでも用いられていたが、現在は、学生局（Office for Students）がレビュー活動担当となっており、必要な場合には、学生局に学生の声を提出している。また、学生局は全国的な学生調査である National Student Survey (NSS) を活用して学生の声を聞いている。バーミンガム・シティ大学でも NSS と同じ質問を使って学内での調査も行っている。

2. 質保証に参画する学生

コースの承認、再承認、コースのレビューの小委員会に参加する学生は、現在は、コース承認はコース担当のチームから推薦、選出されている。積極的にコースに参加している学生なのでコースのサポーターの役割も担うことになる。ただし、評価視点の客観性の担保に疑問が生じる場合もある（コース担当教員のことをよく知っているため、学生があまり発言をしたがらない等の例もあった）。コース承認小委員会では学生委員向けの研修はないが、上記の観点からも、現在、この仕組みの変更を検討中で、小委員会に参加する学生に対する研修について education development service（教員、学生双方にサービスを提供する）と仕組みの変更について議論を始めたところである。学生に自信をつけさせるプログラムなどを活用してより適切な学生が参画できるような仕組みを考えている。バーミンガム・シティ大学に来る学生の多くはいわゆるファースト・ジェネレーション（家族の中ではじめて大学に進学する）なので、学生に自信を付けさせる（学生の成長）の点からも学生参画を有効に活用していきたいと考えている。

student representation system は、学生自身が選ぶ（大学は関与しない）。そのため、立候補が少ないという問題はある。また、キャリアのプラスになるという考えから立候補する学生もいる

が、大学として特に要件を設けてはいない。選出の仕組みは、representation system academic staff handbook に記されている。折角選ばれても、上でも述べたように委員会などで積極的に発言しない場合もある。その場合は、学生団体に責任があるためが研修を担当する。上述の Student Officer や Academic Board に参画する学生は積極的である。これらの学生は卒業が遅れたりはしていない（学業への影響はないように配慮している）。Student Officer（任期は1年）として活動する期間は一種のサバティカルになるので、その期間は履修・学習しなくてもいい（その期間は学生団体が給料を払う）。

3. 質保証への学生参画の成果

コース承認等では、コースが承認されるかどうか成果になるが、学生が委員として議論してその意見を盛り込めるかどうか、コース（案）に意見を反映させることが出来ていることも成果と考えている。コース承認等の小委員会の報告書は Learning and Teaching and Quality Committee に提出され、その段階で大学として適切な議論が出来ていることの保証を得ることになる。学生からどの程度の声が来ているのか確認するアンケートなどを通じて、小委員会のメンバーにコース承認に関するフィードバックも行っている。

course monitoring and enhancement というコースが実際に運用されている期間に行われるモニタリングプロセスでも学生の声を取り込んでいく。そこでは、データに基づき risk area を特定しているほか、NSS の結果（student experience、completion、progression、continuation）も見ている。この結果に対して、大学側、特にコース対応チームは action plan を作ることが求められる。学生局は学生中心の考えのため、学生に関する monitoring に関心がある。NSS は、7 月に結果が出て、学生局は、大学のパフォーマンス評価に NSS の結果を加味する。また、NSS の結果は上述のように、大学内でも活用される。加えて、internal course survey の結果も検討し、コース担当のチームが survey の結果にしっかり対応して

いるかを見ている。つまり、NSS と internal course survey の結果が course monitoring and enhancement に取り込まれ、大学側が行動計画 (action plan) を策定する形となる。これまでの活動に対して、フィードバックが改善に貢献しているのかがあまり見えていないという結果があったので今後、大学として対応する予定である。

これらの他、卒業後、一定期間に実施され、学生の卒業状況を調査 (進学、就職、昇進など) する graduation outcome survey、大学院での学びに関する調査 post graduate taught survey、大学院博士課程での研究状況調査 post graduate research survey も実施しており、これら全ての survey の結果がそれぞれ該当する委員会で検討されている。

4. 質保証への学生参画の課題

学生代表の積極性が課題である。個人的意見のみで、学生代表としての意見ではなかったりすることもある。これらの課題に対応するため、先にも述べた学生団体による研修に加えて、学生の積極的な発言を促したり、学生代表であるという認識を高めるため、学生団体と大学が共催で Student Voice Committee を開催し学生参画システムの改善について検討したりしているほか、委員会での学生委員の役割、委員会での点に着目すればいいのかなどが記されているガイダンスノートという冊子も配布している。学生団体の中に、学生代表をサポートするチームがあり、委員会の前に学生代表と一緒に書類を確認するなどの支援を行っている。現在、学生委員募集および選抜について改善方策を検討中である。学生が自信を持っていないことや、学生参画に興味を持つ学生が減っている (学生代表に応募する学生が減っている) ことは、長期間にわたる問題であり、学生層の問題 (経済力など) もあり簡単には解決しない。

5. 学生参画に関する大学の事務

大学として、学生参画を支援するチームとして、Quality Approval Team があり、学生代表がコースの承認、定期的な見直しの小委員会 (年間

で 15 から 20) に参加するにあたっての支援を行っている。学部レベルの委員会等に参画する学生の支援も行っているほか、会議資料を事前に配布し、学生からの質問に答えている。最近、学生代表が求める支援のレベルが増大しているように感じているため、どのように学生を選別し、適切なトレーニングを提供するかについて検討を始めている。また、QAA などが高等教育における学生参画発展に関するカンファレンスなどを開催しており、そのような場を通して、学外関係者との情報交換も行っている。UK Quality Code for Higher Education に自分たちの活動をマッピングし確認している。高等教育質保証の専門家によるネットワークもいくつもあるので、それらを通して自分たちの活動の向上につながる情報収集・交換を行っている。

6. 学生以外の外部ステークホルダーの質保証への参画

コース承認等においては、学術界 (イングランド内の他大学)、産業界からのステークホルダーも参画している。これにより、バーミンガム・シティ大学のやり方が他大学で求められているものと同じであることを確認しているほか、産業界からの参画は、提供している授業が学生の卒業の進路にしっかりと対応出来ているのかを判断するためのものと考えている。その他に、専門分野に関して service users と呼ばれるグループがある。例えば、National Health Service などの利用者がその経験をカリキュラムに活かしてくれている。また、外部試験官 (external examiners) という制度もあり、コースの基準をチェックする役割を担っている。外部試験官は、他大学の教員であるため、他大学の教員がどのように学生を評価しているのかを見ることが出来るほか、学生に対する評価システムに関する意見がもらえる。その意見は、course monitoring and enhancement に反映させている。

7. まとめと所感

バーミンガム・シティ大学における質保証への学生参画については、コース (教育プログラム)



の新設承認レビュー、再承認レビュー、5年に一回の定期的レビューにおいて学生が小委員会（panel）に参画し、コースの内容、学習負荷、評価方法について学生視点での評価を行っている。小委員会では他のメンバー（他大学の外部専門家、科目・分野の専門家など）と平等の権限を持ち対等に発言している。これらの仕組みについては、大学の規程等で定められている。定期的レビューにおいては、学生が自らの経験に基づきコースに関する説明資料を提出することが特徴的な点としてあげられる。

その他にも大学全体レベル（Academic Board, Learning and Teaching and Quality Committee など）、学部レベルのガバナンスへの参画として、各種委員会に学生が参画している。参画する学生は、学生団体から選出されており、これらの委員会においても学生は正規メンバーであり、他の委員と対等の立場が保証されている。また、コースレベル、学部レベル、大学全体レベルそれぞれに学生代表が選出されており、学生団体が研修などを通してこれらの学生の活動を支援している。これらの代表の選出には大学は関与していないが、活動に対して報酬を支払ったり、学生に自身を付けさせるプログラムを用意したりするなど大学側の支援も行われている。

学生が自信が無く、委員会等での発言に消極的である点、個人的な意見を述べて代表制に疑問がある点など課題はあるが、概ね、学生参画は大学内活動として成果が上がっていると認識されており、NSS など各種アンケート結果と併せて大学の各種改善に役立っている。

インタビュー調査を通して、大学側が学生参画を学内規程で定めている点、学生団体が学生委員選出、研修、支援など積極的に活動している点、学生参画を学生の成長につなげる視点を備えている点など、英国の大学における学生参画の要素が実装されていることが確認できた。システムとして学生参画が組み込まれているため、各種活動がうまく回る好循環となっているようであった。

参考文献

- ・ UK Quality Code for Higher Education Advice and Guidance Student Engagement (QAA)
https://www.qaa.ac.uk/docs/qaa/quality-code/advice-and-guidance-student-engagement.pdf?sfvrsn=6224c181_3
- ・ Periodic Review Handbook Policy, Procedure and Guidance (BIRMINGHAM CITY UNIVERSITY)
- ・ Course Approval / Re-Approval Policy and Procedure (BIRMINGHAM CITY UNIVERSITY)
- ・ Guidance Notes for Course Approval/Re-Approval Panel Members (BIRMINGHAM CITY UNIVERSITY)
- ・ Student Submission Guidance (BIRMINGHAM CITY UNIVERSITY)
- ・ BCUSU Representation System Academic Staff Handbook 2022 V1.1 (BIRMINGHAM CITY UNIVERSITY)

③セントアンドリュース大学

University of St Andrews

日時

令和 5 (2023) 年 6 月 20 日 (火) 17:00 ~
19:00 (日本時間)

面談者

Nicola Milton 氏 (Head of Education
Policy and Quality)

調査員

堀井 祐介 大阪大学 学際大学院機構 教授
大佐古 紀雄 育英短期大学 保育学科 教授
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

1. 質保証への学生参画の実態

Nicola Milton 氏によれば、スコットランドでは学生が教育の営みに積極的な役割を果たすことを奨励している。Quality Enhancement のために学生参画の効果を高めるよう促していくことの重要性が強く認識されている。

スコットランドでは、QAA を通じてすべての大学に学生中心の質保証を行うことが求められている。学内ピアレビューにおいても学生参画が必須となっており、学生の視点が重視されている。そして大学においては上位から下位まで様々なレベルで学生の代表が出されている。学生は大学が行うすべてのレビューに参加しており、上述の組織レベルだけではなく、様々なワーキンググループや作業部会レベルのレビューにも学生が参加している。学生は、定期的に様々な調査や質問紙等の形で、学術的・非学術的の双方の面からフィードバックを出すことが求められている。また、学生が代表の役割をしっかりと果たすことができるように、研修機会の提供を通じて学生の支援を行っている。つまり、学生は入学してから卒業するまで様々なところで、学生としての体験に由来するあらゆる観点に基づく参画が求められていることになる。こうした取り組みは、スコットランド政府から QAA を通じての国からの要請でもあ

り、報告もしなければならない。

④にて後述する UHI 同様に、大学と学生組合 (St Andrews Students' Association: 名称は Association だが、別称で YourUnion との標記があること、Milton 氏もインタビューで「Union」と表現していたことも考慮して本稿では「組合」と訳す) とがパートナーシップ協定を結んでいる。確認できる最新版の 2021-22 年版協定は、前半で大学と学生組合とで協働する事項として、大学院生の経験や関与の強化をはじめとする 5 項目を掲げ、後半ではパートナーシップのあり方について記述されている。

1 年が終わると、学生が年間で 3 つ学ぶモジュールのそれぞれに対して、Module Evaluation Questionnaire という質問紙に回答するように、学生に依頼している。この質問紙には、例えば「授業の組み立てはどうなっているのか」「授業の評価方法についてどう思うか」など、様々な質問がある。学生から得られたフィードバックに対して、まずスクールレベルで学生とともに議論をし、さらに全学レベルでも当該の授業がグッドプラクティスに値する取り組みか、逆にスクールレベルないしは全学レベルで介入が必要な授業かを判断する。なお、質問には、定量的な質問と定性的な質問の両方が入っており、定量的な質問は「5 段階評価」だそうである。定性的な質問への回答は、スクールレベルで目を通すことになっている。現状では、文章による回答を分析するソフトや仕組みは整っていないようだ。

ただし、Module Evaluation Questionnaire については、上記のフィードバックを元に改善を為したとしても、その質問紙に回答した学生は次の年には受講しないため、改善前後の変化が見えにくい、あるいは質問紙に回答を提供したことによる恩恵が見えにくいことから、質問紙への回答率がかなり低くなってしまっている状態を生んでいることが課題だそうだ。

全学レベルにおいては、全英で行われている調査になるが、National Student Survey (NSS) がある。当学も毎年学部最終学年の学生が参加している。大学として調査を実施している機関からフィードバックを得ることができる。さまざま



Nicola Milton 氏

な大学や高等教育機関が参加しているため、他学とのベンチマークも可能である。例えば、学生の満足度がオックスフォードやケンブリッジの学生と比較してどのくらいなのか、比較することができる。大学院レベルの学生に向けても同様の調査がある。

実際に、質問紙調査などで、あるいは学生代表がたとえばクラスレベルやスクールレベルで何か発言して、それが改善や変化として何か成果が出たケースはあるかをたずねた。例えば、スクールレベルのフィードバックや、NSSの結果から、学生満足度が低いとされたところに対して、スクールの主要なメンバーが集まってそこに対する何らかの対処をするようにしてきた。一例を挙げると、当学には所定の3週間の間に、教員から学生に対して学習成果などのフィードバックを提供する仕組みがある。その中でより細かいフィードバックを受けたい、あるいは教員から口頭でフィードバックを受けたが、書面によるフィードバックが欲しい、といったコメントが出てきたことがあった。しかし、当学での考え方は教員が学生に対して与えるフィードバックは、書面に書かれたものでも、口頭によるものでも、同じフィードバックであるという立場をとっている。したがって、学生に対してそもそもフィードバックがもつ意味は何なのか、を啓蒙する必要があったという結論を得て、実際に実現させた事例があった。

2. 質保証に参画する学生

パートナーシップ協定の記述によれば、学生組合は、学生が多くを占める理事会と、団体内から直接選挙で選ばれた5人のサバティカル役員(Sabbatical Officers)によって運営されている。

サバティカル役員は、「福祉」「教育」「学生の開発と活動」「イベントとサービス」の4分野の「局長(Director)」と「組合長(President)」で構成される。なお、体育組合(Athletic Union)も存在するが、本稿では詳細は割愛する。サバティカル役員および学生代表となった者は、大学理事会(University Court)、学術評議会(Academic Senate)やそれらの委員会といった、最も戦略的で最上位に位置付けられる会議体を含めた幅広い層の委員会組織で、学生の利害に関わる声を届ける。なお、大学理事会には3名の学生が、学術評議会には6名の学生が所属する。

Milton氏によれば、下位レベルでの学生代表も含めて、すべての学生代表が学生組合を通じて選出される。出席する会議をどのように振り分けるかについて、大学と学生代表との間で取り組んでいることとして、ひとりがすべてのワーキンググループに出席するのではなく、どの代表がどの領域の会議に出席するのが適切か(いわば適材適所)を考慮した配置を作業として行っているそうである。

Milton氏によれば、サバティカル役員の任期は1年間で報酬を伴うものである。また、「サバティカル」とはいうものの、授業への出席は免除されないとのことである。その他のコース代表やレビュー参加などには特に報酬は発生しないが、履歴書に学生の時に行った経験として記載することで、就職活動の際に雇用主に対して自らの能力を示すことができるメリットがあるそうだ。

上記の「適材適所」に関して、下位レベルの代表から、徐々にステップアップして上位層の代表に挙がっていく形や、経験に基づいたステップアップがあるのかをたずねたところ、以下のような回答があった。

各スクールを代表するのがSchool Presidentという役職(1名)になる。その下にそれぞれいわゆる、クラスを代表する学生代表として、Class Representativeがあり、通常は6~7名ほど代表がいる。School PresidentもClass Representativeも選挙で選出されるが、通常はClass Representativeの経験がある学生が、次にSchool Presidentの選挙に出馬して経験し、

その経験を積んだ学生がサバティカル役員の選挙に出るケースが多くみられる。もちろん、必ずしも全てこのステップに従っているわけではなく、学生の自信の度合いなどによって、階層の低いレベルの代表経験がないままサバティカル役員にいきなり出馬する学生が出ることもある。

一方、学生代表が選挙で決まらないこともある。2年前に大学院生のサバティカル役員が空席になった。この時は他のサバティカル役員がその分の役割も担うことが求められた。大学院レベルの学生代表を選出する難しさの理由として、まず1年コースの大学院に在籍している学生が多いことや、PhD レベルの研究に普段多くの時間を割いていることも背景としてある。

だが、他の代表はだいたい立候補で埋まるようだ。特に、Class Representative は、役職を通して参画していくことで大学に変化を起こすことができる、あるいは学生体験をより良いもの向上させることができる、そうした可能性を持つ役職として受け止められており、多くの学生に人気のある役職なのだそうだ。

他学では、Class Representative レベルでもなり手がなくて困っているところもある一方で、その人気の源泉をたずねてみた。これは、学生の気質に依るところもあるのでは、との話であった。セントアンドリュース大学は英国の中でもトップ大学の1つで、学生の意識も高く、参画への意欲、何らかの変革を起こす意欲、学生参画によって大学の生活にも変革を起こしていく意欲が強く、積極的な学生が多いとの認識であった。

逆に、望ましくない学生が代表になるような事例があるかどうかもうかがった。あり得る話だし、実際そうなった例も過去にはある。選出された学生は、多くが非常に献身的で思慮深い。しかし中にはサバティカル役員に選出されても、期待していたほどの参画をしない場合もあったし、仕事がしにくい学生が選ばれてしまったこともあった。しかしそれに対しては、単純に個々に対処するほかには何もできない。というのも、大学側は学生代表の選出に携わっていない。あくまで学生による学生組合によって選出された代表なので、大学側から学生代表を変えるための要望を上げる

ことはできないとの話であった。

学生代表に対しては、あくまで組合を代表して意見するような心がけを求めている。ただ、学生代表は、出席する委員会で提起される議題の一つ一つについて、実際に学生がどういう意見を持っているかを確認・相談することができず、「おそらく学生たちはこういう意見を持っているだろう」という想定を以て発言することになってしまう。いずれにせよ、組織を代表しての意見を述べるような心がけを求めている。

3. 学生参画の成果、課題

Milton 氏から挙げた課題がいくつかある。

第1に、サバティカル役員の任期の短さから来る不慣れさがある。サバティカル役員が毎年交代する度に、大学のポリシーや手続などに慣れる時間がかかる。

第2に、取り組みの継続性が担保されにくいことがある。これは必ずしも悪い課題とは言いつれないことではあるが、サバティカル役員はそれぞれにマニフェストを持って就任しており、取り組みたいと思っている事柄がある。毎年掲げられるマニフェストの内容にもよるが、どうしても長期的に安定した取り組みがなされにくい。

第3に、すでに触れられていることと重複するが、質問紙に回答してもらう方式については、ここ数年で回答率がかなり低下してきている問題がある。現在立ち上げている小プロジェクトとして、全学的にどのくらいの負担量の調査や質問があるのかをまとめ、負担量を減らす、より核心を突く問い方で学生から意見を集める方法を検討している。たとえば、フォーカスグループを組織してフィードバックを集める、一部屋に集合してホワイトボードを使いながら話題を広げつつフィードバックを集めるなど、フィードバックの収集方法を研究するプロジェクトを行っているようだ。

4. 大学側のサポート（研修、担当窓口など）

研修に関しては、大学ではなく学生組合が実施している。サバティカル役員、School President から Class Representative に至るまで、大学の機構の仕組み、衝突や問題が起きたときへの対応



なども含めた情報提供を行っている。その他に政府から資金援助を受けている sparqs が、スコットランドのすべての大学の学生を対象とした研修を提供している。特に質に関するパートナーシップや研修の機会を提供しており、これに参加することを促している。

もう一つ大学として、学生代表の仕組みが効果的に機能しているかを検証するための新しいプロジェクトが立ち上がっている。それは、学生代表からフィードバックをもらう、つまり学生代表としての経験をどう認識しているか、あるいはその経験からどのような影響を及ぼすことができたか、といったフィードバックをもらうものである。これにより、学生代表は大学からより多くの支援を必要としていることが判明した。例えば出席する委員会に関する学生代表の役割に対する理解をより深める助けが必要であり、学生代表の役割に柔軟性を持たせる、さらにどの委員会に出席すべきかから検討していく、などの点で、より多くの支援を必要としていることが判明し、現在、学生代表を選出する人数といった問題ではなく、より本質的なところで、学生代表がどのような影響を及ぼすことができるかという観点から、多様な作業が現在進行中だそうだ。このプロジェクトはまだ始動したばかりで、9月から始まる次年度において、学生代表に対して導入を含めた研修を提供するなど、積極的な参画をしていく予定である。そこから、大学として学生代表に対して行う関わりがどのような影響をもたらすかに関しても、評価していきたいそうだ。

教育担当副学長（Vice-Principal of Education）が、学生組合の窓口を担っている。ただし、それをサポートする形で Milton 氏が所属しているチームが学生とのやり取りをしている。チームは、全学レベルでは4人で対応している。他にも部局レベルやスクールレベルでの学生とのやりとりもあるので、そこでは、それぞれの部局やスクールの職員が直接対応している。

学生の自主性にも強い配慮を行っている。例えば、委員会に出席する学生を、大学から決めてしまうようなことをすると、学生代表からその不適切さを指摘されることが想定される。さまざまな

委員会や会議体において、どのサバティカル役員が出席するのかは、学生に委ねられている。あくまで、パートナーシップ協定に沿った運営をしているのである。

5. 外部ステークホルダー参画

外部のステークホルダーについては、3点が挙げられた。

第1に、Scottish Funding Council である。毎年、その年に実施したレビューとその結果についてまとめた、質に関する年次報告書を提出する必要がある。

第2に、QAA である。大学としての学術的な基準を満たす責任を負う機関であるため、会議や様々な対話、文書の提出が必要になる。例えば全学レベルのレビューは6年に1回実施しなければならないが、ここにも関わってくる。

第3に、様々な専門職の団体との関わりがある、医学分野であれば、医学専門職団体が、あるべき専門教育の基準が、大学で提供している医学教育で満たされているかどうかを専門家の観点から検証する。例えば、ある大学が医学学位を授与したとしても、その専門教育がもし専門職団体として求める要件を満たしていないと判断されれば、その「学位」では医者としての実務はできない。これは、政府からの要請というより PSRB (Professional Statutory and Regulatory Bodies) の観点から要件を満たしているかどうかということ判断して認証を受けているととらえることができる。

また、英国全体、スコットランド全体での要請として、また QAA からの要請として、外部試験 (External Examination) により、成績評価としての適切さの基準を満たしているかどうかを確認する仕組みがある。また、新しいモジュールやコースを立ち上げるときにも、外部試験によるレビューが入ってくる。また、大学として規定を作る時に外部の立場から評価を行う方法論として、④にて後述する外部試験が使われる。

また、日本では、高校（の教員）や地域コミュニティや企業も外部ステークホルダーとして想定されているが、Milton 氏によれば、それらは違

う意味で外部ステークホルダーといえると思うとの返答であった。例えば、地元のコミュニティで学生組合が様々なボランティア活動を行っている。グローバルにもローカルにも、企業でのインターシップや研修の機会がある。地元の高校で数週間インターンを行うことが授業のモジュールに組み込まれている講座もある。インターンや研修になると、全世界で展開している国際的な大学として、全世界でプログラムを提供しているので、その中で学生に対して一定水準以上の体験を提供する営みは、質保証の枠組みの中に入ってくるとの回答であった。

6. QAA の評価システムについての意見

QAA のレビューに対する準備を進める中で、例えば、教授・学習や質保証に関する取り組みを、Reflective Analysis として書面で事前に提出する必要がある。これが非常に膨大だが、学生が実際に文書の作成という形で携わっている。実地調査においても、実際に学生代表に対して評価団がインタビューを行う、さらには評価団の中にも学生代表が入っている。つまり、レビューのありとあらゆるプロセス、そして、レビューされる側にもレビューする側にも、学生が深く関与している。学生を強力に中心に据えた仕組みになっている。

レビューに関しては、スコットランドがとっているアプローチは、英国の他の地域とは異なる点があり、Enhancement（改善・強化）ベースでありつつピアレビューの形式をとっていることが挙げられる。レビューにおいて、大学として質や学術水準に関するしっかりした明確な考え方を打ち出すことが期待され求められている。そして、ほとんどの大学でレビューから効果が得られているのではないかと。結果からは、大学のグッドプラクティスを見つけつつ、逆に改善が必要な分野を特定もする。まずは基準が満たされているかを判断するが、良い取り組みにも評価をし、場合によっては勧告もなされる。これまで 20 年以上続いている非常に成熟したレビューの方法論として確立されているものだと考えているとのことであった。

7. まとめと所感

セントアンドリュース大学における学生参画の特徴として、④にて後述する UHI で記したことも多くが重なる。ここでは、重複にならない要素を中心に、以下所感を交えてまとめたい。

第 1 に、すでにかなり取り組みが洗練されていることが挙げられる。QAA による強化指向型機関レビュー（ELIR: Enhancement-led Institutional Review）の 2020 年版では、学生代表とのパートナーシップが優れているとの評価を受けている。このことについて、Milton 氏の見解として、本稿でも触れた学生の気質によるところや、比較的小規模な大学であることが、パートナーシップの確立にも有利に働いたかもしれないこと、そして 20 年にわたる長期の取り組みが文化として醸成されて大学に浸透しているということをあげていただいた。その上で、学生とのパートナーシップがしっかりと機能しており、学生と職員との間のやり取りや取り組みをととても尊重している、そうした土壌から、学生自らが大学に対して変化を起こすことができることを学生自身も認識していることも、挙げていただいた。

第 2 に、学生の気質が、その大学における学生参画の性質や文化を左右する要素になる可能性があることも示唆された。ただ、大学の属性（伝統や規模）だけに単純に左右されるのではなく、大学の教職員が背景としての属性も含め、何を考慮して学生参画の環境を整備しているかによるものと考えられる。特に、どのようにして学生に「効力感」を高めていくかを意識していたところが、印象深い。

大佐古 紀雄（育英短期大学 保育学科 教授）

参考文献

- ・Partnership Agreement between the University of St Andrews and the St Andrews Students' Association, 2021-22（最終閲覧：2024 年 3 月 29 日）
<https://www.yourunion.net/pageassets/about/policies/2021-11-University-Partnership.pdf>



- ・ University of St Andrews ホーム ページ
(Governance) (最終閲覧: 2024 年 3 月 29 日)
<https://www.st-andrews.ac.uk/about/governance/>

④ハイランズアンドアイランズ大学

University of the Highlands and Islands (UHI)

日時

令和 5 (2023) 年 4 月 28 日 (金) 17:00 ~
19:00 (日本時間)

面談者

Iain Morrison 氏 (Dean of Student Experience)
Kevin Sinclair 氏 (Student Engagement
Manager)

調査員

大佐古 紀雄 育英短期大学 保育学科 教授
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

※オンラインインタビュー

1. 質保証への学生参画の実態

UHI における質保証への学生参画を大きく支えているのは、第一に同大学の学生団体である HISA (Highlands and Islands Students' Association: ハイランズアンドアイランズ学生協会) である。両者は、学生の学習経験の向上を目的として SPA (Student Partnership Agreement) を締結している。なお、HISA は 16 歳以上の同大学の学生は全員が自動的に会員とみなされる。

SPA は、平成 23 (2011) 年 9 月にスコットランド政府が発表した「Putting Learners at the Centre - Delivering our Ambitions for Post-16 Education」によって導入が勧告されたものであり、HISA の公式サイトによれば、UHI は、スコットランドでこのような協定を結んだ最初の大学の一つだそうである。インタビュー調査時点では SPA2022 が最新のものであったが、令和 5 (2023) 年 12 月 1 日に新たに SPA2024-26 (以下断りがない限りこの最新版を「SPA」と表記する) が締結された。

SPA の記述によれば、大学と HISA は、「緊密に連携して」大学の関連するすべての委員会に参加し、学生参画の役割を果たすための「サポートや訓練を受けられるようにしている」。実際に、

「教授会、質保証強化委員会、学術評議会、カレッジ理事会などを含む関連するすべての大学や学術パートナーの委員会に出席し」、「欠員が生じた場合は学生に欠員が生じたことと参加方法について通知がされる」とのことである。各クラスにコース委員会に出席してコースでの学習経験に関わる問題について学生からの意見を大学に伝える「Student Voice Rep」(以下 SVR) を配置する必要がある。カリキュラムの改訂など学生の学習経験に関わる大きな変更を行う場合は、フォーカスグループや相談イベントを設定し、学生たちがこうしたグループやイベントに参画する。これらの学生代表は、その代表としての役割を果たすために、必要な訓練やサポートを受ける。また、他の学生代表と相互にサポートし合う機会もある。(p.3)

上記の書面によって把握したことに加えて、インタビューで得られたことも紹介したい。

毎年実施している Quality Monitoring にも学生が参画しているとうかがった。職員が作成した報告書を、パネルを設けて職員と学生とが確認し学生からも質疑ができるようになっているそうである。このようなパネルは、上記の大きな変更を伴う場合にも設けられ、だれもが平等な立場と権限で参加するそうである。

2. 質保証に参画する学生

SVR は、クラスレベルだけではなく、コースレベル代表、学部代表、そして UHI 全学で 12 箇所あるカレッジ単位で出る地域代表 (Regional Representative) もある。この地域代表は、上級委員会 (Senior Committee) や、カレッジの運営委員会 (Board of Management) にも参加しており、全学レベルでの学生代表もいる。大学の意思決定においては、短期的なワーキンググループだけではなく、最高意思決定機関である大学理事会 (University Court) にも代表が入っている。

代表者は、クラス単位で選出された代表から学生全体の代表を選出し、1 年任期でフルタイムの Student Officer を担う。大学全体で、HISA が担っている Student Officer が 3 名存在する。



Iain Morrison 氏（左）と Kevin Sinclair 氏

他にも上述の通りカレッジごとに代表が選ばれるが、フルタイムまたはパートタイムでの活動を行っている。

この方法の重要な考え方として Iain Morrison 氏から受けた「クラス単位の代表から最高の意思決定機関まですべてのつながりをつくっていく」という説明が、SVR の構造をイメージとして理解する上ではとてもわかりやすい。

Morrison 氏から Student Officer の実態についてうかがうこともできた。他の学生の意見を吸いあげることにとっても長けている人々もいて、情報共有、Focus Group の運営、オンライン上での多様なコミュニケーション手段を活用し、集団の意見を集約して声を上げることができる。一方、個人的な意見をあげてしまう学生代表もいて、特定の 이슈にのみ強い情熱を傾けて活動してしまうようになると、必ずしも学生集団の代表としては声が反映されていない状況になり、一般の学生にとってはフラストレーションがたまる状況になっていることも推察される。

上位レベルの代表を選出する際には、選挙を行い決まった公約を掲げて選出されるので、あらかじめ代表が何をするのかは明確にされている。

そして SPA の中でも、議論の枠組みが定められている。また、焦点を置くテーマや取り組むべき課題についての枠組みも SPA で定められている。Kevin Sinclair 氏によれば、SPA の中では、HISA とともにテーマや課題を設定することが記されているが、これらは、学生が大切だと考えるテーマ、あるいは調査などを行ってテーマが設定されていく。その上では、HISA に対してエビデンスに基づいてテーマを設定することが重要であり、これを推奨しているとのことである。

3. 学生参画の成果、課題

学生参画の課題についてうかがったところ、

Morrison 氏からは以下の 5 点が挙がった。

第 1 に時間不足がある。そもそも学業に多忙であり、働きながら学ぶ学生も多い。第 2 に、質保証のプロセスや参画に関する知識の不足がある。第 3 には、質保証に携わる上での能力面での自信が学生に持てていないことがある。第 4 には、学生代表として為したフィードバックを大学に真剣に受け止めてもらえるという学生から大学への十分な信頼が欠けていることがある。そして第 5 には、リソース不足がある。取り組みたいことは多々あるが、時間、予算、提供するための研修などが足りない。

こうした課題を克服し乗り越えていく必要があり、方法として Morrison 氏や Sinclair 氏からは以下の 5 点が挙がった。

第 1 に、さらに参加しやすい体制を整えることがある。例えば、参画の方法や学生からのフィードバックの提出方法について明確に情報を伝える必要がある。第 2 には、質保証のプロセスへの理解や求められるスキルを身につけるために必要な支援や研修をしっかりと提供するという対応策がある。第 3 には、信頼関係の構築のために、学生に対して、「学生の声を聞きたいと思っていること」、「フィードバックをもとにして次の行動をとっていること」、「その結果どんな成果が得られたのか」、「フィードバックをもとに何らかの行動を取ることができない場合でもその理由を説明すること」に努めている。第 4 には、質保証に関するリソースとして、支援スタッフの配置や、時間、資金を提供している。ただし、学生からは質保証参画のための時間がかかりすぎて十分には割けないと学生が捉えているという課題がある。

実際に、クラスレベルの SVR でさえも、なり手の確保が課題になっているようだ。コロナ禍以降、学生の活動全般に変化が生じている。例えば、キャリアアドバイスのセッションに出席する学生が減少したり、ボランティア活動などに参加する学生が減少したりしている、という傾向がある。学生が自分にとってもっとも合理的な時間の使い方を考えた結果、このような傾向が生まれているとみている一方で、講義への出席や図書館利用に関しては学生の参画が減っている傾向はなく、あ

くまで課外での活動でみられる変化のようである。

SVR は、以前は大学や QAA Manager が管轄していたが、数年前に HISA に移管された。HISA が SVR の制度を管理しながら、代表のリクルート活動、研修、支援を行ってきたが、十分に機能できていない部分や、組織的な観点からの課題が浮かび上がったそうである。このインタビューで例として挙げたのは、学生代表のデータベースがうまく機能せず、HISA が制度運営を始めてから代表に立候補する学生が減少してしまったことである。このため、この制度運営はいったん大学に戻されており、この 2 年間で起きた問題の解消の見通しは立っているとのことである。HISA と大学が緊密に連携を取りながら解決を進め、HISA がこの管理を問題なく効率的に行えるようになったときには、あらためて HISA に運営の権限を戻すことが望ましいとのことである。

4. 大学側のサポート（研修、担当窓口など）

研修については、SPA に基づいて実施している。ただ、研修の内容や方法については、sparqs (student partnerships in quality Scotland) が一連のパッケージを作成している。ここで作成したモデルに従って、HISA が提供する形で、クラス代表に対してはオンラインあるいは対面型での研修を受講することが可能になっている。クラス代表よりもさらに高いレベルの代表者に対しても研修パッケージという形で提供されている。なお、上位レベルの Senior Officer の場合は、HISA ではなく、全国レベルで NUS (National Union of Students) から提供されるものもある。

この sparqs は、平成 15 (2003) 年に設立された団体である。現在は慈善団体 (charitable status) の格を持ち、「学生が自分や他者の教育経験に前向きで恩恵のある変化をもたらすことができる環境を促進することによって教育を進歩させるために、スコットランド資金評議会から資金提供を受けている」団体である。この目的に沿って、学生への支援、機関への支援、セクターへの支援を行っている。([About sparqs] より)

報酬については、3 名の Student Officer に関しては、仕事と同じ扱いとなり支払いがある。地域代表に対しても、パートタイムの仕事としての扱いになり、Student Officer と同額の報酬が支払われている。上記以外の、より下位のレベルの代表者に対しては報酬がないボランティアとしての活動となっている。なお、報酬額は最低賃金と同等の水準の金額が支払われているはずであるとのことであったが、報酬額に関する回答がこのように不明確であった理由は、HISA が法人格を持ち、大学とは別の独立した団体であることも背景にある。

また、地域代表にも数日間の研修が提供されている。大学や教職員との関係のつくり方、代表としての仕事の仕方、その仕事が実際にどう機能するのかを含めた研修がなされる。

ただし、こうした研修を行っても完璧とはいえないと、Morrison 氏は断言する。委員会は、フォーマルな傾向が強い会議であり、学生の立場に立てば、出席するだけでも怖じ気づいてしまう心配がある。会議の形式への対応への難しさや、会議において使用される言葉を理解していないことへの懸念がある。そのため、委員会に置かれている Committee Officer の役職の立場から、会議に先立って学生代表と面談し、会議の進み方、使用される用語などについて説明するように促しているとのことである。

さらには、学生代表が気軽になんでも質問し、対話することができる環境づくりが大切と考えているようだ。このこともあり、HISA では常勤職員を雇用している。この常勤職員は、大学運営に関わる過去の事例や抱えている問題や状況を含めて、大学運営に関する全般的な事情を把握しており、学生代表が、この職員に質問をしたり、話をしたりすることができるようになっている。Student Engagement Manager の立場から Sinclair 氏や同僚の方々が、この Committee Officer に対して働きかけも行っている。より上位の代表者である Senior Representative に対しても、何でも聞けて話せるメンターのような役割を果たす人間がいる。そして、これと同じ構造が下位レベルの代表に対しても用意されており、

レベルに関係なく学生団体や大学から同じような支援が受けられるようになっている。

5. 外部ステークホルダー参画

学外のステークホルダーについても、いくつかを挙げていただいた。

第1が企業である、卒業生の質に関心を持ち、企業が求めるスキルや知識が身についているかどうか、フィードバックの提供、フォーカスグループでの意見交換、アドバイザリーパネルへの参加、多様な調査への参加、新たなコース・プログラムを開発する際に意見や助言を得ることもある。これらは、労働市場の観点からのものであるが、他にも、看護や歯科など多様な専門（職）団体があり、私たちの提供しているプログラムがその専門団体の基準を満たしているかどうかともみられる。

第2に、スコットランド市民である。納税者として大学に対して資金提供を行っている立場であり、大学教育の質に関心がある。そこに耳を傾ける必要がある。市民の声は、いくつかの方法で届くようになっている。例として、「UHI FOUNDATION」を通してのコミュニケーションがある。年に数回、定期会合を開き、市民・市民団体が出席する。University Boardのような意思決定機関とは異なり、この「FOUNDATION」の場合は、私たちの活動がコミュニティのニーズを満たしているのか、そしていかなる方法でニーズを満たしているのか、といった情報を共有する、いわば一方向の情報共有の場となっている。

第3には、政府の資金で運営されている Highlands and Islands Enterprise (HIE: ハイランズアンドアイランズ開発公社) があり、雇用創出や持続可能コミュニティのために非常に重要なステークホルダーとなる。UHI も、この団体の取り組みの一環として設立されたため、大学のミッションとして経済活性化や雇用創出が重要な使命のひとつと捉えている。遠隔で地域が多数存在するエリアなので、密にこの経済開発団体と連絡を取っているようだ。なお、UHI がカバーするスコットランドの約半分のエリアと重なるように HIE もエリアをカバーしている。

第4に、スコットランド政府も重要なステー

クホルダーとしている。出資元であることはもちろんのこと、UHI の活動を幅広い観点から見ている。政府がもつ Scottish Funding Council とも定期的に会合を持っている。他にも、政府ないし政府機関の関係者や、大学がカレッジを置く地方の関係者とも定期的な会合をもっている。強い関係を構築することで、UHI に影響が及ぶ政策形成に逆に影響を及ぼすことができるようにしたいとの思惑がある。

第5に、QAA も重要なステークホルダーとして挙がる。QAA は UHI の評価システムに対して、批判的な観点から助言を得られたことも含めて、非常に多大な貢献となっている。また、パートナーシップアプローチにより QAA とスコットランドの強い関係づくりにも大きく貢献している。

また、学内ではあるが、UHI の職員も重要なステークホルダーと認識している。職員の声もしっかり届くメカニズムとマネジメント体制を構築している。

なお、Sinclair 氏からは、地元自治体の存在と支援もあることの補足があった。

6. QAA の評価システムについての意見

QAA の行っているレビューは大学にとって非常に役に立つ有用なものと考えているそうである。非常に公平で厳格なレビューに基づいた報告書が公表される。また、公表前には UHI に対してコメントを加える機会が提供される。最終版が出てくる前にさまざまな作業があり、勧告、あるいは他の形でもって必要な作業が発生することもある。いずれにしても提起された課題に関しては真剣にかつ真摯に受け止め、現在進行中のものも含めてさまざまな改善への取り組みを行っている。

そして、その取り組みに主に責任を負うのが Quality Committee という組織になる。この委員会は QAA の報告書の内容や、報告書内で実行しなければいけないとされたことに関して、まず緊密かつ細かなモニタリングを行う。各事項について担当が割り振られ、役員レベルへの報告を適宜行う責任を負っている組織でもある。報告書の中で指摘をされた事項の例の一つとして、学生の

退学率を下げるために戦略的なアプローチを検討せよというものがあった。大学全体として、大規模かつ大々的な退学防止プログラムを展開しており、UHI における学生の在学の各段階において、より多くの支援を提供し、退学率を下げていくことを目指した取り組みを行っている。そして、「Enhancement」（向上・強化）をベースにしていることが、スコットランドの質保証システムの強みであると Morrison 氏は考えている。QAA へのレビューにおいて優れた取り組みと評価をされたことでも、スコットランドの評価システムのプロセスの中では、それをさらに優れたものにしていくためには何ができるかを考えていくことが求められる。従って、優れた取り組みについても議論を重ね、一方で反省点についても検討して改善につなげる活動をしているとのことである。

7. まとめと所感

UHI における学生参画の特徴として以下数点、所感を交えてまとめたい。

第1に、クラスレベルから全学運営レベルまで、すべての階層で縦横に学生参画を担う代表を置きつつ、これらの「点」をつなげて「線」にすることに強く意を用いていることが挙げられる。イメージ的な記述で恐縮だが、おそらく「線」が強くなることでやがて「面」としての性格を帯びてより有効な学生参画を実現することを理想としているように見える。

第2に、学生団体 HISA との積極的な協力連携関係を大学として構築して、運営にプラスに活かそうとする考え方が強力かつ明確に表れている。欧州の多くの地域に共通することでもあるが、ここでも学生の参画は大学運営の大前提となっている。その連携を明文化するために SPA を締結して、お互いになすべきことや課題を共有・明確化していることも大きい。

第3に、スコットランドにおいては、スコットランド全域の学生を支援する sparqs が学生代表に対する研修内容をパッケージ化して広く提供していることをはじめとして、多角的な支援をしていることも大きい。スコットランドの他大学での調査でも同様の知見が得られている。

第4に、大学としてのステークホルダー意識が非常に高いことも背景としてうかがえることにある。英国内でもとりわけ経済状態が厳しいと言われるスコットランドの半分のエリアをカバーする大学だが、とりわけ北部が中心で12のカレッジが散在しており、オンライン授業の割合もそれなりにある。地域の大学が生み出す人材の質は、そのまま経済に影響するとの強い危機感がある。ゆえに、スコットランド政府、地方の関係者、自治体、企業、市民まで、幅広く大学の教育・研究の質への関心が高く、大学の最大の当事者であり将来の社会・経済の担い手ともなる学生を大切に意識にもつながっているであろうことは、想像に難くない。この点は、地方で地域との密接さを重視することが求められる高等教育機関が多い日本においても、大いに参考になることだと考える。

第5に、上記のような特徴は持ちつつも、学生の現実の厳しさも垣間見えたことは指摘しておきたい。学生からの代表のなり手の減少、学生代表のデータベースの件を例として学生団体の運営にも大学から手を入れざるを得なくなるほどの不手際が生ずることが起こりうること、これらは、大学の運営に関する知識や技術のみならず、社会経験・対人経験も不足していることが背景にある。しかし、この点は学生にはほぼ落ち度がない話であることにも留意しなければならない。

第6に、その点で、UHI の学生参画に関わるスタッフは、学生がいかに自己効力感を含めたプラスのマインドをもちながら参画ができるかを、日々の学生との接点業務の中でも、常に考えて工夫しているようにみえる。

上述の通り、学生参画の課題も決して小さなことではない。しかし、大学が、全学的に、クラスレベルから全学運営レベルまでの階層において、しっかりと明文化された合意のもとに学生の代表を参画できるようにする体制を整え、それを社会全体が支援している構図がある。オーバーな表現かもしれないが、学生には大学や地域のたくさんの味方がいるととらえることはできないか。厳しい社会環境が背景にあるとはいえ、単に制度を作るだけではなく、そこに「いかに学生を大切に



ながら、より学生にとって良質な教育を提供することを追求していくか」が大切であることを思い知らされた。まさに、「学生参画は仏を作って魂をも入れなければならない」のである。

大佐古 紀雄（育英短期大学 保育学科 教授）

参考文献

- ・ The Scottish Government, 2011.9, Putting Learners at the Centre - Delivering our Ambitions for Post-16 Education. (最終閲覧：2024年3月12日)
<https://www.sparqs.ac.uk/upfiles/Putting%20Learners%20at%20the%20Centre.pdf>
- ・ sparqs, 2013.11, Guidance on the development and implementation of a Student Partnership Agreement in universities. (最終閲覧：2024年3月12日)
<https://www.sparqs.ac.uk/upfiles/Student%20Partnership%20Agreement%20Guidance%20-%20final%20version.pdf>
- ・ sparqs, 2016, About sparqs. (最終閲覧：2024年3月20日)
<https://www.sparqs.ac.uk/upfiles/About%20sparqs%202016.pdf>
- ・ UHI & HISA, 2023.12, Student Partnership Agreement (SPA) 2024-26. (最終閲覧：2024年3月12日)
<https://hisa.uhi.ac.uk/pageassets/studentvoice/studentpartnershipagreement/Student-Partnership-Agreement-2024-2026.pdf>
- ・ Highlands and Islands Enterprise 公式サイト (最終閲覧：2024年3月27日)
<https://www.hie.co.uk/>

V 欧州の質保証における学生参画に関するアンケート —ESU's QA Student Experts Pool メンバーを対象として—

1. アンケート調査概要

①目的

本調査は、欧州の質保証に参画する学生の実態を欧州全体レベルで把握し、日本で質保証への学生参画を推進するに当たっての示唆を得ることを目的とする。

欧州における質保証への学生参画の取組みは、日本でも先進事例として取上げた研究が散見するが、実際に参画する学生がどのような考えをもって参画しているのかについては、十分に明らかになっていない。評価機関が、今後の評価システムの在り方について検討する場合、参画した学生に対するヒアリングによって得られた知見が、当該学生や大学特有のものなのか欧州で参画する学生に広く確認される考えや傾向なのかを把握することは、検討を進める上で重要となる。

今回、インタビュー調査先の一つである欧州学生連合 ESU の調査協力を得られたことから、ESU's QA Student Experts Pool (以降、Experts Pool と表記する。) のメンバーとして欧州レベルで質保証への学生参画に携わる方に対してアンケート調査を実施することとした。

②方法

ESU の協力を得て、Experts Pool のメンバー 72 人に対して行った。

アンケートは「Google Form」で作成し、President (依頼時は Vice President) の Horia Onița 氏に送信、Horia Onița 氏からメンバーに転送してもらう形で実施した。

実施期間を令和 5 年 (2023) 年 5 月 16 日 (火) ~ 6 月 15 日 (木) としたが、回答数を増やすため Horia Onița 氏の許可を得て、回答期間を 7 月 15 日 (土) まで延長した。メンバーへの延長の連絡も Horia Onița 氏を通して行った。

③アンケートの内容と回答者数

アンケートの設問は、「I ESU's QA Experts Pool で活動する以前の質保証への学生参画に関する活動経験」~「IV あなた自身のこと」の 4 章で構成されている。設問を 18 とし、III - (2) では 7、(3) では 10 の具体的な項目に対して考えを聞いた。

回答者の負担を考え、可能な限り選択式の設問としたが、Experts Pool に応募した動機、達成したい点、得られた成果、質保証の学生参画の必要性については、記述式とした。

質問票は、当機構の評価システム改善検討委員会委員で本調査研究の協力者である堀井祐介氏、大佐古紀雄氏からの意見を踏まえつつ、評価研究部評価研究課で作成した。本アンケートの英語名は「Questionnaire on student engagement in quality assurance」である。

作成したアンケートは、Experts Pool のメンバー 72 人に送信し、15 人から回答を得た。回答率は 20.8% である。

④分析に当たっての留意点

調査対象とした「ESU's QA Student Student Experts Pool」は、平成 21 (2009) 年に始まった ESU 内の組織で、欧州全土で質保証への学生参画を推進し発展させる方法と位置づけられている。参画する学生は欧州全土から選出されており、ESU の政策立案や国レベルを含む質保証のレビューに参画している。評価者としても豊富な経験を有している者が多い。このような経験を有した者が選出されるケースが多いことから、メンバーは 1 人をのぞき大学院生以上であった。

以上を踏まえると、回答者は、質保証への学生参画の実態をさまざまなレベルで把握しており、俯瞰的な立場から学生参画の実態について語ることができると考えられる。一方、彼らの経歴を考慮すると、彼らの知見は欧州の質保証に参画する一般的な学生より高いレベルである点に留意する

必要がある。

本アンケートは英語で実施した。本報告書で回答者の発言を引用した箇所及びⅢ - (4) の自由記述回答の日本語訳は、翻訳ソフト（DeepL）を利用して翻訳したものを意味が変わらない範囲で一部修正している。

2. 集計結果と分析

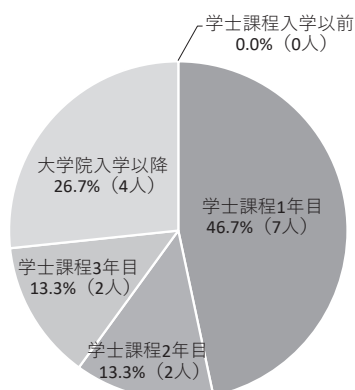
I ESU's QA Experts Pool で活動する以前の 質保証活動経験

<設問の意図等>

Experts Pool で活動する前の活動経験について聞くことで、回答者の実態を把握することを目的としている。質保証に参画できることを知った時期、活動を開始した時期、活動開始後の経験について聞いた。

- (1) あなたが大学の質保証に学生が参画できることを知った時期はいつですか。当てはまるものを選択して下さい。
- (2) あなたが質保証への学生参画について Student Council, Student Union (SU) などの組織に所属して活動し始めた時期はいつですか。当てはまるものを選択して下さい。
- 「学士課程1年目」と回答した者が多いが、そ

【図1】 I - (1) あなたが大学の質保証に学生が参画できることを知った時期はいつですか。当てはまるものを選択して下さい。



れ以外の学年も選択肢ごとに複数いる。「大学院入学以降」に知った者もあり、活動を知り、活動を開始する時期は多様である。

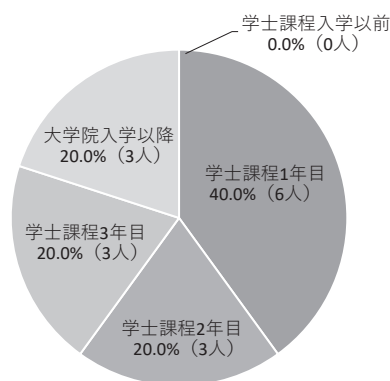
活動を知った時期と実際に活動を開始した時期については、一致している者が10人と多いが、活動を知った時期が活動を開始した時期より早い者が3人、逆に活動を開始した時期が活動を知った時期より早い者が2人いた。

前者は、活動を知った後実際に活動することを決めるまでに一定の期間を要したと考えられる。後者は、質保証への学生参画以外の活動に興味を持って Student Council や Student Union (SU) の構成員となり、活動を通して質保証への学生参画の取組みを知り、関心を持ったと考えられる。

- (3) National Student Union (NSU) に所属し、board member、officer、staff 等として活動した経験がありますか（現在も所属している場合も含みます）。

「経験がある」と回答したのは7人で、回答者の約半数が NSU に所属した経験を有している。「経験がない」と回答した者についても、8人の内5人は(4)の設問において Review Panel として参画した経験があると回答しており、何らかの評価経験を有する者が多い。

【図2】 I - (2) あなたが質保証への学生参画について Student Council、Student Union (SU) などの組織に所属して活動し始めた時期はいつですか。当てはまるものを選択して下さい。



(4) ESU's QA Experts Poolに入る前に、次の評価に Review Panel として参画した経験がありますか。[①大学 ② ENQA の Agency Review ③ QA body (ENQA 以外)]

大学の評価に Review Panel (評価員) として参画した経験があると回答したのは9人である。ENQA の Agency Review (質保証機関に対する評価) に参画したのは1人のみであったが、ENQA 以外の QA body (質保証機関) の評価員の評価経験がある者は8人であった。

回答者の選択状況を確認すると、大学と ENQA 以外の QA body の両方を経験した者が

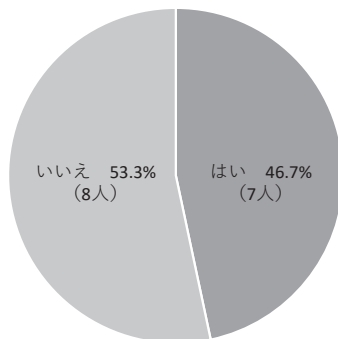
9人いる。一方、これらの経験を有しないまま、直接 Experts Pool に入った者が5人おり、5人之内 NSU に所属した経験もない者が3人いる。3人の活動開始時期は、大学院入学後が2人、学士課程3年目が1人となっており、開始時期が比較的遅かったことが影響している可能性がある。

II ESU's QA Experts Pool での活動

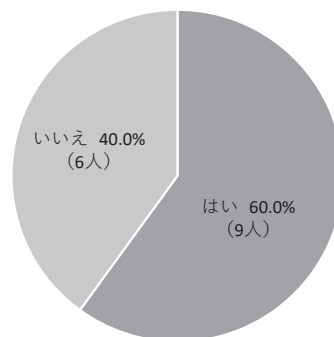
<設問の意図等>

Experts Pool で活動したいと考えた理由や活動開始後の状況を聞くことで、回答者の実態を把

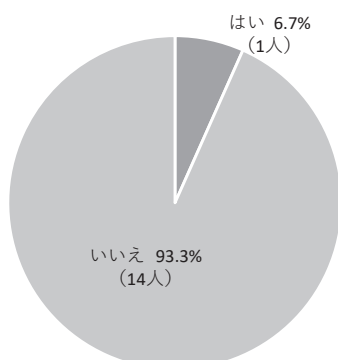
【図3】 I - (3) National Student Union (NSU) に所属し、board member、officer、staff 等として活動した経験がありますか (現在も所属している場合も含みます)。



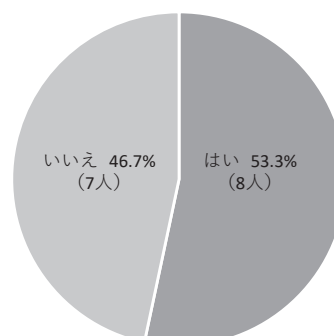
【図4】 I - (4) ESU's QA Experts Poolに入る前に、次の評価に Review Panel として参画した経験がありますか。[①大学]



【図5】 I - (4) ESU's QA Experts Poolに入る前に、次の評価に Review Panel として参画した経験がありますか。[② ENQA の Agency Review]



【図6】 I - (4) ESU's QA Experts Poolに入る前に、次の評価に Review Panel として参画した経験がありますか。[③ QA body (ENQA 以外)]





握することを目的としている。応募した理由、活動を通して達成したい点、実際に得られた成果について聞いた。

(1) あなたが ESU's QA Experts Pool に応募した理由を簡潔に記述してください。

15 人全員から回答があった。主な内容は次の 2 点である。

第一は、欧州全体の高等教育の質保証への貢献である。「これまで国レベルの組織で活動した経験を生かして、欧州の高等教育の質向上に貢献したい」「ESU が導入に主導的な役割を果たした取り組みに引続き関与する必要がある」等の意見があった。

第二は、自身が主に活動する国以外の質保証について学ぶ機会の獲得である。「欧州全体や他国の質保証について学ぶ」「知識を広げ、最新のトレンドを把握する」等の意見があった。学ぶ理由については、「自国にノウハウを持帰りたい」など自国への還元を目的として挙げているケースと、「評価者としての QA 経験の多様化」など個人の成長を重視する意見があった。

(2) あなたが ESU's QA Experts Pool で達成したいと考えていることについて簡潔に記述してください。

15 人全員から回答があった。前問の回答をより具体的に記述した回答が多くみられた。欧州の高等教育の質保証に貢献する手段として、「自身が貢献できるレビューへの参画」「学生のニーズをパネルに反映させる」などが挙げられた。

活動を通して学びたい点の具体例としては、「欧州の高等教育と質保証」「欧州規模で高等教育に影響を与える文書や法、プロセス」「各国の QA システムの違い」などが挙げられた。自国への還元については「活動を通して得た知識や経験を自国の学生と共有すること」「自国の QA イニシアティブに生かす」「教育プログラムの改善やスチューデントサクセスに役立てる」などの意見があった。

個人の成長の観点からは、「他の学生代表との交流・協力」「欧州全域で幅広い人脈を獲得する」

などの経験を重視する意見や、身に着けたい能力として「コミュニケーション」が挙げられた。活動後に到達したい姿として「QA のプロフェッショナルになる」「時代のニーズや地域の実情に対応した専門家の育成に貢献できる専門家になる」などが挙げられた。

(3) あなたが ESU's QA Experts Pool での活動を通して得られた具体的な成果について記述してください。

14 人から回答があった。具体的な成果としては、次の三つにまとめることができる。

第一は、欧州の高等教育の質保証を推進する観点からの成果である。具体的な活動として、「自分自身の知識やスキルを国際的なプラットフォームに持込む機会を得た」「国際的な会議の場で学生を代表し、学生の声を届けた」「ESG の改定前の調査などの重要な調査に参画した」などが挙げられた。その結果得られた成果として、「学生の権利や利益のためのためにロビー活動を行い、最終報告書にそれらを盛り込むことができた」「NUS や国家機関を通じた改善の提案ができた」「国の質保証機関と ESU との協定締結に向けたプロジェクトを立上げた」などが挙げられた。

第二は、評価を行う立場からの成果である。具体的な活動として、「自国の大規模な機関別レビューに参加した」「QA 機関のさまざまな審査委員会に参画した」「自国以外の大学のアセスメントに参画した」などが挙げられた。その結果得られた成果としては、「評価結果への反映」が具体的な成果として挙げられた。

第三は、個人の能力向上の観点からの成果である。具体的には「大学のベストプラクティスとウィークポイントを見つけ、建設的なフィードバックを与える方法」など QA 活動に関係する能力が挙げられた。コミュニケーション能力など比較的汎用性の高いスキルに関する記述はなかった。

Ⅲ 質保証への学生参画についての考え

<設問の意図等>

質保証の学生参画に対する回答者の考えについて

て確認することを目的としている。設問は日本の質保証への学生参画の推進の観点から取上げられる要素を盛り込み、日本の学生との共通点や相違点を把握することも意図している。

質保証についての知識を得る方法、参画する上で重視する点、現状の評価について聞いた。質保証への学生参画に対する現状の評価について聞く際は、回答内容を正確に理解する観点から、日本では質保証への学生参画がまだ一般的なものとはなっていない現状を伝え、可能な限りその選択肢を選んだ理由についても回答を依頼した。回答者の負担に配慮して必須回答とはしなかったものの、多くの回答を得ることができた。

最後に、質保証への学生参画の必要性を中心に、自由記述で回答を求めた。欧州における質保証への学生参画に対する考え方を把握することに加え、日本で質保証への学生参画を推進する理由を説明する際の参考となる新たな視点が得られることも期待して設定した。

(1) あなたは活動に必要な質保証についての知識をどこから得ていますか。当てはまるものを全て選んでください。[① Student Union 等が提供する研修プログラム ②活動する組織の先輩・メンバーからの情報 ③ QA body が提供する研修プログラム ④所属大学の教職員 ⑤その他]

「Student Union 等が提供する研修プログラム」「活動する組織の先輩・メンバーからの情報」「QA body が提供するプログラム」はいずれも選択率が高く、活動に必要な質保証の知識を得るために重要な役割を果たしている。「所属大学の教職員」を選択したのは5人にとどまっているが、回答者の大学所在国を確認したところ¹、北欧及び西欧の者は全員が選択している。逆に東欧は0人、南欧及び西アジアは1人となっている。いずれの選択肢も選ばなかった者が1人いたが、高等教育政策を学んでいることが自由記述欄に記されていた。したがって、東欧、南欧及び西アジアでは、北欧及び西欧と比較して所属大学の教職員の

関わり方や支援が十分ではない可能性がある。

(2) あなたが質保証への学生参画に関する活動を行う理由として、以下の a～i はどの程度重要ですか。該当するものを選択して下さい。

a 次のレベルで大学の発展に寄与することができる。[i) 所属大学 ii) 大学所在国 iii) ヨーロッパ]

大学の発展はさまざまなレベルが存在することから、「i) 所属大学」「ii) 大学所在国」「iii) ヨーロッパ」の3レベルに分けて調査を行った。

所属大学レベルでは、非常に重要と回答した者が11人、重要と回答した者が4人で否定的な回答を選択した者はいない。大学所在国、ヨーロッパと対象が広くなるにつれて非常に重要と回答した者が減り、「重要」と「あまり重要ではない」の選択肢を選ぶ割合が増加している。全てのレベルにおいて、最も否定的な選択肢である「全く重要ではない」を選択した者はいなかった。

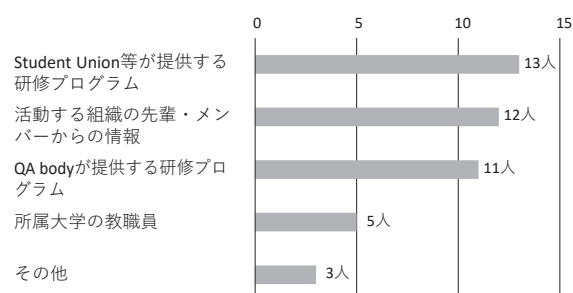
b 学生の権利や利益を守ることができる

「重要」と回答した1人を除く14人が「非常に重要」と回答した。質保証に参画する理由として、特に重視していることが読取れる。

c 多様なメンバーと共に活動することができる

前問のbより割合は下がるものの、8人が「非常に重要」、4人が「重要」と回答しており、多くの者が重視していることが読取れる。一方、2人が「あまり重要でない」、1人が「全く重要で

【図7】Ⅲ - (1) あなたは活動に必要な質保証についての知識をどこから得ていますか。当てはまるものを全て選んでください。



1 地域は、国際連合の区分に基づく

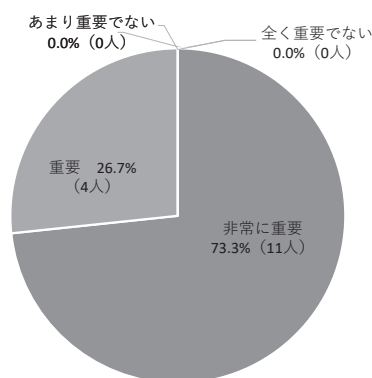
はない」と回答していることから、あまり重要とは考えていない者も一部存在することが読取れる。

d リーダシップ等の能力を身に着けることができる

5人が「非常に重要」、4人が「重要」を選択し、肯定的な回答が過半数を占めるが、「あまり重要

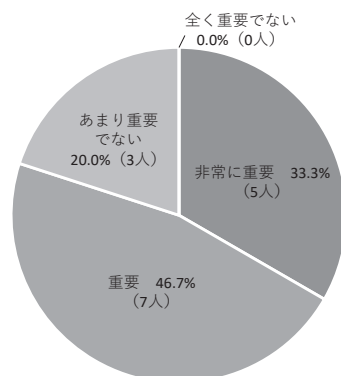
【図 8】Ⅲ - (2) あなたが質保証への学生参画に関する活動を行う理由として、以下の a～i はどの程度重要ですか。該当するものを選択して下さい。

a 次のレベルで大学の発展に寄与することができる。[i) 所属大学]



【図 10】Ⅲ - (2) あなたが質保証への学生参画に関する活動を行う理由として、以下の a～i はどの程度重要ですか。該当するものを選択して下さい。

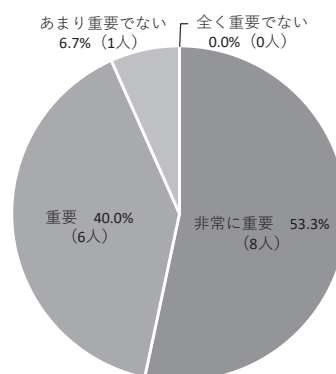
a 次のレベルで大学の発展に寄与することができる。[iii) ヨーロッパ]



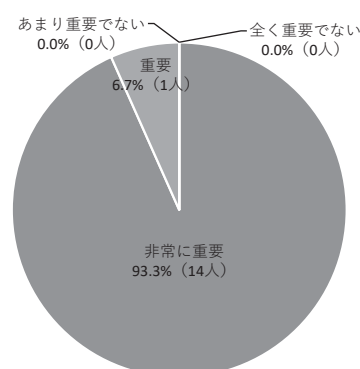
でない」を選択した者が6人とやや多い。活動を通してさまざまな能力を身に付けることを望んでいるが、優先順位はb（学生の権利や利益を守る）やc（多様なメンバーと共に活動する）と比べると低いと考えられる。

【図 9】Ⅲ - (2) あなたが質保証への学生参画に関する活動を行う理由として、以下の a～i はどの程度重要ですか。該当するものを選択して下さい。

a 次のレベルで大学の発展に寄与することができる。[ii) 大学所在国]



【図 11】Ⅲ - (2) - b 学生の権利や利益を守ることができる



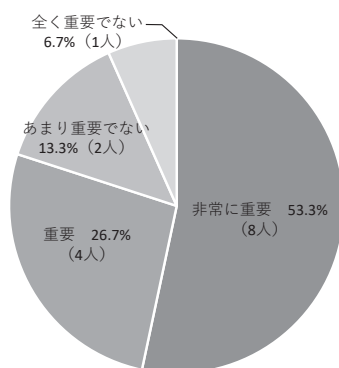
e 就職に役立つ

a～dとは異なり、この設問では2人が「全く重要ではない」、8人が「あまり重要でない」と回答しており、否定的な回答が多数を占める。「非常に重要」と回答した者は1人のみであり、就職のために活動している者はあまり多くないと考えられる。ただし、QAAやセントアンドリュース大学のインタビューでも指摘されているように、実際には就職に役立っている側面は存在する。

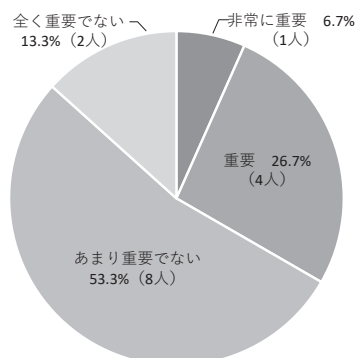
f 学業・研究に役立つ

回答が割れたため、活動と自身の学業や研究の関連については、多様な考え方があることが読取れる。

【図 12】Ⅲ - (2) - c 多様なメンバーと共に活動することができる



【図 14】Ⅲ - (2) - e 就職に役立つ



g その他

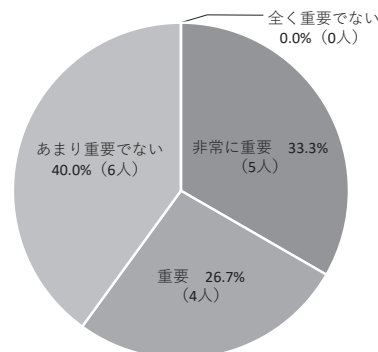
回答なし。

(3) 質保証への参画を通して以下の点についてどのように感じますか。当てはまるものを選択し、そのように判断した理由を記述してください。

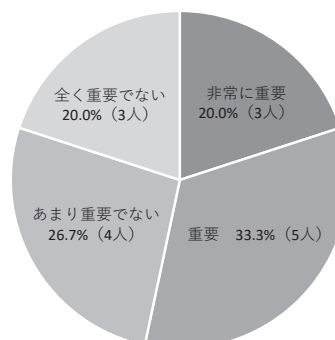
a 所属大学の質保証に貢献できている

「とてもそう思う」を選択した者が8人、「そう思う」を選択した者が5人で、多くの学生が所属大学の質保証に貢献できていると考えていることが読取れる。そのように判断した理由としては、「学生は教育の共同創造者であること」「学生は学習体験の専門家であること」「学生の視点は、

【図 13】Ⅲ - (2) - d リーダシップ等の能力を身に付けることができる



【図 15】Ⅲ - (2) - f 学業・研究に役立つ

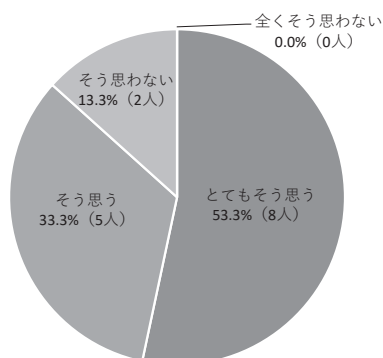


学生がガバナンスの場にはいないと忘れ去られがち
な視点であること」などから、参画すること自体
が貢献である点が挙げられた。具体的な成果とし
ては、「学士課程のプログラムに反映された」「大
学レベルの質保証の規則を共同で作成した」など
が挙げられた。

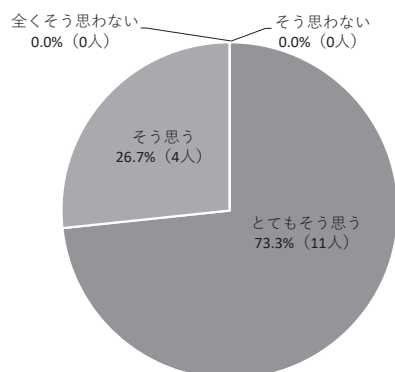
一方、肯定的な回答をした者の中にも、「提案
は受入れられるが、大学の変化に時間がかかる」
など、成果は実感しているものの、大学側の対応
には更に改善の余地があるという回答が複数あ
った。否定的な回答を選択した理由としては、「(自
大学では) 学生参画のインパクトがあまり大き
くない」という記述があった。

【図 16】Ⅲ - (3) 質保証への参画を通して以下
の点についてどのように感じますか。当てはまる
ものを選択し、そのように判断した理由を記述し
てください。

a 所属大学の質保証に貢献できている



【図 17】Ⅲ - (3) - b Review Panel として評価
した大学の質保証に貢献できている



b Review Panel として評価した大学の質保証に
貢献できている

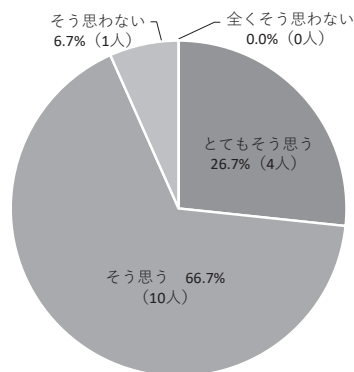
11 人が「とてもそう思う」、4 人が「そう思う」
と回答しており、評価員として参画した大学の質
保証に貢献できていると考えていることが読取れ
る。そのように判断した理由としては「学生以外
の他の評価員と同等に扱われている」「学生の意
見も他の評価員と同様の拘束力がある」「他の評
価員や評価大学から評価されていることを実感し
ている」などの記述があり、これらが肯定的な評
価につながっていると考えられる。

取組み姿勢についての記述も複数あった。「改
善の出発点となるような意見を言うようにしてい
る」という意見からは、参画する学生も評価大学
の立場に立った発言や評価を心がけていることが
読取れる。「優れた実践例は大学に持帰ることが
できる」という意見からは、評価員の自大学の質
保証に生かそうとする姿勢が読取れる。

c 学業と両立させて活動することができている

「とてもそう思う」と回答した者が 4 人、「そ
う思う」と回答した者が 10 人であり、学業との
バランスを確保していることが読取れる。理由と
しては、「それほど時間がかからない」「大きな負
担ではない」などがあつた。また、「両立できな
ければ参画しない」「過度な負担をかけるべきで
はない」という意見もあり、学業に支障が出るよ
うな形の参画に対する否定的な意見も複数あ
つた。

【図 18】Ⅲ - (3) - c 学業と両立させて活動す
ることができている



「そう思わない」と回答した者が1人いるが、理由は「大学や業務内容による」というものであった。

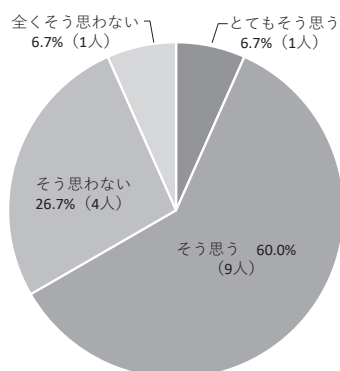
回答からは、参画する学生は学業とのバランスをとりつつ活動していることが読取れる。ただし、本調査の回答者は1人を除き大学院在学学生や修了生であり、学士課程で学ぶ学生の状況は不明である。

d 活動に見合う報酬が支払われている

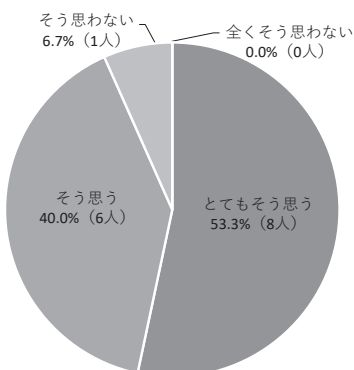
「とてもそう思う」と回答した者が1人、「そう思う」と回答した者が9人と肯定的な回答が多いが、「そう思う」4人、「全くそう思わない」1人と、否定的な回答も一定数見られる。

選択理由としては、選択肢にかかわらず実際に

【図 19】Ⅲ - (3) - d 活動に見合う報酬が支払われている



【図 21】Ⅲ - (3) - f 他大学の質保証に参画する際、学生は他の Panel と対等に扱われている

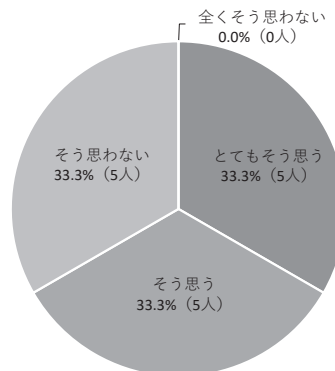


得ている金額に関する内容よりも、報酬に対する考え方についての記述が多くみられた。「報酬が評価員に応募する理由ではない」「旅費や滞在費などの実費で十分」などの意見があった。ただし、「QA に携わる他の人々と同じように、学生に報酬が支払われなければならない」「他の評価員が金銭的な報酬を受取っている場合はこの限りではない」など、活動の対価として高額な報酬を求めているわけではないが、学生以外の評価員と待遇に差をつけることに対する否定的な意見が選択した回答を問わず確認された。

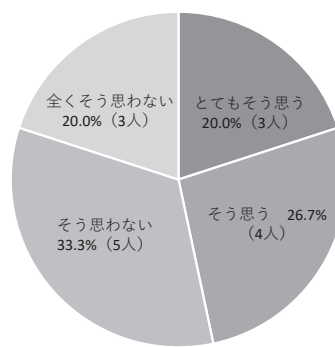
e 自大学の質保証に参画する際、学生は教職員と対等に扱われている

「とてもそう思う」「そう思う」「そう思わない」

【図 20】Ⅲ - (3) - e 自大学の質保証に参画する際、学生は教職員と対等に扱われている



【図 22】Ⅲ - (3) - g 必要なサポートを所属大学の教職員から受けることができる



を選択した者が5人ずつとなっている。肯定的な選択肢、否定的な選択肢を選んだ理由のいずれにも、「自分の場合は」と前提を置いた意見、「大学や審査チームにより異なる」という内容の意見が多く、各大学の実態による差が大きいと考えられる。

f 他大学の質保証に参画する際、学生は他の Panel と対等に扱われている

「とてもそう思う」と回答した者が8人、「そう思う」と回答した者が6人であり、対等に扱われていると感じている者が多い。「そう思わない」と回答した者は、「若かった時期は過小評価されることもあった」と記述しており、現在は改

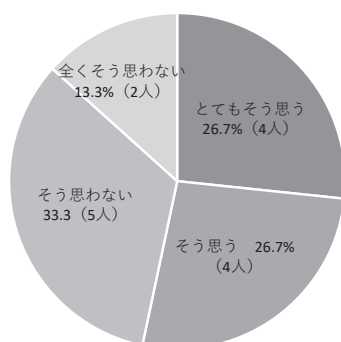
善されているようである。

g 必要なサポートを所属大学の教職員から受けることができる

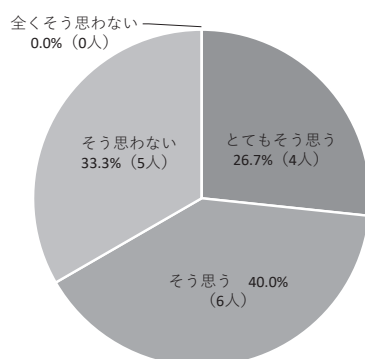
「そう思わない」と回答した者が5人、「全くそう思わない」と回答した者が3人であり、否定的な回答がやや多くなっている。

否定的な選択肢を選んだ理由としては、「批判は必ずしも歓迎されていない」「サポートは一切なく、自分で学び、どうすれば貢献できるかを考えなければならなかった」などの意見があった。肯定的な回答した者が挙げた具体的な支援としては、「試験の変更などのサポートを受けている」があった。肯定的な選択肢、否定的な選択肢のい

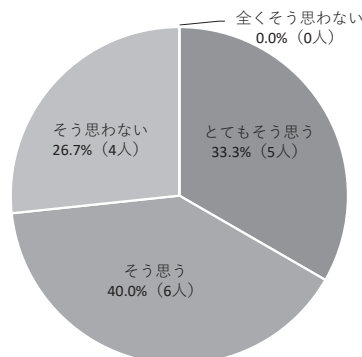
【図 23】Ⅲ - (3) - h 必要なサポートを所属大学の学生から受けることができる



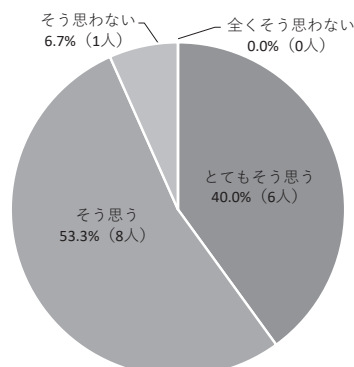
【図 25】Ⅲ - (3) - i 次のレベルで質保証への学生参画は活発に行われている。[ii) 大学所在国]



【図 24】Ⅲ - (3) - i 次のレベルで質保証への学生参画は活発に行われている。[i) 所属大学]



【図 26】Ⅲ - (3) - i 次のレベルで質保証への学生参画は活発に行われている。[iii) ヨーロッパ]



ずれにおいても「大学のスタッフの助けを必要としたことはない」「通常は起こらない」などの意見が理由として挙げられており、大学側のサポートを求める学生ばかりではない点に留意する必要がある。

地域別の状況を確認したところ、北欧地域の回答者はいずれも肯定的な回答をしているのに対して、西アジア地域の回答者で肯定的な回答をしたのは3人中1人のみとなっている。

h 必要なサポートを所属大学の学生から受けることができる

「とてもそう思う」と回答した者が4人、「そう思う」と回答した者が4人であり、肯定的な回答がやや多くなっている。

肯定的な回答を選んだ理由としては、「大学の学生団体、NUS、クラスメートがサポートしてくれた」との記述があった。否定的な回答を選んだ理由としては、「(質保証の参画についての)一般学生の認知度はまだ低い」という内容の記述が複数あった。

i 次のレベルで質保証への学生参画は活発に行われている。[i) 所属大学 ii) 大学所在国 iii) ヨーロッパ]

「i) 所属大学」「ii) 大学所在国」「iii) ヨーロッパ」の三つのレベルに分けて質問を行った。

共通しているのは、「とてもそう思う」「そう思う」を選択した割合が高く、肯定的な意見が多い点である。ただし、「iii) ヨーロッパ」と比較して、「i) 所属大学」「ii) 大学所在国」では、「そう思わない」を選択した割合がやや高くなっている。選択理由としては「強い質保証の文化がまだない」「まだ一般的なものとなっていない」などの意見が挙げられており、ヨーロッパレベルでは質保証への学生参画が活発に行われていると認識しているものの、自大学や国のレベルでは不十分と捉えている者が一定数いることが読取れる。

地域別に確認したところ、北欧、西欧、西アジア地域では三つの全てのレベルについて全員が肯定的な回答をしている。東欧地域でも、肯定的な

回答が多数を占めつつ否定的な回答が1件ある程度となっている。ほかと傾向が異なるのは南欧地域の「ii) 大学所在国」で、肯定的な回答は2人にとどまり、3人が「そう思わない」と回答している。

j その他

2件の回答があった。いずれも世界を視野に入れたもので、「世界中の学生たちが地域を越えて協力し合うべき」「まだ十分ではなく、特に世界中の学生のレベルでは改善が必要である」との記述があった。

(4) 質保証への学生参画の必要性について、その他ご意見を自由にお書きください。

6件の回答があった。本設問に対する回答は、欧州の質保証への学生参画に対する理解にとどまらず、日本の質保証への学生参画の在り方を考える上で、参考となる考え方が含まれており、全文を掲載する。

	回答	日本語訳 (DeepL)
1	Students are the first-hand experiencers of the quality of education, and it would be thus senseless not to include them in improving it. Teachers and administrators, while having more knowledge about planning and executing HE, need the students in order to have a full picture of different aspects of HE in their HEI.	学生は教育の質を直接体験する者であり、教育の改善に学生を参加させないことは無意味である。教員や管理職は、HE ² の計画や実施についてより多くの知識を持っているが、HEI ³ におけるHEのさまざまな側面の全体像を把握するためには、学生が必要である。
2	It is important to include students in all QA procedures	すべてのQA ⁴ 手順に学生を参加させることが重要である。
3	The other people involved in QA, staff and management, must perceive students as important too. Otherwise, students will formally be involved in QA, but practically they will have no influence.	QAに関わる他の人々、スタッフや経営陣も、学生を重要な存在として認識しなければならない。そうでなければ、学生は形式的にはQAに関与していても、実質的には何の影響力も持たないことになる。
4	Student engagement in QA is of utmost importance for ensuring the effectiveness and relevance of educational programs. Students are the primary beneficiaries of higher education, and their perspectives and input play a vital role in shaping the quality and improvement processes. Moreover, student engagement in QA promotes a sense of ownership and responsibility among students toward their own education. It empowers them to take an active role in shaping the educational environment, fostering a sense of agency and accountability. This, in turn, can contribute to a more inclusive, student-centered approach to education.	学生が質保証に参加することは、教育プログラムの有効性と妥当性を確保する上で最も重要である。学生は高等教育の主な受益者であり、学生の視点や意見は、質および改善のプロセスを形成する上で重要な役割を果たす。さらに、学生がQAに参加することで、学生は自らの教育に対する当事者意識と責任感を持つようになる。教育環境の形成に積極的な役割を果たすことができ、主体性や責任感が育まれる。このことは、ひいては、より包括的で学生中心の教育アプローチに貢献することになる。
5	Empower (tell and explain students why their contribution is important and that you value it.) , Enable (provide protected time to contribute, honour with salary or study credit points the time invested)	力を与える（学生の貢献がなぜ重要なのか、あなたがそれを評価していることを伝え、説明する）、可能にする（貢献するための保護された時間を提供し、投資した時間に応じて給与や単位を与える）。
6	I do not know about the QA system in Japan, but I think that although there is still a lot of progress to be made, the steps that have been taken at European level can help to establish a strong and student-friendly system. In any case, to "activate" students have to feel that their opinion can have an impact and be heard, as well as modifying the university culture in which the student ceases to be a passive subject and can be an active subject in the decision-making that surrounds them.	日本のQA制度について私は知らないが、まだ多くの前進があるにせよ、欧州レベルで行われているステップは、強力で学生に優しい制度を確立するのに役立つと思う。いずれにせよ、学生が「活性化」するためには、自分の意見が影響力を持ち、聞入れられると感じなければならない。また、学生が受動的な主体であることをやめ、自分たちを取巻く意思決定において能動的な主体であることができるよう、大学文化を修正しなければならない。

IV 回答者に関する情報

<設問の意図等>

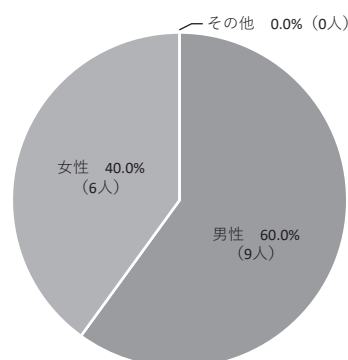
回答者の実態を把握するため、基本的な情報を中心に質問を設定した。名前、性別、年齢、所属大学と大学の所在国、専攻、保有学位について聞いた。

(1) 氏名

調査の実施に当たり、回答者の名前を公開しないことを周知しているため、非公表とする。

(2) 性別

【図 27】 IV - (2) 性別



2 HE…Higher Education(高等教育)

3 HEI…Higher Education Institution(高等教育機関)

4 QA…Quality Assurance (質保証)

(3) 年齢

年齢	人数
22	1
23	1
24	1
25	2
26	1
27	1
29	5
30	2
33	1

(4) 所属大学

所属大学	人数
Aalborg University オールボー大学	1
Atatürk University アタチュルク大学	1
Babeş-Bolyai University, Cluj-Napoca バベシュ・ボーヤイ大学	1
Comenius University コメンスキー大学	1
Hasso Plattner Institute/Télécom Paris ハッソ・プラットナー・インスティテュート / テレコム・パリ	1
Masaryk University マサリク大学	1
Tbilisi State University トビリシ国立大学	1
TED University TED 大学	1
Universidad Complutense de Madrid マドリード・コンプルテンセ大学	1
Universidade de Vigo ビーゴ大学	1
Universitat Politècnica de València バレンシア工科大学	1
University of Ljubljana リュブリャナ大学	1
Uppsala University ウプサラ大学	1
Zagreb ザグレブ大学	1
Prefer not to say 言いたくない	1

(5) 所属大学所在国

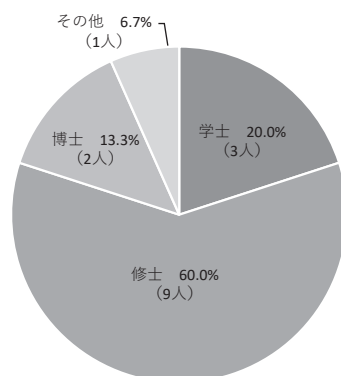
所属大学所在国	人数
スペイン	3
トルコ	2
クロアチア	1
ジョージア	1
スウェーデン	1
スロバキア	1
スロベニア	1
チェコ	1
デンマーク	1
ドイツ フランス	1
ルーマニア	1
言いたくない	1

(6) 専攻

専攻	人数
Law 法律	2
Architecture 建築	1
Data Engineering (Computer Science) データ工学 (コンピューターサイエンス)	1
Fine Arts 美術	1
Global Business Engineering グローバルビジネス工学	1
Information/Computer science 情報 / コンピューターサイエンス	1
Mathematics 数学	1
Mechanical Engineering 機械工学	1
Medicine 医学	1
Natural Sciences 自然科学	1
pharmacy undergraduate 薬学部	1
Social Psychology 社会心理学	1
Theatre Studies / Engineering 演劇研究 / 工学	1
Vigo ※入力誤りと思われる。	1

(7) 保有学位

【図 28】Ⅳ - (7) 保有学位



【所感】

今回のアンケートは、欧州の学生参画の実態を把握するために実施した。回答率は約 20%であったが、各国の代表的立場にある学生が回答しており、貴重な知見が得られたと言える。

回答内容からは、欧州では学生参画が質保証に必須の条件として位置づけられ、参画学生も学生の権利を守るために熱心に活動している様子が伝わってきたが、欧州においても質保証への学生参画を推進する上でさまざまな課題を抱えており、苦労しつつ活動している様子がうかがえた。

欧州においても学生参画は各大学による意識差が大きく、大学によって取組み実態に差があることは指摘されてきたが、アンケート結果からは北欧、西欧以外の地域で質保証への学生参画の推進に苦労している様子もうかがえた。大学の理解や支援が不足している等の課題は日本でも共通した課題であり、丁寧な実態把握を行うことで、示唆を得ることができる部分も少なくないを考える。Onita 氏もインタビューで、現在質保証への学生参画が活発な地域として東欧諸国の名前を挙げている。日本では北欧地域の大学の事例研究が行われることが多いが、今後はそれ以外の地域の実態も踏まえつつ、広く先進事例に学ぶ必要がある。

中里 祐紀（評価研究部評価研究課 主任）



3. アンケート調査票

Questionnaire on student engagement in quality assurance

We, the Japan Institution for Higher Education Evaluation (JIHEE), are one of the five Quality Assurance bodies (QA bodies) which are recognised by the government in Japan. All universities and junior colleges in Japan must be assessed by one of the QA bodies every seven years.

We are currently undertaking a research project on student engagement in university quality assurance, with an aim of understanding the European systems and operations of quality assurance to improve our evaluation system.

We have conducted interviews with the Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA), the European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA) and the European Students' Union (ESU) in March 2023. And in order to understand the European initiatives, we believe that it is essential to learn the views of students who are currently participating in quality assurance. We are very pleased to conduct this questionnaire with you, a ESU's QA Expert Pool member.

It takes approximately 15 minutes to answer the questions.

Please respond by 15 June.

You can revise your answer within the answer deadline.

If you have any inquiries, please contact JIHEE Nakazato.

We sincerely appreciate your co-operation.

I Please tell us about your QA experiences prior to joining ESU's QA Experts Pool.

(1) When did you first know that students can participate in university quality assurance?

- ① Before entering the bachelor's programme
- ② First year of bachelor's programme
- ③ Second year of bachelor's programme
- ④ Third year of bachelor's programme
- ⑤ After entering postgraduate studies

(2) When did you start QA working as a member of Student Council, Student Union (SU) or other organizations?

- ① Before entering the bachelor's programme
- ② First year of bachelor's programme
- ③ Second year of bachelor's programme
- ④ Third year of bachelor's programme
- ⑤ After entering postgraduate studies



- (3) Have you ever belonged to the National Student Union (NSU) of your country and worked as a board member, officer or staff member?
- ① Yes
 - ② No

- (4) Prior to joining the ESU's QA Experts Pool, have you ever participated in the following type of review as a Review Panel?
- (i) University
 - 1. Yes
 - 2. No
 - (ii) ENQA's Agency Review
 - 1. Yes
 - 2. No
 - (iii) QA body (other than ENQA)
 - 1. Yes
 - 2. No

II Please tell us about your activities in ESU's QA Experts Pool.

- (1) Please describe briefly the reason why you have applied for ESU's QA Experts Pool.
()
- (2) Please describe briefly what you want to achieve in ESU's QA Experts Pool.
()
- (3) Please describe the specific achievements you have made through your work in ESU's QA Experts Pool.
()

III Please tell us about your thought on student engagement in quality assurance.

- (1) Where do you obtain your knowledge about quality assurance? Please choose all that apply.
- 1. Training programmes which are provided by SU and other organisations
 - 2. SU members and members of the organisations which you belong to
 - 3. Training programmes which are provided by the QA body
 - 4. Faculty and staff of your university
 - 5. Others ()
- (2) How important are the followings as reasons for your QA activities?
(① Very important ② Some what important ③ Not very important ④ Not important at all)



- a. Being able to contribute to the development of the university at the following levels.
 - i) Your university
 - ii) Country where your university is located
 - iii) Europe
- b. Being able to protect the rights and interests of students.
- c. Being able to work with diverse members.
- d. Being able to acquire competencies such as leadership.
- e. Being helpful to get a job.
- f. Being useful for academic and research work.
- g. Other ()

(3) How do you feel about the following aspects through participating in QA activities? Please select the relevant ones and describe the reasons for your decision.

*Please note that student engagement in quality assurance is not yet common in Japan. Therefore, please write in your reasons as far as possible so that we can properly understand the reasons for your choice.

(1. Strongly agree 2. Agree 3. Disagree 4. Strongly disagree)

- a. I can contribute to the quality assurance of my university.
Reason: ()
- b. I can contribute to the quality assurance of the universities which I have assessed as a Review Panel.
Reason: ()
- c. I can balance my QA activities with my schoolwork.
Reason: ()
- d. I have received a payment enough to my QA activities.
Reason: ()
- e. I am treated as an equal with other reviewers (teaching and administrative staffs) when participating in my own university's quality assurance.
Reason: ()
- f. I am treated as an equal with other panel members when participating in quality assurance at other universities or QA Bodies.
Reason: ()
- g. I can receive enough support for my QA activities from my university's staffs.
Reason: ()
- h. I can receive enough support for my QA activities from the students around me at my university.
Reason: ()
- i. Student engagement in quality assurance is active at the following levels.
 - i) My university.
 - ii) Country where my university is located.
 - iii) Europe.



j. Others, if any.

()

(4) Please write in any other comments on the need for student engagement in quality assurance.

()

IV Finally, I would like to ask you about yourself.

(1) Name ()

*We will not publish aggregate results in a way that can identify any names.

(2) Gender

① Male

② Female

③ Others

(3) Age ()

(4) Affiliated university ()

(5) Country of university affiliation ()

(6) Major ()

(7) Degrees held

① Bachelor

② Master

③ Doctor

④ Other ()

Thank you for taking your time to complete the survey.

Japan Institution for Higher Education Evaluation (JIHEE)

Questionnaire on student engagement in quality assurance

私達 Japan Institution for Higher Education Evaluation(JIHEE) は、日本に五つある Quality Assurance body(QA body) のうちの一つで政府に認められた機関です。日本の全ての大学・短期大学は7年に一度、評価団体による評価を受けなければなりません。

現在、私達は大学の質保証への学生参画について、欧州の制度と実態を理解し、当機構の評価システム改善に役立てることを目的とした研究プロジェクトを進めています。

私達は2023年3月に Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)、The European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA)、European Students' Union (ESU) にインタビューを実施してきましたが、欧州の取組みに学ぶためには、実際に質保証に参画する学生のみなさんからの意見を収集することが不可欠です。今回 ESU の協力を得て、アンケートを実施します。

回答に要する時間は約15分です。

6月15日までに回答をお願いいたします。

回答にあたり質問がある場合は、JIHEE 中里までご連絡ください。質問内容によっては回答に時間をいただくことがありますので、ご了承ください。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

I 質保証への学生参画について、ESU's QA Experts Pool で活動する以前の経験について伺います。

(1) あなたが大学の質保証に学生が参画できることを知った時期はいつですか。当てはまるものを選択して下さい。

(①学士課程入学以前 ②学士課程1年目 ③学士課程2年目 ④学士課程3年目 ⑤大学院入学以降)

(2) あなたが質保証への学生参画について Student Council, Student Union(SU) などの組織に所属して活動し始めた時期はいつですか。当てはまるものを選択して下さい。

(①学士課程入学以前 ②学士課程1年目 ③学士課程2年目 ④学士課程3年目 ⑤大学院入学以降)

(3) National Student Union (NSU) に所属し、board member、officer、staff 等として活動した経験がありますか（現在も所属している場合も含みます）。

(① Yes ② No)

(4) ESU's QA Experts Pool に入る前に、次の評価に Review Panel として参画した経験がありますか。

①大学 (① Yes ② No)

② ENQA の Agency Review (① Yes ② No)

③ QA body (ENQA 以外) (① Yes ② No)

II あなたの ESU's QA Experts Pool での活動について伺います。

(1) あなたが ESU's QA Experts Pool に応募した理由を簡潔に記述してください。

()



(2) あなたが ESU's QA Experts Pool で達成したいと考えていることについて簡潔に記述してください。
()

(3) あなたが ESU's QA Experts Pool での活動を通して得られた具体的な成果について記述してください。
()

Ⅲ 質保証への学生参画について、あなたの考えを伺います。

(1) あなたは活動に必要な質保証についての知識をどこから得ていますか。当てはまるものを全て選んでください。

- (① Student Union 等が提供する研修プログラム ②活動する組織の先輩・メンバーからの情報
③ QA body が提供する研修プログラム ④所属大学の教職員 ⑤その他 ())

(2) あなたが質保証への学生参画に関する活動を行う理由として、以下の a ~ i はどの程度重要ですか。該当するものを選択して下さい。

- (① Very important ② Quite important ③ Not very important ④ Not at all important)

a 次のレベルで大学の発展に寄与することができる。

- i) 所属大学
ii) 大学所在国
iii) ヨーロッパ

b 学生の権利や利益を守ることができる

c 多様なメンバーと共に活動することができる

d リーダシップ等の能力を身に付けることができる

e 就職に役立つ

f 学業・研究に役立つ

g その他 ()

(3) 質保証への参画を通して以下の点についてどのように感じますか。当てはまるものを選択し、そのように判断した理由を記述してください。

※日本では、質保証への学生参画はまだ一般的なものとはなっていません。そのため、あなたの選択の理由を正しく理解するため、できる限り理由の記載をお願いします。

- (① Strongly agree ② Agree ③ Disagree ④ Strongly disagree)

a 所属大学の質保証に貢献できている ()

b Review Panel として評価した大学の質保証に貢献できている ()

c 学業と両立させて活動することができている ()

d 活動に見合う報酬が支払われている ()

e 自大学の質保証に参画する際、学生は教職員と対等に扱われている ()

f 他大学の質保証に参画する際、学生は他の Panel と対等に扱われている ()

g 必要なサポートを所属大学の教職員から受けることができている ()

h 必要なサポートを所属大学の学生から受けることができている ()

i 次のレベルで質保証への学生参画は活発に行われている。

i) 所属大学

ii) 大学所在国

iii) ヨーロッパ

j その他 ()

(4) 質保証への学生参画の必要性について、その他ご意見を自由にお書きください。

()

Ⅳ 最後に、あなた自身のことについて伺います。

(1) 氏名 ()

※氏名が特定される形で集計結果を公開することはしません。

(2) 性別 (①男性 ②女性 ③その他)

(3) 年齢 ()

(4) 所属大学 ()

(5) 所属大学所在国 ()

(6) 専攻 ()

(7) 保有学位 (①学士 ②修士 ③博士 ④その他 ())

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

日本高等教育評価機構



Ⅵ 調査研究のまとめ

本調査研究では、質保証機関（評価機関）が導入可能性を探る目的での「欧州で行われる質保証へのステークホルダー（特に学生）参画はどのようなものか。それは日本に導入可能か」という問いを立て、3つの機関、4つの大学に対する文献・資料調査、オンラインインタビュー、オンラインアンケートを通して情報を集め考察を加えてきた。

まず、3つの機関（ENQA、ESU、QAA）に対する調査から得られた知見についてまとめる。

ENQAでは、欧州高等教育における学生参画のシステムを組み込んだ質保証が機能している大きな理由のとして、多様なステークホルダーとの長期的な協力関係が構築され、オープンな政策調整の手法を通じて学生参画の仕組みを機能させていること、「学生中心の学習」へのパラダイム・シフトを受けて、より学生参画をしっかりと機能させようとするベクトルが動いていることがあげられ、これらの基本となっているのは、ESGである。また、多様性への配慮を進めるという認識やESUによる学生評価員研修制度も重要であることが確認できた。

ESUでは、欧州での大学ごとのローカル学生連合、それらを国レベルで統括するNSU（ナショナル学生連合）、このNSUが加盟するESU（欧州学生連合）という構造があり、質保証への考え方については、地域性や学生への経済的な支援の違いなどの問題点はあるが、学生の権利を守り利益を追求することは、欧州ではどの国でも当たり前前の活動であると認識されていることが確認できた。また、ESUが持つ学生評価員研修制度および研修・実践を経験した学生を登録するエキスパートプールという仕組みは非常に興味深く、今後、これらについて学ぶことは日本にとっても非常に有意義であると考えられる。ESUの研修受講やエキスパートプール登録学生は、すでに自国のNSUなどで活動経験があり、質保証への情熱と知見を持っている学生たちであるという点は、草の根運動的に各大学で学生を育てていく仕組みが有効であることを示唆していると思われる。

QAAでは、QAAが提唱する学生参画（Student Engagement）では質保証に関するレビューだけでなく、高等教育機関が学生を対等なパートナーとみなし、出来ているものを与えるのではなく、設計段階から学生を巻き込み関与させること、学生が学びのプロセスを体験することが重要であることが確認できた。一方で、大学でのインタビューでも確認出来ていることではあるが、学生参画において、学生の時間や専門性が十分無いこと、学生が自信を持って対応出来ないこと、個人的な意見で判断してしまうことなどが課題であるとQAAも認識していた点は重要であると思われる。QAAが行うレビューにも学生評価員がおり、学生の知識レベル、経験を考慮する（評価対象についての知識、経験）を考慮して選抜を行い、教職員評価員と基本的には同様の研修を実施している。このQAAでの学生評価員の経験は就職に役立つ場合もある。QAAが行うレビューの評価員、QAA理事会メンバーも大学レベルと同様に、学生に他の評価員、理事と対等の権限を与えている点は、学生参画の実質化の観点からも素晴らしい仕組みである。

以上、評価機関、学生団体における学生参画について簡単にまとめたが、学生を顧客主義における「お客様」ではなく、他のステークホルダーと同様の地位・権限を有する存在として認めている欧州における学生参画は、「高等教育のあるべき姿の答えは、すべて学生のなかにある」という考えを実践していると言える。現実の高等教育現場がその学生のために機能しているかどうかを真摯に問い続けてその機能性を追求するために「本質的に」学生を参画させることが当たり前であるという理念に基づく実践例を参考に、「日本では無理」と単純に諦めず、この差の由来を今後も粘り強く追求していくことで、あるべき「日本型の学生参画」の姿が導き出せるかもしれない。そして、その「あるべき姿の答えは、すべて学生のなかにある」のだろう。

もちろん、学生の時間を取ってしまう、学生の専門性のレベルが低い、学生代表の代表制がどこまで担保されているのか、など課題は多くあるが、学生の地位・権限の明確化、学生に対する研修プ

プログラム開発など一つ一つ課題に向き合っていけば、日本においても、ビジネス、ボランティア、キャリア開発などの目的で全国規模や都道府県を越えた広域の学生団体が存在するため、それらを活用しながら、日本独自の学生参画の在り方への検討することは出来ると思われる。

続いて、4つの大学に対する調査を通じて、質保証の学生参画について把握できたことをまとめる。総じて、大学のクラスレベルから最高意思決定レベルまで、学生代表が委員会組織などに入るなどの多様な方法で、学生が参画する構造ができている。大学側は関与しない形で学生代表は学生連合を通じて選ばれる。質保証に学生が参画することに対して、大学側は「参画がない大学運営はあり得ない」というくらい不可欠の存在であり、大学にとってのパートナーとして位置付けている。学生は、組織の中では他の委員と平等に権限を持っており、コースの承認、継続やレビュー、規則の作成改訂、レビュー報告書の作成にも関わることもある。なお、特にスコットランドでは、大学と学生連合とがパートナーシップ協定を結び、取り組むべき課題や参画の仕組みについて明文化している特徴がある。

学生参画に関わる学生は、総じて積極的であると評価されている。特に上位層の学生代表は学生連合が行う選挙でマニフェストを提示して信任を得た学生になることが多く、任期が1年で報酬が出され、おおむね学業の中断が認められているが、セントアンドリュース大学では学業も継続している。いずれにせよ、学生の学業には配慮が為されている。学生代表の確保については、難しくなっているという声もあるが、大半は立候補によって決まっているところもあった。

どの大学でも、学生参画の成果が得られていると認識されていた。ただし、課題も多く存在する。特に、学生自身は大学の運営や「学生の代表」として役割については素人であり慣れるのに時間がかかることや、1年で代表を交代するために継続性や安定性が得られにくいことも課題となる。当の学生自身も多様であり、いかに多様性をカバーした参画形成を図るかも課題である。せっかく参

画していても、学生自身が参画においての効力感を十分に得られず大学に対する信頼感が低くなってしまうこともある。そして、総じてそれらに手当てするための時間、予算、研修リソースが不足しているという声も聞かれた。

大学側は、意識的に組織的に学生へのサポートを積極的に行っている。委員会の前に資料配布をして予備的な説明や質疑応答の機会を設ける、サポート窓口を設ける、研修を行う、関係づくりを促進するための非公式研修などが挙げられた。特に、スコットランドでは政府の資金配分機関の支援で設立された sparqs (student partnerships in quality Scotland) が、学生、学生連合、大学などへの多角的な支援を行っており、例えば研修のパッケージも提供している。学生連合がこのパッケージを使用して研修を学生代表に行っているところもある。

外部のステークホルダーについては、大学によって背景の違いがみられた。共通しているのは、学生の雇用に繋がる産業界である。また、QAA ないし QAA による外部試験制度を挙げるところも多かった。また、専門分野団体や専門職団体による認証を得ることが事実上必須となっている分野もある。個別の大学においては、同窓会、地域の学校やコミュニティを挙げるところもあった。特にハイランズアンドアイランズ大学は、地域の要請を背景になり立っていることから、その傾向が強い。

QAA の評価システムに対しては、時間切れで1大学ではインタビューできなかったが、共通してその重要性が指摘された。Code of Practice は有用性が高く、すべての分野での基準作成を行っているために、学位プログラムの設計にも役立っている。レビューも非常に有用で、報告書作成の一連のプロセスから大切な課題が浮かび上がり、改善につなげるようにしている。特にスコットランドでは、「Enhancement」(向上・強化)を質保証のベースにしており、QAA のレビューを通じて目指されるようになっている。

以上をまとめると、大学自身の工夫と努力、QAA や sparqs といった外部団体のサポートもあって、大学側としては、不可欠と認識できるく



らに有効な学生参画の効果が上げられていると考えられる。ただし、本当に当の学生のためになっているのか、そして時間と心身両面の労力を割いて参画する学生にとって有意義な参画にできているのかどうかを中心に、検討すべき課題も多い。学生であるが故のいかんともしがたい制約もあるが、総じてそうした課題にも向き合おうと奮闘する大学の姿がみえたことが心強い。

最後に、ESU のエキスパートプールに対するオンラインアンケートからは、回答率は約 20% と決して高くなかったが、回答者の年齢、所属大学、所属大学所在国、専攻が非常に多岐にわたり、貴重な知見が得られたと言える。学生参画先進地域とされる北欧以外でも活発な活動が行われており、特に東欧地域の学生から回答からは新たな視点から日本への示唆が得られる可能性もあるものと思われる。

回答内容からは、学生参画が質保証に必須の条件として位置づけられ、参画学生も学生の権利を守るために熱心に活動している点だけでなく、質保証への学生参画を推進する上で様々な課題があり、それらと向き合いながら苦勞しつつ学生代表が活動している様子がうかがえた。

欧州においても学生参画は各大学による意識差が大きく、大学によって取組み実態に差があることは指摘されてきたが、アンケートからは北欧、西欧以外の地域では質保証への学生参画の推進に苦勞している様子や、大学の理解や支援が不足している等の日本が現状で抱えているものと同じ課題があることなどが確認出来た。

今後、本調査研究の内容が、日本高等教育評価機構の認証評価活動および日本の高等教育質保証活動において、学生参画を考慮した新しい制度設計に少しでもつながることを期待したい。

堀井 祐介（大阪大学 学際大学院機構 教授）
大佐古 紀雄（育英短期大学 保育学科 教授）

認証評価に関する調査研究 第12号

令和6年6月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル2階

TEL.03-5211-5182（評価研究部）

FAX.03-5211-5132

URL <https://www.jihee.or.jp>